

産補習學校二十校、明治三十五年ニ農業補習學校四百八十校、水産補習學校二十三校、工業補習學校四十三校、商業補習學校八十二校、商船補習學校一校、明治三十六年に農業補習學校千二百一十一校、水産補習學校三十六校、工業補習學校八十一校、商業補習學校百九校、商船補習學校一校、明治三十七年に農業補習學校千四百三十六校、水産補習學校四十一校、工業補習學校八十一校、商業補習學校百二十四校、商船補習學校一校、明治三十八年に農業補習學校二千四百五十校、水産補習學校六十七校、工業補習學校九十四校、商業補習學校百三十三校、商船補習學校一校であつた。

第七項 實業教育費國庫補助

明治二十九年三月九日北海道廳、府縣に對する左記文部省訓令第一號が發せられた。

明治二十七年法律第二十一號實業教育費國庫補助法ニ依リ補助ヲ受クル學校ノ經費豫算中學校長及教員ノ俸給ハ文部大臣ノ認可ヲ得ルニアラサレハ他ノ費目ニ流用スルヲ得ス

明治三十一年六月二十五日法律第十八號を以て左の如く實業教育費國庫補助法中に改正が行はれた。

明治二十七年法律第二十一號實業教育費國庫補助法中左ノ通改正ス

第一條中「十五萬圓」ヲ「二十五萬圓」ニ改ム

第二條第一項中「商業」ノ下ニ「商船」ノ二字ヲ加ヘ同條第二項中「地方」ヲ「監督」ニ改ム

第七條中「十分ノ一」ヲ「八分ノ一」ニ改ム

附 則

此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

右は補助金額十五萬圓を二十五萬圓に増加し、商船學校を補助學校の中に加へ、又從來補助學校の中に地方官廳の認可したる農工商組合の設立に係る學校とあつたのを監督官廳の認可したる農工商組合の學校と改め、法律の結果農工商組合は農商務大臣の認可を要することとなつた爲である、其他從來文部大臣は補助金額の十分の一以内を實業學校教員養成の爲に支出し得たのを増加して八分の一以内としたのである。

明治三十二年三月三十日文部省令第二十號を以て左の如く實業教育費國庫補助法施行規則が改正せられた。

明治二十七年文部省令第十四號實業教育費國庫補助法施行規則ヲ改正スルコト左ノ如シ

實業教育費國庫補助法施行規則

第一條 實業教育費國庫補助法ニ依リ補助ヲ受ケントストキハ學校管理者ヨリ文部大臣ニ申請スヘシ但實業補習學校ニ在リテハ明治三十二年文部省令第十二號實業學校設置廢止規則第一條第一項各號ノ事項ヲ具スヘシ

第二條 補助ヲ受クル學校ノ收支豫算ハ每會計年度前ニ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但年度内ニ追加豫算ヲ議決シタルトキハ其都度文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

收支決算ハ每會計年度經過後府縣郡市町村會又ハ組合會ノ認定ヲ經タル上直ニ文部大臣ニ報告スヘシ

第三條 補助ヲ受クル實業補習學校ニ於テ明治三十二年文部省令第十二號實業學校設置廢止規則第一條第一項第一號乃至第五號ノ事項ヲ變更セントストキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第九號ノ事項ヲ變更シタルトキハ文部大臣ニ開申ヘシ

第四條 道廳府縣郡立ニアラサル學校ノ管理者ニ異動アルトキハ其都度文部大臣ニ開申スヘシ

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

第五條 道廳府縣立ニテラサル實業學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ凡テ地方長官ヲ經由スヘシ

第一條ノ申請書ヲ進達スル場合ニ於テ地方長官ハ精査ノ上詳細ナル意見ヲ付シ併セテ其地方實業ノ情況ヲ具申スヘシ

第六條 補助金交付ノ手續ハ別ニ定ムル所ニ依ル

附 則

第七條 此規則ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

明治三十二年三月三十一日文部省令第二十一號を以て左の如く補助金交付の手續等に關する規定が改正せられた。

實業教育費國庫補助法ニ依レル補助金交付ノ手續並補助ヲ受クル學校ノ豫算決算ニ關スル規定ヲ改正スルコト左ノ如シ

實業教育費國庫補助金交付手續並補助ヲ受クル學校ノ豫算決算ニ關スル規定

第一條 實業教育費國庫補助金ハ補助ヲ與フル月ヨリ月割ヲ以テ計算ス

第二條 實業教育費國庫補助金ハ毎會計年度ヲ二期ニ區分シ當該年度ノ四月十月ニ交付ス但新ニ補助ヲ許可シタル

場合ニ於テ其期ニ屬スル補助金ハ本文ノ期月ニ拘ラス之ヲ交付ス

第三條 實業教育費國庫補助法施行規則第二條ノ收支豫算書ハ前年度豫算額及之ニ對スル比較増減ヲ示シ且ツ其細

目ニ就キ説明ヲ付スヘシ

第四條 實業教育費國庫補助法施行規則第二條ノ收支決算書ハ明治二十三年會計検査院達第四號書式ニ依リ調製シ

正副二通ヲ差出スヘシ

前項ノ收支決算書ニハ地方長官ニ於テ各科目ノ金額ト帳簿及證憑書トヲ對査シ其調書一通ヲ調製シ之ヲ添付スヘシ

第五條 基本財産ヲ有スル學校ハ前年度十二月末現在ノ種類數量及價格ヲ記載シ收支豫算書ニ添付スヘシ

附 則

第六條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

上記省令第二十一號發布の當日左記文部省訓令第一號が發せられた。

明治二十八年文部省訓令第二號ハ明治三十二年三月三十一日限り廢止ス

この明治二十八年文部省訓令第二號は上記省令第二十一號と重複するが故である。

明治三十二年四月一日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第二號を以て左の如く明治二十九年文部省訓令第一號が廢止せられた。

明治二十九年文部省訓令第一號ヲ明治三十一年度限り廢止ス

廢止せられた明治二十九年文部省訓令第一號は、國庫の補助を受くる學校の經費豫算中學校長、教員の俸給の流用は文部大臣の認可を要すとの件である。

明治三十四年三月二十七日法律第一號を以て左の如く實業教育費國庫補助法中に改正が行はれた。

實業教育費國庫補助法中左ノ通改正ス

第一條 實業教育ヲ獎勵スル爲國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス

附 則

本法ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は從來法律を以て補助金額二十五萬圓と一定して居たのを改め、毎年豫算を以て定むる所の金額を支出することとしたのであつて、即ち補助金額は將來増加の必要あり、其都度一々法律を改正するの煩を避けんとするの趣旨に出でたのである。而して政府は明治三十四年度の豫算に二十八萬圓の補助金額を計上したのであつた。

明治三十四年十月七日文部省令第十四號を以て左の如く實業教育費國庫補助法に依れる補助金交付の手續並補助を受ける學校の豫算決算に關する規定中に改正が行はれた。

明治三十二年^三文部省令第二十一號中左ノ通改正ス

第四條 實業教育費國庫補助法施行規則第二條ノ收支決算書ハ同年度豫算額及之ニ對スル比較増減ヲ示シ且ツ其増

減ニ就キ説明ヲ付スヘシ

明治三十五年十月三十一日文部省令第十四號を以て左の如く實業教育費國庫補助法に依れる補助金交付の手續並補助を受ける學校の豫算決算に關する規定中に改正が行はれた。

明治三十二年^三文部省令第二十一號第二條ヲ左ノ通改正ス

第二條 實業教育費國庫補助金ハ毎會計年度ヲ二期ニ區分シ當該年度ノ四月十月ニ各一期分ヲ交付ス但新ニ補助ヲ

許可シタル場合ニ於テ其期ニ屬スル補助金並臨時許可シタル補助金ハ本文ノ期月ニ拘ハラズ之ヲ交付ス

實業教育費國庫補助法施行規則第二條ノ認可ヲ受ケサルモノアルトキハ之ニ對スル補助金ハ總テ認可済ノ上ニア

ラサレハ交付セス

明治三十六年三月五日文部省令第六號を以て左の如く實業教育費國庫補助法施行規則中に改正が加へられた。

明治三十二年^三文部省令第二十號實業教育費國庫補助法施行規則第三條ヲ左ノ通改正ス

第三條 補助ヲ受クル實業補習學校ニ於テハ明治三十二年文部省令第十二號實業學校設置廢止規則第一條第一號乃

至第四號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第九號ノ變更ハ文部大臣ニ開申シ第五號ノ變更ハ道廳府縣立ノ學校ニ在

リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ地方長官ニ於テ認可ヲナシタルトキハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申スヘシ

明治三十六年三月三十一日文部省令第十六號を以て左の如く實業教育費國庫補助法施行規則中の一部が改正せられた。

明治三十二年文部省令第二十號實業教育費國庫補助法施行規則中左ノ通改正ス

第三條中「第九號」ヲ「第十號」ニ改メ「第五號」ヲ「第六號」ニ改ム

第五章 明治三十七年日露戰役當時に至るまで

附 則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

右の改正は前に述べた明治三十六年文部省令第五號を以てする實業學校設置廢止規則中の改正に伴ふものである。

第十款 盲啞教育

明治三十三年の小學校令は第五條に於て幼稚園盲啞學校其他小學校に類する各種學校の規程に關しては本令中別段の規定あるものを除くの外文部大臣之を定むることを規定し、之に基きて定められた施行規則に於て盲啞學校の教員の資格其他二三の事項を規定したことは前既に述べた通である。

官公私立に係る盲啞學校の數を見ると、

明治二十九年に四校、明治三十年に四校、明治三十一年に七校、明治三十二年に七校、明治三十三年に十一校、明治三十四年に十五校、明治三十五年に十九校、明治三十六年に二十校、明治三十七年に二十校、明治三十八年に二十六校であつた。

第十一款 感化教育

精神上特殊の状態に在り、常習的に不良行爲を爲し、又は爲すの處ある者其他不良に陥り易き境遇に在る者等に對しては特殊の感化教育を必要とする。而して此等感化教育機關は警察又は裁判所等と關聯する所が多いので、文部大臣の管轄に屬せずして内務大臣若は司法大臣の管轄に屬することは各國其例を一にする所である。

明治三十三年三月十日法律第三十七號を以て左の如く感化法が制定せられ、始めて感化院が設けらるることとなつた。

感 化 法

第一條 北海道及府縣ニハ感化院ヲ設置スヘシ

第二條 感化院ハ地方長官之ヲ管理ス

第三條 感化院ニ關スル經費ハ北海道及沖繩縣ヲ除クノ外府縣ノ負擔トス

第四條 北海道及府縣ニ於テハ其ノ區域内ニ團體又ハ私人ニ屬スル感化事業ノ設備アルトキハ内務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ感化院ニ代用スルコトヲ得

代用感化院ニ關シテハ本法ノ規定ヲ準用ス

第五條 感化院ニハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ入院セシム

- 一 地方長官ニ於テ滿八歳以上十六歳未滿ノ者之ニ對スル適當ノ親權ヲ行フ者若ハ適當ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞丐ヲ爲シ若ハ惡交アリト認めタル者
- 二 懲治場留置ノ言渡ヲ受ケタル幼者
- 三 裁判所ノ許可ヲ經テ懲戒場ニ入ルヘキ者

第六條 入院者ノ在院期間ハ滿二十歳ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第五條第三號ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 地方長官ハ何時ニテモ條件ヲ指定シテ在院者ヲ假ニ退院セシムルコトヲ得

假退院者ニシテ指定ノ條件ニ違背シタルトキハ地方長官ハ之ヲ復院セシムルコトヲ得

第五 章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

五九七

第八條 感化院長ハ在院者及假退院者ニ對シ親權ヲ行フ

在院者ノ父母又ハ後見人ハ在院者及假退院者ニ對シ親權又ハ後見ヲ行フコトヲ得ス

第五條第二號及第三號ニ該當スル者ノ財産ノ管理ニ關シテハ前二項ノ規定ヲ適用セス

第九條 感化院長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ在院者ニ對シ必要ナル檢束ヲ加フルコトヲ得

第十條 行政廳ハ第五條第一號ニ該當スヘキ者アリト認メタルトキハ之ヲ地方長官ニ具申スヘシ此ノ場合ニ於テハ

假ニ之ヲ留置スルコトヲ得

前項留置ノ期間ハ五日ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條 地方長官ハ在院者ノ扶養義務者ヨリ在院費ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セサル者アルトキハ國稅徵收法ノ例ニ依リ處分スルコトヲ得

第十二條 在院者ノ親族又ハ後見人ハ在院者ノ退院ヲ地方長官ニ出願スルコトヲ得

前項出願ノ許可ヲ得サル在院者ニ關シテハ六箇月ヲ經過スルニ非サレハ退院ヲ出願スルコトヲ得ス

第十三條 第五條第一號又ハ第十一條第二項ノ處分ニ不服アル者又ハ第十二條第一項ノ出願ヲ許可セラレサル者ハ

訴願ヲ提起スルコトヲ得

附 則

第十四條 本法施行ノ期日ハ府縣會ノ決議ヲ經テ地方長官ノ具申ニ依リ內務大臣之ヲ定ム

第十五條 北海道沖繩縣ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

明治三十四年八月六日內務省令第二十三號を以て左の如く感化法施行規則が定められた。

感化法施行規則左ノ通定ム

感化法施行規則

第一條 地方長官ニ於テ感化法第五條第一號及第二號ニ掲クル者ヲ入院セシメントスルトキハ入院命令書ヲ交付ス

ヘシ

感化法第五條第三號ニ掲クル者ニ付テハ親權ヲ行フ父母又ハ後見人ハ裁判所ノ決定書ヲ地方長官ニ呈出シ入院ヲ

出願スヘシ

前項ノ場合ニ於テ入院ヲ許可シタルトキハ入院命令書ヲ交付スヘシ

本條ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ感化院長ニ通知スルコトヲ要ス

第二條 前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ感化院長ハ入院命令書ヲ査閲シタル後入院セシムヘシ

第三條 府縣ニ於テ感化院ヲ設置セントスルトキハ其ノ位置名稱其ノ他必要ナル規則ヲ定メ內務大臣ノ許可ヲ受ク

ヘシ

第四條 感化院ニハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ院長其ノ他必要ナル職員ヲ置ク

第五條 在院者ニハ獨立自營ニ必要ナル教育ヲ施シ實業ヲ練習セシメ女子ニ在リテハ家事裁縫ヲ修習セシムヘシ

第六條 感化院長ハ必要ニ應ジ在院者ヲ適宜公私ノ施設又ハ私人ニ託シ教育ヲ施サシメ又ハ勞務ニ就カシムルコト

ヲ得但シ所在府縣外ニ於テ公私ノ施設又ハ私人ニ託セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 在院者ニ對スル懲戒及檢束ノ方法ニ付テハ內務大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ムヘシ

第五章

明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

第八條 在院者ノ衣食療養其ノ他必要ナル費用ハ扶養義務者ニ於テ地方長官ノ定ムル所ニ依リ相當ノ額ヲ負擔スヘシ
地方長官ニ於テ扶養義務者前項ノ金額ヲ支辨スル資力ナシト認メタルトキハ其ノ一部又ハ全部ノ免除ヲ爲スコトヲ得

第九條 地方長官ハ感化院ノ職員養成ノ爲必要ナル設備ヲ感化院ニ附設スルコトヲ得

第十條 前各條ノ規定ハ代用感化院ニ之ヲ準用ス

第十一條 地方長官ハ代用感化院ニ對シ府縣費ヲ以テ補助ヲ爲スコトヲ得

感化院ノ施行に關シ明治三十四年八月地方長官に對し内務省地方局長より左記地甲第六四號通牒を發した。

今般内務省令第二十三號ヲ以テ感化院施行規則制定相成候處右ニ就テハ豫テ御考案モ可有之候得共左ノ事項特ニ御注意相成候様致度

- 一 感化院ノ名稱ハ感化教育上重大ノ關係アルヲ以テ其ノ選定ニ留意シ何々感化院ト稱スルヲ避ケ入院者ヲシテ不快ノ念ヲ起サシメ世人ヲシテ感化ノ實相ヲ了知セシメ得ルカ如キ名稱ヲ附スルヲ可トス
- 二 感化院ハ可成靜謐ノ地ニ之ヲ設ケ道德上嫌疑スヘキ場所及感化ニ妨アリト認ムル場所ニ建設スルコトヲ避ケルヲ可トス
- 三 感化院ニ收容スヘキ者ハ男女年齢性質等ニ於テ等差アルハ言フ俟タサルカ故ニ感化上ノ便宜ト經濟上ノ關係トヲ對酌シ感化院ニハ適宜其ノ地ノ狀況ニ從ヒ相當ノ類別區劃ヲ設ケルヲ可トス

- 四 一府縣ニ二個以上ノ感化院アルトキハ其ノ在院者ヲ分配スルニ注意シ可成前號ノ類別ニ準スルヲ可トス
- 五 一感化院ニ入院セシムヘキ員數ハ一定ノ限度ヲ設ケ濫リニ多數ヲ收容シメサル方針ヲ取ルヘシ
- 六 入院者ニ實業上ノ教習ヲ施スハ勤勞ノ慣習ヲ養成スルト共ニ生計ノ方便ヲ授クルヲ目的トスルモノナルカ故ニ此ノ趣旨ニ基キ相當教習ヲ施シ單ニ勞力ノミヲ課シ若ハ全然機械的工作ノミニ使用スルノ弊ニ陥ラサル様注意スルヲ可トス
- 又少年者ニヨリテハ實業教育ヲ施スハ勿論ナリト雖之レト同時ニ健全ナル遊戯ヲナシムルコトヲ注意セサル可ラス
- 七 在院者ノ勤勉及改善ヲ獎勵スル爲ニ賞與金其ノ他必要ナル獎勵方法ヲ設ケタルト共ニ在院者ノ收得シタル金錢ニ對シ貯金簿ヲ給シ傍ヲ貯蓄心ノ養成ニ留意スルヲ可トス
- 八 懲戒方法及檢束方法ヲ定ムルニ克ク注意ヲ加ヘ體罰ヲ施ス場合ノ如キハ最モ重大ナル惡行アルニ非サレハ之ヲ科セサルヲ可トス
- 九 在院者退院後ト雖可成院ト交通スル方法ヲ設ケ其ノ惡行ニ誘導セラルル如キ事ヲ暗々裡ニ防禦スヘシ然レトモ之レカ爲ニ退院者ニ不利ヲ來スカ如キコトアルハ宜シカラス
- 一〇 感化事業ノ成否ハ一ニ其ノ職員ノ良否ニヨルカ故ニ其ノ選擇ニ付テハ殊ニ注意セラルヘシ

明治三十四年十月更に左記地甲第七二號地方局長通牒が發せられた。

今般感化院施行規則制定相成候處感化院制度實施ニ伴フ功績ノ著大ナルコトハ縷々申迄モ無之獨リ不良少年ヲ收容シ

テ社會ノ流毒ヲ未然ニ防遏シ得ルノミナラス此等ノ少年ヲ指導教養シテ正業ニ習練セシメ以テ獨立自營ノ途ヲ得セシムル等直接ニハ一般ノ民業ヲ裨補シ間接ニハ一般細民ヲ薰化シ其ノ結果著シク犯罪人ノ數ヲ減少シ得ヘキハ明白ナル事實ニ有之就テハ過般監獄費ノ國庫支辨トナリタルヲ期トシ府縣經濟ニ生シタル幾分餘力ヲ轉用シテ速ニ感化院等ノ設備ヲ完成セシメントスルハ最前ヨリノ趣旨ニ有之且府縣ニハ恩賜金ヲ基礎トシテ慈善資金蓄積ノ途ヲ講セラレ居候得ハ旁々此ノ際府縣經濟ノ都合ヲ斟酌シ適應ノ施設ヲ爲シ若ハ私人ノ設備ヲ誘導スル等相當措置相成度尤感化院設立ノ上ハ已ニ懲治場ニ在ル者ト雖可成之ヲ收容セシムル趣旨ニ有之候間其ノ邊御含置相成度仍感化事業ハ本邦ニ於テハ創始ニ屬シ候得ハ其ノ施設ニ付テハ深ク慎重ヲ加ヘ少年者ノ將來ニ於テ獨立自營ノ良民タラシムルヲ目的トシ其ノ教養指導ニ重キヲ置キ誤ツテ一種ノ監獄タルノ感ヲ起サシメサル様篤ク御留意相成度

第十二款 學制改革問題

我國の學校制度は前に述べた如く明治五年の「學制」に始まり、明治十二年の教育令明治十三年の改正教育令明治十八年の教育令其他之に伴ふ諸規程を経て、明治十九年に於ける小學校令中學校令帝國大學令師範學校令の制定に依り大に整頓の度を加へ、其後明治二十三年には小學校令、明治二十七年には高等學校令、明治三十年には師範教育令、明治三十二年には中學校令、高等女學校令及實業學校令、明治三十三年には改正小學校令、明治三十六年には專門學校令の制定があり、次第に整然たる形體を整ふるに至つたのであるが、其間世人は必ずしも學校制度の現在に對して満足の意を表せず、所謂學制改革を叫ぶの聲は時々起り來つた。而して世人が最初に改革の必要を感じたのは最高の學府たる大學に關することであつた。即ち帝國大學が高尚に過ぎ、小學より進んで之に達し得るまでには餘りに長年月を要するを以

て、今少しく容易に各種の専門學科を修め得るの途を開くの要ありといふに在つた。明治二十六年に文相の任に就いた井上毅の如きも亦同様の考を抱いて居たのであつて、井上が明治二十七年に決行した高等中學制度の改正は即ち此考を實地に施したものに外ならぬ。明治十九年の中學校令に依る高等中學校なるものは尋常中學校の卒業者を收容して修業年限を二箇年とし、其卒業者を帝國大學に入學せしむる仕組であつたが、實際は尋常中學校との連絡が不十分であつた爲高等中學校には三箇年の豫科を置き、然も尋常中學校の卒業者にして更に其豫科の下級若くは途中に入學するものもあるといふ有様であり、且當時帝國大學は唯一であり、高等中學校は全國に數校あるのみで雲集して來る入學志望者の一部分を收容し得るに止まり、他は入學し得るまでに尙ほ兩三年を空費するの實狀であつたから、大學を終るまでには多くの年月を要したのは事實であつた。井上は此狀況を見て出來得べくんば帝國大學其もの程度を低下し、現在の高等中學校を帝國大學に引直して其數を多くし、直に之を尋常中學校に接続せしめ以て容易に専門學科を修め得ることとし、青年向學の志を達せしめんと欲したのであらうが、帝國大學に手を觸るるが如きことは到底實行不可能なるが故にこれは其儘にし、別に低級なる大學を創設する意味を以て從來の高等中學校を變形して各種の専門教育を施す所の高等學校となし、尋常中學校の卒業者を直ちに入學せしむることとし、帝國大學入學者の爲には高等學校の附屬として大學豫科を置くこととした。即ち井上は學制改革問題の解決に手を染めた最初の人であつたのである。然るに井上の計畫は結局失敗に終り、第三高等學校に設けられた法學部及工學部は數年ならずして之を廢止するの已むを得ざるに至り、其他文學部理學部農學部の如きは始めより其實現を見ず、僅かに各學校の醫學部及第五高等學校の工學部のみが後まで存在したのであつた。

尙ほ井上は高等學校を造るに當つては實は之に大學の名を附せんと欲したが、帝國大學を憚りて之を爲さず、獨逸の

ホッホシューレ (Hochschule) に倣つて高等學校と稱することとしたことであり、(本章男子高等普通教育の款中國國民教育獎勵會編纂教育五十年史所載岡田良平談參照) 且井上自ら

今度ノ改正ニ高等中學校ヲ高等學校トシタルノ目的ハ蓋左ノ二點ニ在リ

一、従前ノ高等普通教育ヲ授クルノ所ヲ移シテ高等專門教育ヲ授クルノ所トシ以テ世ノ需要ト少年ノ志望ヲ順達ス

二、高等學校ノ成績ニ從ヒテハ將來ニ進メテ大學トスルノ地ヲ爲シ以テ國家ノ文運ヲ進ム

此二點ニ付テ非難ノ起ルヘキハ大學ハ必唯一ノ水平程度ニ於テ設備セサルヘカラスト云ニ在ラン此言ハ必シモ然ラ

サルナリ、大學ノ制度モ亦其歴史ニ從ヒ異同アルハ各國ニ參照スヘシ英國ケムブリッヂ大學ノ如キ其目的ハ學術ニ

非スシテ教育ニアリ故ニ其程度ハ甚ク低ク其學位ハ學者ヲ保證スルニ非スシテ教育アル紳士ヲ保證スト云米國ノ大

學ノ如キハ其名稱ト及程度ト共ニ種々不同ニシテ一ヲ執リテ平準セス而シテ國ノ須要ニ應スルノ成績ヲ失ハス

又佛國ノ如キモ高等專門學校ノ數十三ニシテ其中「ユニヴェルシテ」ト稱フル者ハ巴里大學ニ止マリ其他ハ仍

「フアキユルテ」ノ名稱ヲ以テ成立セリ大學必シモ同一ノ名稱等級及同一ノ程度ヲ有セサルナリ

と唱へて居る(前章男子高等普通教育の款參照) 所を見ると、井上は等しく大學として見るべきものの中に高級大學と低級

大學との二種があつても制度上何等の差支はないと考へて居るやうであるが、これは決して正當ではない。大學なるも

のは學術蘊奥の攻究と各種専門學科の教授との二大使命を有する最高教育機關であつて、これには自から定まつた水準

がある。此水準に達せざる低度の學校を目して大學となすが如きは制度上許すべきものでない。勿論甲國の大學と乙國

の大學とは必ずしも同一の水準に在るといふことは出来ぬが、一國の大學に高低二種のもが存在するといふが如きは

諸外國にも其例のない所である。米國のコレッチ (college) の如きは實は最高等普通教育の機關であつて、眞の大學と

謂ひ得ざるものなるが故に之を別とし、彼の佛國に於ける「ユニヴェルシテ」と「フアキユルテ」とは兩者程度の差異に依る區別には非ずして其綜合制の大學たると單科制若くは二三學科制の大學たるに依る區別たるに過ぎず、其他獨逸の「ホッホシューレ」も亦綜合制大學たる「ウニヴェルジテ」に對する單科制大學を謂ふものであつて、兩者の程度に何等の差異があるのではない。若し井上が獨逸の「ホッホシューレ」を以て「ウニヴェルジテ」に對する一種低級の大學なりと考へ、其名稱に倣つて自己が新に造らんとする低級大學を高等學校と稱することとしたるものとせば、これは正しく外國の學校制度に關する認識を誤つたものといはねばならぬ。

井上の大學に對する考が其當を得て居ないことは右に述べた如くであるが、其後學制改革を論ずる人々にして動もすれば井上と類似の考の下に、帝國大學は之を専ら學者研究家を養成する高級大學として其程度の如きは之を低下するを要せざるのみならず尙ほ一層之を高くするも妨げずとし、而して實際家を養成するが爲には別に低度の實用的大學を設くべきことを主張し、之を以て學制改革の要訣なりとなすものがあり、現在に於ても此説を持するもの絶えざるに至ては編者の寧ろ不思議に感ずる所である。大學は屢述べた如く學術の蘊奥を攻究する機關たると同時に學生に對して専門教育を行ふ機關であり、大學の教授は何れも第一流の學者研究家たることを以て理想とする。大學に於ける専門教育は此等研究力の旺盛なる教授に依り、研究的空氣の充満せる中に於て行はるるが故に始めて根柢の深き専門教育即ち之を受くる者が自ら勉むることに依り將來益々其力を伸ばし得る素地を作る基本教育となり得るのである。此の如き基本教育は獨り學者研究家たらんとする者に對して必要なるのみならず、實際家として各方面に活動せんとする者に對しても他日學術の進歩に伴ひ、事物の變化に應じて、常に之に善處し得る力を養ふ上に必要缺くべからざるものである。これが或は司法家となり、行政家となり、或は醫師となり技術者となり或は學校教師とならんとする者に必要なる高き程

度の職業教育である。此の如く一方に於て學術蘊奥の攻究を使命とする研究家が同時に教授として學生指導の任に當り、學者研究家たらんとする者及實際家たらんとする者に對して等しく必要なる基本教育を施すといふ點に大學の本色があり、大學としての存在の理由があるのである。大學の教育と職業教育とを以て互に相容れざる二箇のもの如くに考ふる如きは誤此より甚しきはない。何れの國の大學も皆如上の精神を以て設けらるるものであるが、殊に大學が學術研究の機關たると共に實際家たらんとする者の爲に各種の職業教育を行ふ機關たるの點を最明瞭に言表はして居るのは歐洲大戰の後、西曆千九百三十年五月五日獨逸普魯西に於て所謂大學改革(Hochschulreform)の趣旨の下に文部大臣の定めたベルリン大學の規則(Satzung)第一條であるから(普魯西に於ける他の大學の規則も其趣旨に於て全く同一である)左に之を掲げて見よう。

Die Universität zu Berlin hat die studierende Jugend zum Eintritt in die verschiedenen Zweige des höheren Staatsdienstes sowie für andere Berufsarten, zu denen eine wissenschaftliche Bildung erforderlich oder nützlich ist, vorzubereiten. 'Eingedenk ihrer grossen Vergangenheit dient sie als erste Hochschule des Staates der Aufgabe, im Schutze der verfassungsmässig gewährleisteten Freiheit der Wissenschaft Forschung und Lehre zu fördern und den Wissenschaften schöpferische Antriebe zu geben. Als Gemeinschaft von Lehrenden und Lernenden, die im Geiste der Wahrheit verbunden sind, sucht sie den sittlichen Charakter der akademischen Jugend zu entfalten und sie zur verantwortungsvollen Mitarbeit an Staat und Kultur zum Wohle des Volksganzen heranzubilden.

ベルリン大學は學生に對して各種の高等官吏其他學問上の素養を必要とし若くは有用とする種々の職業に従事する

が爲に要する準備教育を爲す所とす。同大學は其偉大なる過去の業績に鑑み、首座の國立大學として、憲法に依り與へられたる學問の自由の保障の下に、研究及教授の進歩を圖り、學問に對して獨創的刺戟を與ふべきものとす。

同大學は又眞理探究の精神の下に結合せられたる教授者及受教者の共同體として、大學生の徳性を發達せしめ、全國民の慶福の爲に國家及文化への責任重き協力を爲すに適すべく彼等を養成すべきものとす。

右の如き次第であるから學者養成と實際家養成とを區別して之が爲に二箇の大學を作るの必要は少しもない。若し夫れ學術蘊奥の攻究と専門教育とを分離し實際家養成の爲に單に専門教育のみを行ふ所の低級大學を作るが如きは大學の本質を無視するものであり、此の如き低級大學は之を大學として認むべきものではない。編者思ふに歐洲人などの殆ど夢想だもせざるべき研究大學實用大學分離論の如きものが我國に於て屢擡頭するのは恐らく従前の帝國大學令の第一條に對する世間の誤解から來るものであらう、帝國大學令第一條に

第一條 帝國大學ハ國家ノ須要ニ應スル學術技藝ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス

とあるのは(一)帝國大學は學生に對して國家に須要なる學術技藝の理論及應用を教授する所即ち専門教育を施す所であり、(二)帝國大學は又自ら學術の蘊奥を攻究する所であるといふ意味であることは殆ど説明を要しない。學術蘊奥の攻究は大學自體の任務であつて學生の任務ではない。勿論學生の中には學者となつて學術蘊奥の攻究に一生を委ねんとする者もあるであらう、此等の學生は専門教育を受けたる後尙ほ進んで研究の途を取るであらうが此等は寧ろ少數であつて大多數の學生は専門教育即ち職業教育を受けて直に社會に出で各種の業務に就くものである。然るに世人は往々大學自體の任務たる學術蘊奥の攻究と學生の任務たる専門學科の學修とを混同し學生は皆學術の蘊奥を攻究せんが爲に大學に入學するものと誤解するのである。間違の起るのは此處である。即ち將來實際家たらんとする多數の學生を現在の如

く帝國大學に入らしめ學術の蘊奥を攻究せしむる必要はない、これは學者たらんとする少數の人に限りて差支ない、實際家養成の爲には別に低級なる大學を設けて學術蘊奥の攻究などに關係なく單に職業教育を施せば宜いではないかといふ論が生じてくる。然も論者は現に帝國大學の學生が皆各種の業務に就くが爲に必要な根柢深き職業教育を受けつつあるの事實を知らぬのである。右の如き誤解は嚴に之を正して置かなければならぬ。

議論は此位に止め再び事實の敘述に歸ることとして、若し井上の計畫が成功して低級大學たる高等學校の各専門學科が諸處に設けられ、天下の青年を吸収することを得て帝國大學に進むものが大いに減少するが如き結果を來し得たりとせば帝國大學に關する限り學制改革論は自ら消滅するに至つたかも知れぬのであるが、事實は之に反して井上の計畫は失敗に終り帝國大學は依然として其地位を保持し天下向學の青年は皆大學豫科に向つて雲集し來り、入學の困難修業年限に長きを要するの事實は少しも緩和せられないので、學制改革問題は引續き世間に論議せられ、明治二十七年頃から政界及教育界の有力者に依て組織せられて居た學制研究會（初めは學政研究會）に於ても追々此問題を論究することとなつた。明治三十二年頃には學制改革運動は其最高潮に達し、曩に文部次官を退いてから貴族院に據て常に教育問題の爲に氣を吐き學制改革論に就ても其急先鋒であつた久保田讓は明治三十二年十一月四日帝國教育會に於て臨時講演會を開き教育制度改革論と題して左の如き公開演説を行つた。

明治三十二年十一月十五日帝國教育會發行教育公報第二百二十九號附錄所載

教育制度改革論

久保田讓

本篇ハ本月四日帝國教育會臨時講談會ニ於テ同會名譽會員久保田讓君ガ特ニ演説セラレタル筆記ナリ

諸君

是ヨリ私ガ申述ベマスルノハ教育制度ノ改革ニ關スル意見デゴザイマス、此問題ハ將來國家ノ盛衰ニモ關係ヲスル所ノ重要ノ事柄デアリマシテ、教育上ニ取テ是ヨリ重イ問題ハナイ位ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス、今後或ハ議會ノ問題トモナリ或ハ政府ノ問題トモナラウカト推考ヲ致ス事柄デゴザイマスカラシテ、ドウカ暫ク御靜聽ヲ願ヒタイノデゴザイマス。

私ガ唯今教育制度ト申スノハ教育ノ正當ナル系統ニ屬シテ居ル所ノ小學校、中學校、高等學校、及大學ニ關スル所ノ制度ノ極ク大體デアリマシテ其他ノ學校ハ含ンデ居リマセス、ソレカラ又教育ノ制度ト申セバ頗ル廣イ言葉デアリマシテ其中ニハ種々ノ大切ナ事ヲ含ンデ居リマスルガ、併シ私ノ今日申述ベマスルノハ學校ノ管理、監督、教規、校程、設備採ト云フヤウナ細目ニハ及バズ積リデゴザイマス、ソレカラシテ又力メテ實際ノ事實ニ就テ申述ベテ理論學說等ノコトニハ餘リ涉ラナイ考デゴザイマス、此事ヲ前以テ御斷リ申シテ置キマス。

我國ノ教育ハ明治五年ニ學制ヲ頒布サレマシテ前カラ在ル所ノ古イ學問ヲ廢シテ新ラシキ學問ヲ採用致シ、學制上ニ一ノ新紀元ヲ成シテヨリ以來當年デ二十八年程ニナルノデアル、其間多少ノ盛衰ハアリマシタケレドモ教育ハ次第ニ進歩ヲ爲シ發達ヲシテ參ツタコトデアリマス、現ニ小學校、師範學校、中學校、女學校、高等學校、大學、專門學校、技藝學校其他各種ノ學校ガ或ハ官立ニ或ハ私立ニ列ヒ起ツテ參リマシテ、最モ近イ統計表ニ據リマスレバ全國ノ學校ノ總數ト云フモノハ二萬八千四百五十三アルノデアリマス、教員ノ總數ハ八萬七千八百五十五人アリマス、又學生生徒ノ數ガ四百十六萬八千七百七十七人アリマス、卒業生ノ數ガ一ヶ年デ以テ五十七萬三千七百九十六人アリマス、ソレカラ學齡ノ兒童ガ學ニ就テ居リマスコトハ百人ニ就テ六十六人六分五厘デアツテ實ニ長足ノ進歩ト

言ツテ宜カラウト思フ、サウシテ尙ホ續々學問ヲスルモノガ増加シテ參リマシテ何レノ學校デモ皆ナ其門ニ幅濶致シテ居ルノデ、ソコデ入學者ハ屢々競争試験デ以テ之ヲ制限致サレルノデゴザイマス、サウシテ生徒ノ這入ツテ來ルノヲ殆ド學校ノ方デ拒ンデ居ル位ナ實際ノ有様デアリマス、併ナガラ生徒ノ方デハ一向サウ云フコトニ頓着ヲ致サズニ争フテ各學校ニ進入シテ參ルト云フ有様デアアル、例ヘテ申セバ敵軍ガ鯨波ノ聲ヲ擧ゲテ城壁ニ迫ツテ來ルト云フヤウナ有様デアアル、又例ヘバ大海ニ潮ノ湧イテ來ルヤウナ有様デ盛ニ生徒ガ押寄セテ來ルノデアアル、ソコデ新タニ一ノ學校ヲ起シマスレバ忽チ其學校ニ充滿シテ仕舞フ、又一教場ノ増築ヲ致セバ直チニ其教場ニ溢レテ仕舞フト云フヤウナ有様デアツテ、一面カラ之ヲ見レバ實ニ壯觀デアアル……實ニ愉快デアアル、斯ノ如クニシテ進ンデ已マヌトキニハ國家ノ文明富強ト云フモノハ指ヲ屈シテ待ツコトガ出來ルヤウナ有様デアアルノデアアル、就中高等ノ教育ヲ受ケタモノ、中ニハ或ハ官吏トナツテ政府ノ要路ニ立ツテ居ルモノモアリマス、或ハ法官トナツテ高等ノ法院ニ居ルモノモアリ、或ハ教官トナツテ育英ノ任ニ當テ居ルモノモアリマス、又中ニハ實業界ニ入ツテ農工商ノ樞要ナル地位ニ立ツテ居ルモノモアリマス、又或ハ學者トナリ或ハ醫師トナツテ名ヲ海外ニ轟シテ居ルモノモ澤山アル、其他中等以下ノ教育ヲ受ケテ居リマスモノモ亦我一家ヲ理シ一國ヲ益スル所ノ事ニ從事シテ居ルモノモ甚ダ少ナカラヌノデアリマス、即チ此教育學問ト云フモノ、發達進歩ガ國家ノ文運ノ進歩ヲ助ケテ居ル所ノ功ト云フモノハ甚ダ偉大ナルコトデアラウト存ズルノデゴザイマス。

併ナガラ醜ツテ他ノ方面ヨリ之ヲ考ヘテ見マスレバ長足ノ進歩ニ伴ツテ來ル所ノ弊害モ亦一ニシテ足ラザルコトデアルト思フ、就中學生ノ人物ト云フモノガ近來甚ダ輕薄ニナリ、學生ノ身體ト云フモノガ甚ダ羸弱ニナリ、精神ハ衰耗シ、風紀ハ廢頽シ、甚シキハ之ガ爲メニ自分ノ生命ヲ失ヒ一家ヲ亡ボスモノモアルヤウナコトデアリマス、恰モ學問ノ中毒ト言ツテモ宜イヤウナ今日ノ有様デアアル、是等ノ國家前途ノ吉兆トシテ見ルコトノ出來ナイ所ノモノガ各所ニ種々ナルコトカラシテ現レテ出テ來タノデアアル、斯ノ如キコトヲ考ヘレバ實ニ悚然トシテ恐ルベキコトデアリマス、是ハ如何ナルコトデ斯様ニナツタカト申セバ私ノ見ル所ニ依レバ專ラ教育ノ制度ト云フモノガ我國ノ國情ニ適シテ居ラヌト云フコトガ重ナル原因デアラウト思フノデアアル、ソレカラモウ一ツハ當路者即チ文部大臣ト云フモノガ屢々更替ヲシテ一定ノ方針ト云フモノヲ始終貫イテ行クコトガ出來ナイト云フコトガ又一ノ原因デアラウト思フ、諸君モ御承知ノ如ク二十八年間ニ文部大臣ハ二十三回更迭ヲシタノデアアル、サウシテ其度毎ニ文部大臣ノ所爲ト云フモノガ或ハ右ニ向ヒ或ハ左ニ向ヒ、甚シキハ前任ノ人ノ致シタ所ノ事柄ハ後任ノ人ガ忽チ之ヲ變更スルト云フヤウナコトハ指ヲ屈スルニ違ナイ位ノコトデアリマス。

抑モ國ノ教育制度ト云フモノハ他ノ制度ト同様ニ其國情ニ適スルト云フコトガ最も大切ナコトデアラウト思フ、教育學問ノコト、云フモノハ御承知ノ如ク高尚完全ト云フコトヲ希望スレバ殆ド實際ノナイコトデアリマス、併ナガラ其教育ノ施設ト云フモノハ國民ノ體力、資力ニ伴フテ施設ヲ致サナケレバ之ヲ國ニ實行スルコトガ出來ナイ、假令強テ之ヲ實行致シマシテモ其結果ハ終ニ失敗ニ歸シテ仕舞フコトニナルダラウト思フ、之ヲ一家ニ例ヘテ見レバ父母タルモノガ其自分ノ子弟ニ最上ノ最モ善キ教育ヲ受ケシメ又最モ高イ學問ヲサセテサウシテ限リナキ幸福ヲ與ヘタイト云フコトヲ望マザルモノハアリマセヌ、併ナガラ其子弟ノ體力……身體ガ弱クテ是ニ堪ヘヌト云フトキハ止ムヲ得ズ小學ノミデ罷メルモノアリ中學ノミデ罷メルモノモアリ又幸ニ身體ガ健康デアリマシテモ一家ノ資力ト云フモノガ是ニ伴ハヌトキニハ又同ジク中學ニ進ムコトガ出來ヌ大學ニ進ムコトガ出來ヌモノモアリマス是ハ人生ノ止ムヲ得ザル實狀デアリマス、一國ノ事モ是ト大ナル違ハナイト思フノデゴザイマス、今我國ノ教育制度ト云

フモノハ果シテ能ク國情ニ適シテ居ルヤ否ト云フコトヲ論ズルニ方リテ、私ハ遺憾ナガラ然リト答フルコトガ出來ナイ、國情ニ適シテ居ルト答フルコトガ出來ナイノデアル、ソレハ何故出來ナイカト云フト國民ノ資力ハ如何デア、國家ノ歲入歳出ノ額、輸出輸入ノ額、一個人ノ生計ノ有様ヨリ衣食住ノ程度ニ至ルマデ歐米諸國ニ比較シテ其ダ低イト云フコトハ是ハ蔽フベカラザル事實デア、國民ノ體力ハ如何デア、國民ノ身體ノ長ハ凡ソ三寸モ短イ、量目ハ凡ソ三貫目モ輕イ、其他健康ニ於テモ歐米諸國ノ人ニ比較シテハ遺憾ナガラ遜色ガアルノデアル、其上ニ我國人ハ早熟早老ト云フコトモ免レヌノデアル、是ハ争フベカラザル事實デアリマス、併ナガラ愛國ノ精神ニ富ミ勇敢ノ氣象ニ富ミ伶俐ノ性質ヲ有シテ居ルト云フコトハ是ハ彼國人ニ比較シテ一步モ譲ラヌ、否ナ寧ロ彼國人ヨリ優ツテ居ル所ガアラウト思フノデアル。

今我國ノ現行ノ制度ニ依リマスレバ兒童ガ六歳ニナリマスト始メテ學校ニ行クノデアリマス、サウシテ小學六年、中學五年、高等學校三年ノ階梯ヲ經テ大學ニ這入ツテ更ニ三年四年ノ課程ヲ學修シテ卒業ヲ致シマス、其間ガ十七年乃至十八年ノ星霜ヲ費シマス、ソコデ年齢ハ二十三歳乃至二十四歳ニ至ルト云フコトハ規則ニ極メテアル所ノ順序デア、然ルニ各學校ノ聯絡關係ト云フモノガ甚ダ不完全デア、ガ爲メニ在學中ニ幾度カ試験ニ落第ヲシテ歲月ヲ空シク費スコトガアリマス、ソレニ加フルニ學校ノ數ガ足ラナイガ爲メニ入學ノ時ニ劇シキ競争試験ニ出會ツテ入學ヲ拒絶サレル、ソコデ又幾何カ歲月ヲ費サナケレバナラナイ、其他一身上ノ病氣事故ニ依テ空シク費ス所ノ歲月ヲ加フルトキハ實際大學ヲ卒業致スノハ平均二十六七歳甚シキハ三十歳ヲ超ユルモノモ中ニハアル、是ガ我國ノ現今ノ状態デア、

歐羅巴諸強國ノ學制ハ如何デア、是ハ區々ニナツテ居テ必ズシモ一定シテ居リマセヌガ、我國ノ如ク長イ年月ヲ學窓ニ費シテ居ルモノハ私共未ダ多ク聞カナ、就中獨逸ノ例ヲ申シマスレバ中等以下ノ子弟ハ學齡ノ初カラ悉ク公立小學校ニ這入リマシテ八年間普通教育ヲ受ケ、又ハ補習學校ニ入り、或ハ簡易ノ實業學校ニ這入リマシテ自分ノ職業上ニ必要ナル所ノ教育ヲ受ケルノガ通例デアリマス、是ハ中以下ノ子弟デア、中以上ノ子弟ハ年齢六歳カラ八歳マデハ自分ノ家庭又ハ私立學校ニ於テ若クハ豫備學校ニ於テ初等ノ教育ヲ受ケマシテ、九歳ニナリマスルト云フトギムナジウムト云フモノニ這入ル、是ガ即チ日本ノ中學ノヤウナモノデア、ギムナジウムニ九箇年ノ課程ヲ履ミマシテソレカラ大學ニ這入リ三年乃至四年ノ間勉強シテソレデ學窓ヲ離レルト云フノガ通例デアリマス、其間ハ十五年乃至十六年デアリマシテ、年齢ガ丁度二十一二歳デ卒業スルヤウニナツテ居ル、尤モ學位ヲ受ケル爲メノ試験、官吏トナル所ノ試験ヲ受ケル爲メニ又若干ノ年月ノ準備ヲ爲スモノモアリマス、ソレカラシテ皆社會ニ出テ或ハ官吏ノ試験トナリ或ハ實業家ノ見習トナリマシテ各々其事務ニ從事シテ參ルヤウニナツテ居リマス、サウシテ御承知ノ如ク身體ハ頗ル強健ニシテ元氣モ盛ンデア、サウシテ學問ノミデハナイ學問モ人物モ共ニ備ツテ居ル所ノ國民ガ彼國ノ社會ノアラユル各機關ノ運轉ニ從事シテ居ルト云フ有様デア、ソコデ獨逸杯ノ強大ニ赴キ富裕ニ赴クト云フコトハ誠ニ偶然デナイト考ヘルノデアリマス。

我國ノ人ハ先刻モ申述ベタ通りニ勇敢伶俐ノ天稟ヲ有シテ居リマスルガ併ナガラ體力資力ガ薄弱デアツテ且ツ早老ノ年數ノミデモ獨逸ニ比シテ既ニ二年長クナツテ居ルノデア、然ルニ實際ニ於テハ學校ノ足リナイノト學校聯絡ノ不備デア、爲メニ更ニ數年ノ長イ間學校ニ居ラネバナリマセヌ、ソレデ二十七八歳若クハ三十歳前後ニ至テ學窓ヲ離レルノデア、ソコデ人生ノ最モ氣力ノ盛カンナル時ニ於テ事業ニ從事シテ學校ニ於テ得タル所ノ知識ヲ

應用シテ經驗ヲ積ミ又工風ヲ凝シテサウシテ世ノ中ニ出テ一大飛躍ヲ試ミヤウト云フ所ノ準備ニ從事スルコトガ出來マセヌ、サウシテ人生ノ半ヲ學志ニ費スト云フコトハ經世ニ志アルモノ、甚ダ遺憾トスル所デアリマシテ、是ハ一身上ノ不利ノミナラズ國家ノ不利デアル又實ニ不經濟デアル、生産力ノ最モ盛ンナル時ニ於テ歐羅巴人杯ニ比較シテ五年カラ七八年モ餘計ニ學志ニ費サナケレバナラヌト云フコトハ是ハ實ニ國ノ不利デアル、況ヤ我國ハ今事業多クシテ人足ラズト云フ有様デアル、人ヲ要スルコトガ實ニ急デアルノデアル、ソレノミナラズ教育ノ目的ト云フモノガ確定シテ居ラナイ、ソレカラ學科課程ト云フモノガ頗ル錯雜シテサウシテ統一ヲ缺イテ居ル、ソレカラ教育ノ方法モ宜キニ適シナイト云フヤウナコトモアツテ學生生徒ノ負擔ト云フモノガ甚ダ重イ、サウシテ此學生生徒ノ心力ヲ勞スルコトガ頗ル過度デアル、是ガ爲メニ學業ノ進歩スルニ從テ身體モ精神モ次第ニ弱ツテ來ル、學生ト云ヘバ病身者ノ別ノ名ノヤウニ世間デ言ツテ居ルヤウナ有様デアル、サウシテ大切ナル教育ノ大ナル目的タル所ノ身體モ精神モ共ニ強健ニスルト云フ所ノ主意ニ反對ナ結果ヲ見テ居ルノデアル、文部省ノ學校衛生ニ從事シテ居ル人ノ話ニ依マシテモ小學ノ生徒ハ大半病體デアルト云フコトデアル、又ソレカラ中學校ノ生徒杯モ一學校デ半數ハ近眼者デアルトカ或ハ肺病デアルトカ腦病デアルトカ云フヤウニ頗ル學生ニ病人ガ多イノデアル、其上ニ教育ヲスル爲メニ費用ガ澤山要ルノデ、今日地方カラ東京ニ出テ學問ヲ致スニ下ノ位ノ費用ヲ要スルカト云フト私ノ承ル所ニ依レバ中學ヲ修メル爲メニ一ヶ月大約十五圓ノ金ヲ要スル……一ヶ年百八拾圓ノ金ヲ要スル、大學ハ大約二十圓ノ金ヲ要スル……一ヶ年二百四五十圓ノ金ヲ要スルト云フヤウナコトデ隨分日本人ノ生計ノ度ニ比シテ少ナカラヌ學資ヲ費シテ居リマス、是ガ爲メニ一家ノ頗ル困難ヲ感ズルヤウナ場合ガアリマス、其爲メニ又更ニ一種ノ苦心ヲ學生ニ増スト云フヤウナコトデ生徒ノ意氣ト云フモノガ銷沈シテ鬱々トシテ日月ヲ經過スルト云フヤウナモノガ

中ニハ隨分澤山アル、即チ在學中ニ學問ノ爲メノミナラズ他ノ事情ノ爲メニモ精力ヲ費シテ殆ド學生ノ精力ノアラシク限リハ學校ニ居ル間ニ消耗シ盡シテ仕舞フト云フ有様デアル、ソレ故ニ卒業ノ後ハ唯ダ一日モ速ニ自分ノ衣食ヲ求メルト云フコトガ急務デアツテ勇氣モ元氣モナクナツテ仕舞フト云フコトデアル、ソレレ一旦職ヲ得レバ其職ヲ失ハンコトヲ恐レルノミデ、自ラ卓説ヲ唱ヘテ世論ヲ動シタリ自ラ大事業ヲ企テ、國益ヲ起スト云フヤウナ餘勇ハナイ有様デアル、現今ノ大學ノ卒業生ニ氣力ガナイ學力モ乏イモノガ多イト云フコトハ必ズシモハ無理デハナイ、高等學校ノ卒業生モ中學校ノ卒業生モ同一ノ世評ヲ免レヌモノハ是又少ナカラヌコト、思フ、況ヤ身體強健ニシテ才モ學モ餘アリ氣骨稜々トシテ風尚高潔デアツテ眞ニ日本帝國ノ國士デアルト云フヤウナ體ヲ備ヘテ居ルモノハ果シテ下ノ位アリマセウカ實ニ寥寥タルモノト思フ、甚ダ心細イ次第デアル、一國ノ元氣ヲ形造ル所ノ青年人士ヲシテ斯ノ如キ悲境ニ陥ラシメサウシテ國運ノ隆盛ヲ企圖スルト云フコトハ尙ホ木ニ緣ツテ魚ヲ求ムルノ類デアツテ出來難イコト、思フ、況ヤ世界ノ競争場裡ニ立チテ我國權利ヲ擴張シヤウト云フコトハ迎モ思モ寄ラヌコトデアル、斯ノ如ク論ジテ參レバ現今ノ教育制度ト云フモノガ我國ノ國情ニ適シテ居ラヌ爲メニ不知不識ノ間ニ恐ルベキ一大弊害ヲ醸シテ居ルト云フコトハ瞭然トシテ明カデアル如クニ考ヘル、以上述べマスル所ノ事ニシテ果シテ事實デアラナラバ之ヲ矯正スル所ノ道ハ一日モ等閑ニ附スルコトハ出來マイト思フノデゴザイマス。

然ラバ如何ニ之ヲ改革スルカト云フニ私共ノ信ズル所ノ教育制度ヲ改革スル要旨ト云フモノハ先ヅ各學校ノ目的ト云フモノヲ能ク明カニ確定シナケレバナラナイ、サウシテ高イコトヲ要スルモノハ益々高クスルガ宜イ、廣イコトヲ要スルモノハ益々廣クスルガ宜イ、又完全ナルコトヲ要スルモノハ益々完全ニスルガ宜イ、ソレト同時ニ學生生徒ノ學問ヲスル年限ヲ短縮致ス……縮メテ參ル、サウシテ苟モ必要ナラザル所ノ學科課程ト云フモノハ痛ク之ヲ

減ジテ仕舞フ、サウシテ秩然トシテ學科ノ順序ヲ能ク正シテ參リ綱目ヲ明カニシテ教育ノ統一ヲ期シ且ツ力メテ實際的ニシナケレバナラナイ、又力メテ經濟的ニシナケレバナラナイ、サウシテ能ク國情ニ適シ國民ノ體力智力ノ薄弱ナルモノニ過度ノ教育ヲ授ケテ、學問ノ爲メニ又ハ學問外ノ事情ノ爲メニ精力ヲ使ヒ潰シテ仕舞ツテ徒ラニ長イ年月ヲ費シテ卒業ノ後事業ヲ大成スルコトノ出來ヌヤウナ不幸ヲ救ヒ又一方ニハ體力ガ強健デアツテ材質モ俊秀デアル、且ツ資力ニモ富ンデ居ル、サウ云ウモノハ其人ノ望ニ依テ長ク學問ヲスルガ宜イ……深ク學問ヲスルガ宜イ、又委シク學問ヲスルガ宜イ、十分ニ研究ヲスル所ノ便ヲ得サセルガ宜イト思フ、之ヲ約メテ申シマズレバ簡明適實ナル教育制度ニ依テ健全ナル國民ト密達剛毅ニシテ學殖アル國士ヲ造ラント思フノデアル、モウ一ツ之ヲ言換ヘレバ國民ヲ造ル爲メニ教育ヲ施スノデナクシテ教育ノ爲メニ國民ヲ犠牲ニ供スルト云フ様ナル弊ヲ矯メヤウト思フノデアル、尙ホ切ニ之ヲ云ヘバ學問ノ中毒ヲ治療セント思フノデアル、サウシテ又國家經濟ニ屬シテ居ル所ノ事業ト地方經濟ニ屬シテ居ル所ノ事業ト云フモノ、區分ガ明カニナケレバナラナイ、サウシテ又地方經濟ト國家經濟トハ互ニ相倚テヤルト云フコトデナケレバナラナイ、兎ニ角力メテ重複無用ノ費ヲ省クト云フコトガ大切ナコトデアル、ソレカラ私立ノ私ニ爲シテ居ル所ノ教育事業ハ適當ニ保護モシ獎勵モシサウシテ官立公立デヤル所ノ事柄ノ缺乏ヲ補ヒ、或ハ又或事柄ニ依テハ私立ニ一任シテサウシテ官私互ニ相侵シ相妨グルコトノナイヤウニシタイト思フ、是ガ改革ヲシタイト云フ所ノ私ノ見ル所ノ要旨デアル。

此ノ要旨ニ基イテ私ガ改革ヲ試ミル所ノ小學校、中學校、大學ノ聯絡關係及修業年限ト云フモノハ一ノ表ヲ拵ヘテ居リマスカラ御目ニ掛ケマス。

現制	大 學	四三年	豫科三年	中 學	五 年	小 學	六 年	高等小學	尋常小學	高等小學	尋常小學	獨立ノ制	大 學	四三年	中 學	九 年	小 學	八 年	在學年數	生徒年齡	現 制
																			十八	24	大 學
																			十七	23	四三年
																			十六	22	豫科三年
																			十五	21	中 學
																			十四	20	五 年
																			十三	19	小 學
																			十二	18	六 年
																			十一	17	高等小學
																			十	16	尋常小學
																			九	15	高等小學
																			八	14	尋常小學
																			七	13	高等小學
																			六	12	尋常小學
																			五	11	高等小學
																			四	10	尋常小學
																			三	9	高等小學
																			二	8	尋常小學
																			一	7	高等小學
																				6	尋常小學

此表ハ小學校、中學校、大學ノミデアリマシテ師範學校、女學校、專門學校、實業學校、補習學校并ノ聯絡關係及修業年限等ハ省イテアリマスガ是ハ頗ル論點ガ多岐ニ涉ルコトヲ恐レマシテ省キマシタノデ決シテ是等ノ學校ガ必要デナイガ爲メニ省イタノデハゴザイマセヌ、例ヘバ實業學校ノ如キハ實ニ大切ナモノデアツテ今後他ノ學校ヨリモ一層獎勵ヲ致サナケレバナラナイ、ソレカラ現ニ在ル所ノ東京ノ工業學校ニ致セ又商業學校ニ致セ頗ル成績ガ宜イ、又ソレ等ノ學校カラ出タ人ノ國家ニ益ヲ爲シテ居ルコトハ少ナカラヌ譯デアリマシテ是等ノ學校ハ大ニ獎勵ヲ

シナケレバナラナイ、又女子ノ教育モ今後最モ獎勵ヲ致サナケレバナラヌノデゴザイマス、ソレデ此ニ省イタガ爲メニ決シテ之ヲ等閑ニスルトカ或ハ必要ナラザルガ爲メニ省イタコトデナイト云フコトハ御斷リヲ致シテ置キマス、又參照ノ爲メニ現在ノ制度ノ分ト獨逸ノ分トヲ此表ニ書キ加ヘテ置キマシタ。

小學校ノ修業年限並ニ義務年限、高等尋常ノ區別杯ハ現行ノ制度ノ通りデ一般ノ人民就中高イ教育ヲ受ケザル所ノ最多數ノ兒童、即チ小學校ノミデ終ル所ノモノ又ハ小學校カラ直チニ入學ノ出來ル位ナ低イ程度ノ實業學校等ニ入ルコトヲ目的トスルモノハ、學齡ノ初カラシテ公立小學校ニ入ルコトハ矢張現在ノ制度デ宜カラウト思フ、併ナガラ彼ノ中産以上ノ子弟デアリマシテ高等教育ヲ受ケヤウト欲スル所ノ兒童ハ成ルヘク初カラ學問ノ途ヲ違ヘル方ガ宜イ、即チ六歳ニ至レバ中學校ノ豫備學校ニ這入り又ハ私立學校其他ニ於テ特別ニ初等教育ヲ受ケテ萬止ムヲ得ヌトキニハ餘儀ナイカラ公立小學校ニ入ツテ普通教育ヲ受ケル、サウシテ十歳カラ中學ニ這入りマシテ中學八年ノ課程ヲ卒ツテソレカラ直チニ大學ニ入ツテ三年若クハ四年ニシテ大學ヲ卒業スルコトニ改メタイト思フノデアリマス、左様致シマスレバ通計十五年乃至十六年間ニ大學ヲ卒業スルコトニナリマシテ現在ノ制度ヨリ年齢ヲ短縮スルコト二年、年齢二十一歳乃至二十二歳ニシテ學窓ヲ離レテ學問ノ終リヲ告ゲルヤウニナリマス、ソレデ在學ノ年數大學卒業ノ年齢等ガ概ネ獨逸ト同ジ位ナ年齢ニナルノデアリマス。

是カラ小學校ノコトヲ申シマスガ現在小學校ハ一般人民ノ子弟ニ普通教育ヲ施ス所ニナツテ居リマスガソレト同時ニ中學ニ進ム所ノ階梯トナツテ居リマシテ小學六年ノ課程ヲ卒ラナケレバ中學ニ這入ルコトガ出來ナイノデアアル、故ニ實際ニ於テ貧民ノ子弟モ富豪ノ子弟モ混同シテ一緒ニ居ル、寧ロ中産以上ノ人ノ子弟ノ方ガ今日ノ小學校ニハ多イ、從テ其教科モ設備モ混同シテ双方共ニ不便ヲ免レナイ、今其制ヲ改正シテ中學ニ這入ラウト思フモノハ初カ

ラ其途ヲ異ニシテ豫備學校ニ這入り又ハ私立學校其他ニ於テ特別ニ初等教育ヲ受ケル便法ヲ開キタル以上ハ所謂公立小學校ハ歐羅巴諸國ニ實行セラレテ居ル如ク最多數ノ下層ノ人民ノ兒童ヲ教育スル所トナルノデアアル、サウナレバ其教科ハ成ルヘク簡單ニシテ實用ヲ主トシ、國民タルニ必要ノモノノミヲ教ヘナケレバナラナイ、建物、機械、器具等ノ設備モ極メテ質素簡易ニシテ無益ナ費用ヲ成ルベク省キサウシテ學校ノ主腦タル所ノ教員ノ待遇ニ全力ヲ注ギ力メテ價ノアル教育ヲ授ケ又生徒ノ衣服食物紙墨筆ト云フヤウナコトマデ能ク注意ヲ加ヘ、成ルベク節儉ヲスルヤウニシテサウシテ學齡兒童ヲ成ルベク多ク……一人デモ多ク學ニ就カシムルト云フ計畫ヲシナケレバナラナイ、サウナレバ是ガ爲メニ授業料ノ免除モ行ネバナラヌ或ハ國家カラ補助モシナケレバナラナイ、今日ノ小學校ニハ富豪ノ兒童モ貧民ノ兒童モ共ニ混同シテ居ル所デアリマスカラ、貧民ノ爲メニハ無論授業料ノ免除ヲ行フト云フコトハ分リ切ツタコトデアリマスガ、富豪ノ子弟ニ向ツテ免除ヲ行フト云フコトハ理由ガナイノデ、授業料免除ト云フ聲ノ大ナルニ拘ラズ當局者ハ之ヲ實行スルコトガ出來ナイ、畢竟小學校ノ組織ガ混同致シテ居ルカラデアアル。右様ナ計畫ニヨツテ兒童ノ就學ガ非常ニ増加致シマスレバ學校ノ家モ建テナケレバナラナイ、器具モ買ハナケレバナラナイ、教師ノ數モ段々増サナケレバナラナイ、サウシタ所デ中々左様ニ町村ノ經費ヲ餘計ニ限リナク出スト云フコトハ出來ナイ殊ニ教員ノ不足ハ現在萬ヲ以テ算フル位アルノデアリマスカラシテ力メテ節約ノ方法ヲ執リマシテ彼ノ獨逸杯ニアル所ノ半日學校ノ制ト云フモノヲ我國ニ行フガ宜イト思フ、半日學校ト云フノハ御承知モアリマセウガ一ノ學校ヲ二度ニ使フノデアアル、朝一部ノ生徒ヲ教ヘテ又晝後ニ他ノ一部ノ生徒ヲ教ヘルノデアアル、一ノ學校ヲ二度ニ使フノデアリマスカラシテ一ノ學校デ以テ二倍ノ生徒ヲ教育スルコトガ出來ル、サウナルトキニハ一學校若クハ一教員デ二倍ノ教育ガ出來ルコトニナリマスカラシテ今假リニ極端ナ例ヲ舉ゲテ見レバ現在小學校ノ數ガ

二萬六千八百六十アル、サウスルト此半日學校ノ制ニ依レバ其倍五萬三千七百二十ノ學校ニ利用スルコトガ出來ル、ソレカラ小學校ノ教員ガ七萬九千二百九十九人アル、ソレハ十五萬八千五百九十八人ノ教員ニ利用スルコトガ出來ル、生徒ノ數ガ三百九十九萬四千八百二十六人アリマスガ其倍數七百九十八萬九千六百五十二人ノ生徒ヲ教育スルコトガ出來ルヤウニナル、即チ現在ノ學齡人員七百七十三萬〇四百四十一人ヲ悉ク教育シ得テ尙ホ二十五萬九千二百一十一人ヲ教育スル餘裕ガアルト云フヤウナ割合ニナル、是ハ極ク極端ノ例デアアルガ斯様ナ譯ニナル、此ノ如キ眼前ニ直チニ實行ノ出來ル經濟的ノコトガアリマスケレドモ是等ノコトハ一向實行セラレテ居ラス、制度ノ上ニ多少載ツテ居ルガ實際ニハ更ニ實行セラレテ居ラナイ、サウシテ教員ガ數萬足ラナイト云フヤウナ聲ガ響シイトキニハソレハ放棄シテ置イテハナラスト云フコトデ忽チ師範學校ノ生徒ノ定員ヲ倍ニシテサウシテ勅令カ何カヲ發シテ府縣ノ負擔ヲ以テ師範學校ノ生徒ヲ倍ニスル、倍ニシテモ中々ソナコトデハ三萬モ足ラナイ、教員ヲ補充スルコトハ出來ナイト云フヤウナ有様デアリマスカラ、成ルヘク斯ウ云フ經濟的ノコトヲ實行シテ行カナケレバナラナイ、獨逸杯ハアノ通富ノ力ガ進ンデ居ル所デアアル、併ナガラ半日學校ト云フモノガ行ハレテ居ル、半日學校ドコロデハナイ三分ノ一學校……一學校ヲ三度ニ用ヒテヤウタコトモアル、二時間位三度ニ用ヒテヤルト云フ位ニ儉約シテ居ル、ソレカラ小學校ノ建物杯ハ獨逸邊ノ田舎ニ參ツテ見マスレバ一番大ナル建物デアツテ最モ汚イ建物ハ間ハズシテ小學校タルヲ知ルベキ有様デアアル、我國デ村落ニ參ツテ一番立派ナ家デ大ナル建物ハ何デアアルカト云フト小學校デアアルト云フヤウナ非常ナ相違ガアル、又學校内ニ備ヘテ居ル器具機械ニ至テモ左様ナ譯デアアル、ソレカラ小學校杯デ小使ヲ使用シテ居ルト云フヤウナ贅澤ナコトヲヤウテ居ル所ハ獨逸デハ餘リ見ナイ中學校師範學校杯デモ私共ノ親シク見タ所デアハ學校ニ書記ヲ置イタリ何カシテ居ルノハ甚ダ少ナイ、皆校長自身デ會計ノ事務デモ何デモヤ

ツテ居ル、ソレガ間ニ合ハナケレバ教師ニ囑托シテヤルト云フ位ニ儉約ヲシテヤウテ居ル、併ナガラ其教育ノ大切ナル所ノ點ニ向ツテハ金ヲ費シテ居ル、即チ教員ノ待遇ニハ頗ル注意ヲシテ居ル、斯様ナ譯デアアル、全體斯ウ云フ半日學校ノヤウナ經濟的ノコトガ何故行ハレテ居ラスカト云フニ吾邦人ノ風トシテ官民共ニ經濟ノ事ニ無頓着デアルト小學校ニ金持ノ兒童ヤ貧民ノ兒童ガ混同シテ居ルトノ爲メニ行フコトガ出來ナイノデアアル、ソレデ小學校ハ是非前ニ申シタ様ナ風ニ改メテ行カナケレバナラヌト思フ。

小學校教育ノ義務年限ノ四年ヲ延シテ六年ニシヤウト云フ所ノ説ガアル、我輩モ義務年限ハ次第ニ延バシテ歐羅巴諸國ニ行ハレテ居ル如ク七年若クハ八年ニナルコトヲ希望スルノデゴザイマス、併シ翻ツテ我國ノ現況ハ如何デアアルカト願レバ學齡兒童ノ就學ハ百人ニ就テ六十六人餘ニ過ギマセヌ、然ル

兩字

足ガアル、學校ノ數モ

大ナル不足ヲ告ゲテ居ルト云フヤウナ狀況デアレバ此上修學年限ヲ延バシテ是レニ要スル所ノ建築其他ノ設備ヲ完フスルト云フコトハ容易ナコトデハナイ、況ヤ此事柄ハ一個人ノ生計又國家ノ經濟ニ少ナカラヌ關係ノアルコトデゴザイマス、或ハ年限ヲ延バシタガ爲メニ却テ就學ノ人員ヲ減ズルト云フヤウナコトニナルカモ知レナイ、抑モ普通教育ハ高ク且ツ深イト云フコトヨリモ淺クテモ廣イト云フコトガ餘程大事デアアルノデ、一日モ早ク邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナシト云フコトヲ期スルコトデアリマスカラシテ年限ヲ延バスト云フコトヨリモ寧ろ就學ノ歩合ヲ増シテ一人デモ就學ヲ多クスルト云フコトヲ希望スルノデアアル、尤モ近頃徵兵ノ檢査ニ於テ教育ノ結果ヲ段々調査致ス人モアリマシテ四年間小學ニ居タモノ、結果ト云フモノハソレ限リデ學ヲ廢シタモノハ徵兵檢査ノトキニ文字ガ書ケナイ、文字ガ讀メナイ、教育ト云フコトハ全然忘レテ仕舞ツテ居ルト云フコトガアルノデゴザイマス、ソレハ左様ナコトカモ知レナイ、ソレデサウ云フモノハ私ノ考フル所ニ依レバ學校ヲ出テ後二三年間毎年四五週日ヲ

期シテ農家ノ子弟ハ冬期ニ工商ノ子弟ハ日曜日又ハ夜間杯適宜ニ讀書、習字、算術ノ復習ヲサセル義務ヲ附加スル
ト云フコトハ是ハ必要ナコトデアラウト思フノデアアル、是等ハ經濟等ニハ大ナル關係ナクシテ教育上ノ結果ハ頗ル
著明デアラウト思フノデアアル、元來普及ト云フコト、完全ト云フコトハ兩立ノシ難イコトデアアル、ドウゾソレ等ハ
施政者……教育ヲ掌ル人又教育ノ任ニ當ル人ハ此點ニ大ニ注意ヲシテ貫ヒタイト思フノデアアル、完全ト普及ト云
フコトハドウシテモ兩立シ難イコトデアラウト思フ、學齡ノ始六歳ヲ七歳ニ改メヤウト云フ人ガアル、是ハ教育者
モ生理學者モ未ダ議論ノ一定シタモノデナイ種々議論ガアリマスカラ暫ク現行制度ノ通り六歳デ宜カラウト思フ又
ソレカラ小學校中學校ノ名稱ガ甚ダ穩カデナイカラ小學校ヲ國民學校ト改メルガ宜イ、中學校ハ高等國民學校トス
ルガ宜イト云フ説ガアツテ、小學校ト中學校ハ恰モ相聯絡スル如クニ誤解サレ易イ、又小學校ト云フト如何ニモ小
ナ仕事ノヤウナ感ジガアル、ソレデ之ヲ變ヘヤウト云フ説ハ一應尤モデアアル、尤モデアアルガ斯ノ如キコトハ事實ニ
格別關係ノナイコトデアアルカラ私ハ必シモ今之ヲ改正スルニハ及バナイト思フ。

是カラ中學校ノコトヲ申述ベマス、中學校ハ唯今ヨリモ一層完全ニ致シタイト思フ、先刻申シタ如ク完キヲ要スル
モノハ益々完キヲ要スルト云フ考デ……大ニ完全ニシタイト云フ考デアアル今ノ中學校ハ甚ダ不完全デアルト思フ、
ソレデ修業年限ノ五年ヲ改メテ中學校ハ八年トシ、年齡十歳カラ這入ルト十八歳マデ中學校ニ在學セシメル、サウ
シテ此中學校ヲ二ツニ別ケテ……初等高等ノ二ツニ別ケルコトガ出來テ初等ハ凡五年ノ學期トシ、高等ハ凡三年ノ
學期トシ、人口ノ多イ都會即チ東京ノ如キ所ニハ八年ヲ通シタ所ノ完全ナル中學校ヲ拵ヘマシテ其中學ノ下ニ尙ホ
三年乃至四年ノ豫備學校ヲ公立又ハ私立デ設置シタラバ最モ便利ダラウト思フ、人口ノ多クナイ地方即チ縣ノ如キ
ハ一縣ニ一校若クハ二三ノ高等中學校ヲ設ケマシテ縣内ノ適宜ノ地ニ初等中學校ト云フモノヲ數校分ケテ立テ、初等中

學カラ高等中學校ニハ直チニ移ツテ行カレルヤウニスルガ便利デアラウト思フ、サウシテ中學校ハ府縣ノ經濟トシテ
土地ノ模様ニ依テハ初等中學校ハ郡又ハ市町村ノ經濟トシテモ宜イ、又中學校ニハ國庫ヨリ幾分ノ補助ヲ爲スコトモ宜
イト思フノデアアル、斯様ニ致スト經濟上ニモ教員ノ供給上ニモ甚ダ便利デアラウト思フ、サウシテ中央デハ高イ教
育ニ力ヲ盡クシソレカラ府縣デハ中等ノ中學校ノ教育ニ力ヲ盡ス、斯ウ云フコトニナルヤウニシタイト思フ。

中學校ハ一國ノ中心トナツテ健全ナル輿論ヲ作ル所ノ人物ヲ養成スル所デアリマスカラ其生徒ノ氣品ハ甚ダ高尚デ
アツテ常識ニ富ミサウシテ一國ノ國士タルニ愧ヂヌ所ノ資格ヲ備ヘテ參ラナケレバナラナイ、又ソレカラ大學ノ豫
備トシテ不足ナイ丈ケノ學問ノ素要ヲ作ツテ行カナケレバナラナイ、ソレ故ニ其教科ノ選擇ニハ最モ慎重ナ注意ヲ
加ヘテ文學、數學等ノ主要ナル學科ニ重キヲ置クコトハ勿論外國語ハ學問ヲ致ス上ニモ處世ノ上ニモ最モ必要デア
リマスカラシテ是又充分ニ之ヲ練習シテ行カナケレバナラナイ、サウシテ其他ノ比較的必要ナラザル學科課程ハ成
ル丈ケ省減シテ學生ノ負擔ヲシテ重キニ過ギヌヤウニ注意ヲシナケレバナラナイ、サウシテ中學校ニ於テハ大ニ人物
ノ養成ト云フコトニ意ヲ致シテ注意ヲシテ行キタイト思フノデアリマス。

中學校豫備中學校普通中學校ノ二ツニ別ケルガ宜イト云フ説ガアル、是ハ理論上ニ於テハ二ツニ別ケルガ宜イノデ
アラウ、併シ我國ノ現狀ニ照シテ第一經濟ノ點ニ於テ二ツノ學校ヲ立テルト云フコトハ如何デアアルカ、第二ニ中學
生徒ノ修學上ノ便利ニ於テ又如何デアラウカト思フ、二ツノ中學校出來テ一ハ中學ノミデ終ヘル所ノモノデアアル、
一ハ高イ學校ニ行クノデアアルト云フ斯ク前述ノ目的ヲ就學ノ初ニ於テ極メテ仕舞フト云フコトハ頗ル困難ナコトデ
アラウト思フ、ソレデ私ハ矢張一種デ宜カラウト思フノデアアル、又我國ノ人情習慣ニ於テモ二種類ノ中學校ト云フモノ
ハ實際ニ行ハレヌカト思フ、ソレハ好イ實例ガアリマス、井上文部大臣ノ時ニ中學校ヲ二種類ニシテ實科中學校ト云フ

モノガ出来タ、即チ實科中學ト云フモノハ中學ノミデ終ヘテ世ノ中ニ用ヲ爲サウト云フ積リデ出来タ、所ガ此實科
 中學ト云フモノハ人情習慣ニ適セヌモノデアツテ規則ハ出来タケレドモ實際ニハ一向出来ナイ、文部省ノ統計表ニ
 依レバ長野縣ニ只一校出来タノミデアル、ソレカラ森文部大臣ノトキニ簡易小學校ト云フモノガ出来タ、簡易小學校
 ト云フモノハ即チ先刻我輩ガ申シタ所ノ貧民ノ子弟ガ小學教育ヲ受ケル所デアル、森文部大臣ハ總テノ學校デ授
 業料ヲ取ル所ノ主義デアツタケレドモ、簡易小學校ハ少シモ授業料ヲ取ラナイ、ノミナラズ國庫デモ補助ヲスルト
 云フ親切ナ考ヲ持ツテ拵ヘタモノデアルケレドモ簡易小學校ト云フコトハ人情之ヲ嫌ツテ其學校ニ行カナイ、ソレ
 デ是又廢メテ仕舞ツテ、遂ニ失敗ニ歸シテ仕舞ツタ、是等ハ井上文部大臣森文部大臣ノ着意ト云フモノハ甚ダ宜イ
 ノデアル、併シナガラソレニモ拘ラズ成立ニ至ラナカウツタト云フ歴史ハ眼前ニ在ノデアル、將來教育ノ進歩ニ從ツ
 テ二種ノ中學ヲ要スルト云フコトガアルカモ知レマセヌガ、今日ノ所デハ何分私ハ同意スルコトガ出来ナイ、先ツ
 一種デ宜カラウト思フ。

ソレカラ獨逸デハ中學ヲ大別シテ三種類ノ中學ニナツテ居リマス、ギムナジウム、レアルギムナジウム、オーベル
 レアルシウレ、是ハ各々九年ノ課程ニナツテ居ル、又之ヲ細別シテ、プロギムナジウム、レアルプロギムナジウム、
 レアルシウレ、是ハ七年或ハ六年ノ課程ニナツテ居リマス、佛蘭西ニモ三種類アリマス、併ナガラ是ハ各々其國ノ
 歴史ニ依テ出来タモノデアリマシテ獨逸ノレアルシウレノ如キ佛蘭西ノ近體中學ノ如キハ近頃出来タモノデアツテ
 總テ皆ナ外國語ノ關係ガアル、現在ニ必要ナル外國語ヲ加ヘタイト云フコトガ此中學ノ設立ヲ促シタ重ナル原因ノ
 一デアルト思フ、我輩ノ見ル所ニ依レバ我國ニ於テ外國語ノ必要ハ獨リ高イ學問ヲスル上ノ必要ノミデハナイ、社
 會ニ立テ業務ヲ執ルニモ必要デアル、ソレ故ニ改正中學ニ於テハ充分ニ外國語ヲ加ヘル意見デアリマスカラ外國語

ノ關係ノ爲メニ二種類ノ中學ヲ設ケルニハ及バヌト思フ、又獨逸ノ如キハ先刻モ申シタ通り大キク申セバ六種類ノ
 中學ガアリマシテ種類ガ甚ダ多キニ過ギ生徒ノ修學ニ不便ヲ感ズル、ドノ種類ノ學校ニ入レルガ宜イカト云フコト
 ガ分ラナイ爲メニ不便ヲ感ジテ其理由ヲ以テ中學ヲ改正シテ今少シ簡明デナケレバナラヌト云フ議論ガ出テ來タヤ
 ウナ有様デアリマスカラ、旁々我國ノ中學モ當分一種類デ宜カラウト思フ。

是カラ大學ノコトヲ申シマス、大學ハ中學校カラ直チニ這入ルコトノ出来ルヤウニ大學豫科ヲ經ズニ直チニ大學ニ
 這入ルコトヲ得テ、サウシテ三年又或學科ニ依テハ四年ノ課程ニスル積リデアル、サウシテ大學ハ必ズシモ法、文、
 醫、理、工、農等ノ六分科大學ヲ備ヘ、又一ヶ所ニ是非此六科ヲ設立セズトモ大學ト稱スルコトヲ得テ宜イと思フ
 ノデアル、獨逸ノ如キ大學ハ大抵神學、哲學、法學、醫學、此四分科大學ヲ含ンデ居リマスガ又中ニハ二分科ノミ
 ノ大學モアル、我國ノ如ク法、文、醫、理、工、農ノ六分科大學ヲ備ヘ、又病院マデモ一構内ニ設ケテ置クト云フ
 ヤウナ大學ハ餘リ多ク聞カナイ所デアル、是ハ頗ル統一シテ宜イヤウデアアルガ又一方カラ見レバ餘リ面白クナイ、
 大學ノ中ニ病院ガアツテ看病人又ハ病者ガ構内ヲ徘徊シテ居ルト云フヤウナコトハ餘リ體裁ノ宜イコトデハナイ、
 ソレユエ必ズシモ何モ角モ一緒ニ設ケナケレバナラヌトカ六分科大學ヲ是非備ヘナケレバ大學デナイト云フ様ナ窮
 屈デナイ方宜イト思フ、ソレカラ又從來大學及大學ノ學生ニ附與シタル所ノ特權、名譽即チ學位ノ授受、留學生
 ノ派遣、徴兵ノ猶豫、官吏、教官、醫師、技師、辯護士等ノ資格ハ悉ク新シイ大學ニモ附與シ私立學校ニモ或ル制
 限ヲ以テ大學ノ名稱ヲ附シ同一ノ特權名譽ヲ附與スルコトヲ得ルト云フヤウニシタイ。

大學ハ專ラ國家ノ必需ニ應ズル人才ヲ供給スルト云フコトヲ以テ目的トシ應用ノオヲ養フコトヲ以テ主眼トシテ、
 最モ之ニ必要ナル學科ヲ擇ンデ之ヲ授ケ、濫リニ唯ダ高イト云フヤウナコトニ流レズ、餘リ迂遠ナコトハ勿論シテ

ハナリマセヌ、又比較的の必要ナラザル所ノ學科ハ成ル丈ケ之ヲ省イテ行カナケレバナラナイ、サウシテ學問ト共ニ人物ヲ高尚ニスルト云フコトニ深ク注意シテ行キタイコトト思フ。

是カラハ現在アル所ノ學校ヲ如何ニスルカト云フコトヲ申シマス、東京帝國大學ハ其起源ハ遠ク幕府ノ末ニ起ツタノデアル、ソレカラ次第ニ發達シテ參ツテ殊ニ前ノ半分ト云フモノハ外國人ノ手デ發達シタ、ソレ故ニ學制頒布後ニ順序ヲ逐テ發達シタル小學校中學校杯トハ全ク歴史ヲ異ニシテ居ツテ初カラ關聯シテ居リマセヌ、從テ普通教育ト大學トノ間ニ大ナル一ノ溝ガアル……溝ガ出來タ、サウシテ聯絡スルコトガ出來ナイ、ソコデ止ムヲ得ズ高等學校ノ大學豫科ト云フヤウナル一種特別ノ學校ヲ設ケテ其溝ニ橋ヲ架ケタノデアル、サウイフ奇道ヲ取ツテ居ルノデア、斯様ナモノヲ學校ノ正當ナ系圖ノ中ニ置キマストキニハ小學校モ中學校モ是ガ爲メニ犧牲トナラナケレバナラナイ、現在ノ弊ト云フモノモ即チ此ニ存シテ居ルノデアル、ソレナラバ今ノ東京帝國大學ハ不用デアアルカト云ヘバ決シテ不用デアナイ、我國ノ學問ノ最高等ノ機關トシテ最モ必要デアアル、ソレ故ニ此大學ヲ學校ノ正系以外ニ置イテ特殊ノ大學トシテ現在ノ儘ニ存シテ置イテ、サウシテ專ラ學術技藝ノ蘊奧ヲ研究スルヲ以テ主眼ト致シ、他ノ學校トノ聯絡關係杯ニ頓着ヲセズ自由ニ行動ヲシテ其必要ニ依テハ自身ニ適當ナ豫科ヲ附設スルコトヲ許シテモ宜イ、サウシテ東京帝國大學ト新タニ出來ル所ノ大學トハ共ニ各々其特色ヲ以テ教育社會ニ立ツテサウシテ國家ニ貢獻ヲシテ行クガ宜イト思フノデアアル、左様ニナレバニュートントカワツトカ云フヤウナ發明家ガ東京ノ大學カラ出タ、或ハミルトカスベンサニューゴートカ云フヤウナ大學者ガ彼ノ大學カラ出タ、或ハグラウヅドストーンピスマークト云フヤウナ政治家ガ此ノ大學カラ出タト云フコトニナツテ各々特色ヲ以テ相競フテ國家ニ貢獻スルガ宜カラウト思フ。

ソレカラ今ノ高等學校ト云フモノハドウナルカト云フニ高等學校ノ名稱ハ自然ノ結果トシテ廢滅ニナツテ仕舞フノデアル併ナガラ其中ニ設ケテアル所ノ醫科工科等ノ專門學科ハ之ヲ修正シテ増補スレバ新ラシイ大學ニ改造スルコトガ出來ルカモ知レナイ、ソレカラ所謂大學豫科ト云フモノハ新ラシキ高等中學ノ模範トシテ之ヲ官デ持チテ行クガ宜イ、又ハ府縣デ引受ケテ高等中學トシテ立テ、行ツテモ宜イ、其建物ハ決シテ廢物ニハナリマセヌ。

ソレカラ此處ニ關係ヲシテ一寸申シタイコトハ其事柄ガ此改革問題ニ重要ノ關係ヲ有シテ居リマスカラ一言申シマスガ、今ノ高等學校令ニ「高等學校ハ專門學科ヲ教授スル所トス但帝國大學ニ入學スルモノ、爲メニ豫科ヲ設ケルコトヲ得」斯ウ云ウコトガ書イテアリマス、是ハ明治二十七年井上文部大臣ガ定メタ所ノ法デアアル、其心持ハ蓋シ此高等學校ニ高イ專門學校ヲ置イテサウシテ遂ニハ之ヲ大學トスルト云フ所ノ意デアツタラウト思フ、ソレ故ニ高等學校ハ專門學校デアルト云フコトガ本體トナツテ、大學豫科ト云フモノハ置イテモ宜イト云フコトニナツテ居ル、ソレカラ森文部大臣ガ五ツノ高等學校ヲ興サレタ時ノ趣意モ蓋シ私ハ左様デアラウト思フ、兩大臣トモ皆高等學校ヲ大學ニシタイト云フ考デアツタラウト思フノデアリマス然ルニ今實際ハドウデアアルカト云フト高等學校ノ專門科ト云フモノハ森文部大臣ガ醫學科ヲ置カレタ後僅ニ金澤熊本ニ工科ヲ置イタノミデ他ニ專門學科ハ置カレナイ、否京都ノ法科ノ如キハ廢シテ仕舞ツタソウシテ却テ但書ヲ以テ定メラレタ大學豫科ト云フモノガ頗ル盛シニナツテ、今日デハ高等中學ト云ヘバ大學豫科ト云フ別ノ名ノヤウニ世間デハ思ツテ居ル様ニナリマシタ、是ハドウ云フ譯デアリマセウカ、大ニ考ヘナケレバナラヌ點デアアル、ソレデ此ノ我々ノ希望スル改革ガ實行サレタナラバ森大臣モ井上大臣モ定メテ満足ヲセラレデアラウト思フノデアリマス。

中學校ガ我々ノ希望スル如ク完全ニナルトキニハ彼ノ陸軍ノ幼年學校、陸軍ノ幼年學校ト云フモノハ文部省ノ中學

校が不完全ナルガ爲メニ餘儀ナク立テ、居ルト云フコトハ當局者自身モ申シテ居ル、夫レ故ニ中學校が完全ニナリマシトキニハ陸軍ノ幼年學校モ不用ニナル、ソレデ其數個ノ幼年學校ト是ニ要シテ居ル經費方大約三十五萬圓程デアル、是ガ全ク不用トナル、之ヲ如何ニスルカト云ヘバ私ハ折角立テ、アル學校ヲ廢スルニ及バナイ、之ヲ利用シテ官立ノ模範中學校トシテ文部省デ管轄ヲシテ參ルガ宜イ、之ハ學制上ニ於テモ經濟上ニ於テモ便利デアラウト思フ。

現在府縣ニ在ル所ノ中學校ハ如何ニスルカ、之ハ修正シテ完全ナル中學校ニ致シテモ宜イ、又ハ之ヲ初等中學ニ引直シテモ宜イ、之モ一ツモ無用ニハナラナイ。

ソレカラ私立ノ專門學校ノ中ニハ修正増補ヲ加ヘテ參ツタナラバ大學ノ資格ヲ備ヘルニ至ルモノガ數校アルト思フ、然ル時ハ一方ニハ大學ノ數方頗ル増加シテ、人材ノ供給モ餘程澤山ニナツテ來ル、サウシテ一方ニハ官立私立ノ學校ハ各々自分ノ特色ノ競争ニ依テ學問ノ進歩モ大ニ見ルベキモノガアルヤウニナルダラウト信ズルデアリマス。

是デ私ガ改革ヲシヤウト云フ所ノ極ク大要ヲ申述ベマシタ、右申述ベタ所ヲ約メテ申セバ小學校ヨリ大學ニ至ルマデノ教育機關ノ制度ヲ根本カラ改正シテ、教育ノ要點ト云フモノハ國民ヲ造ルノデアアル國民ヲ造ルノデアツテ徒ラニ學問ヲ強ユルト云フコトデハナイト云フコトヲ明カニシタイト思フ、サウシテ其結果トシテ學生生徒ハ學問知識ノ進歩スルニ從テ學問ト共ニ身體ハ益々健康ニ發達シ操行ハ愈々高潔トナリ、勇壯活潑ニシテ且ツ愉快ナル學校ノ生活ヲシテ參ルヤウニシタイ、サウシテ小學校ヲ經タモノハ順良デアツテ強健デアツテ各々其職業ニ勉勵ヲ致シ、中學校ヲ經タモノハ氣品ハ高尚デアツテサウシテ常識ニ富ンデ一國ノ紳士タル資格ヲ備ヘ、一見シテ帝國ノ國士デ

アルト云フ一ノ特色ヲ有シテ社會ニ立ツヤウニシタイ、大學ヲ經タモノハ中學校ニ於テ養成サレタル國士タル資格ノ上ニ高等ノ學術技藝ヲ抱キサウシテ國家ノ種々ノ要務ヲ負擔スルヤウニシタイ、左様ニナツタナラバ國家ノ元氣ト云フモノモ次第ニ盛ンニナツテ教育ノ進歩ト共ニ國運ノ隆盛ヲ期スルコトガ出來ヤウト云フノデアアル、此大目的ヲ貫クコトガ出來ルナラバ私ガ先刻來申述ベタ種々ノ方法ノ如キハ必ズシモ自說ヲ固持スルコトハ致サヌ積リデアリマス。

教育制度ヲ改革スルコトノ必要ハ唯今申述ベタ通りデアリマスガ、實際上ニ教育ノ善イ結果ヲ收メルト然ラザルトハ全ク人ニ存スル、人ニ存スルガ故ニ制度ガ如何ニ完全ニナリマシテモ、學政ヲ司ル人、學校ヲ管理スル人、生徒ヲ教育スル人、是等ノ人撰ガ其宜ヲ得マセスケレバ實效ヲ奏スルコトノ出來ヌノハ勿論、全ク良法モ徒法ニ屬シテ仕舞フノデアリマス、就中學政ノ當路者ニ其人ヲ得テ成ルベク長ク其職ニ居リマシテサウシテ嚴正ナル監督ヲ致シテ、一定ノ方針ト云フモノヲ貫徹シテ行クト云フコトガ最モ必要デアラウト云フノデアアル、是等ノコトハ大ニ論ジタイ事モアリマスケレドモ、今日ハ制度ノ改革論ヲ申シ述ベルノデアツテ自ラ別問題ニ屬シテ居リマスカラ是ハ他日ニ讓ツテ申ス積リデアリマス。

今日私ノ述ベヤウト思ツタ所ノコトハ大要述ベマシテゴザイマスガ、此改革論ハ我輩一個人ノ私見ニ非ズシテ教育社會ニ於テモ政治社會ニ於テモ隨分多クノ人ノ考ヘテ居ル説デアルト思ツテ居リマスガ、併ナガラ又或方面ニハ隨分反對ノ意見ヲ持ツテ居ル人モアリマスカラシテ其反對ナル意見ノ要點ヲ一應辯ジテ置キタイト思ヒマス、論者曰ク現在ノ學制ノ弊害ト云フモノハ在學年限ノ長イノデハナイ學校ノ數方足ラナイノデアアル、學校ヲ澤山拵ヘテ入學ノ時ニ競争試験ヲ行フヤウナコトヲ廢メテ仕舞ヘバ、今日ノ規則上ニ於テモ二十三歳若クハ二十四歳位デ大學ヲ卒

業スルヤウニナウテ居ルカラ、必ズシモ在學ノ年限ヲ短縮スルニハ及バナイ、ソレカラ又學科課程ヲ斟酌増減ヲシテ改正ヲ加ヘサウシテ生徒ノ負擔ヲ輕クシテ參レバ身體ヲ過勞スル所ノ弊ト云フモノモ教育ノ統一シナイト云フ弊モ免レルコトガ出來ル、何モ大袈裟ナ改革ヲスルニハ及バナイ、又法律政治ノ如キ學問ハ社會ノ事情ガ分ルヤウナ年齢ニナウテ卒業致サナケレバ餘リ早ク卒業シテモ何ノ役ニモ立タナイ、又修學年限ヲ短クシテ學問ノ程度ヲ下ゲルト云フ如キハ決シテ國ノ慶事デナイ、斯ク云ウコトガ反對論者ノ主張スル要點デアル其議論ハ一理ナイコトハナイ、學校ノ増設ト云フコトハ固ヨリノコトデ學校ハドノ學校モ足りナイ、固ヨリ我輩ハ學校ノ増設ヲ主張シテ居ルノデアル、既ニ昨年議院デ其建議ガアツタ位デアル、此學校ノ増設ニ依テ幾分ノ在學年限ヲ縮メルコトガ出來ルト云フコトハ明カデアル。

ソレカラ學科課程ノ改正ニ依テ幾分ノ弊害ヲ除キ得ルト云フコトモ亦疑ノナイコトデアル、併ナガラ現在ノ儘ノ學校ノ組織デ學科課程ノ改正ヲ行ヒマシテモ其功ガ甚ダ乏シイ、且其目的ニ到底達シ得ルコトガ出來ナイ、是ハ從來度々改正ヲ試ミタコトデアル、改正ヲ試ミテ幾度改正シテモ失敗ヲシタ所ノ實例ガアルノデアル、ソレカラ學校ノ増設ニ依テ如何ニ年限ガ短縮ニナリマシテモ規則上ニ定メタ所ノ二年ノ差ト云フモノハ是ハドウシテモ短縮スルコトガ出來ナイ、二年ノ差ト云フコトハ誠ニ僅カナコトノヤウデアリマスガ青年ノ生涯ニ於テハ實ニ一年以テ數年ニ當ル寸陰惜ムベキ大切ナ時機デアルノデ、一個人ノ上ニ於テモ又國ノ經濟ノ上ニ於テモ大ナル關係ガアル例ハバ學校ノ設備ニ於テ教員ノ供給ニ於テ又生徒ノ學費ニ於テ、又國民トシテノ生産力ニ於テ決シテ等閑ニ附スコトガ出來ナイ此二年ト云フモノハ頗ル大ナル關係デアル、又政治法律學科ノ卒業期ガ早クテ可カヌト云フヤウナ議論ハ是ハ畢竟杞憂タルヲ免レヌト思ヒマス、現今デコソ大學卒業生ガ其不足デアル故ニ卒業後直チニ重要ナル責任アル職

ニ就クモノガ多イケレドモ、人材ノ供給ガ多クナウテ澤山出來テ來レバ、官吏デモ教員デモ必ズ一年若クハ二年間ハ試補トナウテ見習ヲシナケレバナラナイ、又實業界ニアツテハ尙更ノコト見習ヲシナケレバナラナイ、サウシテ事務ヲ練習シテ參ルコトガ歐羅巴ノ如クニナウテ參リマスカラ早ク卒業致シテモ何ノ不都合モナイ況ヤ在學十五六年ノ間ニハ大抵ノ人ハ病氣其他ノ事故ニ依テ必ズ規則通りニ卒業スルモノハ少ナイ、是非一年二年ハ何等カノ故障ノ爲ニ延ビルモノガ多イ、ソレデ此改正案ヲ實行致シテモ矢張實際卒業致スノハ二十三歳カ二十四歳ニナウテ卒業スルモノガ多クナルノゴザイマス、ソレカラ二十一二歳デハ若イト申スケレドモ現ニ私杯ノ知ツテ居ル法學博士ヤ理學博士ニナウテ居ル人デモ二十一二歳位デ卒業シテ立派ニヤウテ居ル人ガアル、外國ノ例ニ照シテモ決シテサウ早クハナイ、ソレカラ學問ノ程度ヲ下ゲルト云フコトハ是ハ甚ダ當ラヌ論デアラウト思フ、此改革ニ依リマスレバ今マデ迂廻ヲシテ居タモノガ眞直ニ行ク、例ヘバ東京カラ神戸マデ行クニ途中所々ノ停車場ニ寄ツテ行タモノガ急行列車ニ乗ツテ直行ヲスルヤウニナウタト同ジコトデ餘程早クナル、ソレカラ必要ナラザル學科課程ヲ大ニ省略ヲシテ參リマシテ必要ノ學科ニ力ヲ用ヒ、又中學ノ如キハ從來ニ比シテ年限モ増シテ頗ル完全ニナウテ參リマシルカラ是ニ接續スル大學ハ必ズシモ學力ガ低クナルト云フコトハナイ、寧ロ實用ノ學力ハ今ヨリ一層確實ニナルデアラウト思フ、殊ニ東京帝國大學ノ如キハ學生ノ數ハ唯今ヨリ減ルヤウニナルカモ知レナイガ、併ナガラ俊秀ノ者ノミガ集ツテ學問ガ今ヨリモ高尚ニナウテ世界ノ大學ト競争ヲスルヤウニ至ルデアラウト思フ、決シテ我帝國ノ學問ノ程度ヲ低クスルト云フコトハ更ニナイト思フノデアリマス。

又或論者ハ曰ク教育制度ノ改革ト云フコトハ宜イガ、併シ之ヲ決行致シテモ教育ノコト、云フモノハ頗ル錯雜致シテ居ルカラ之ヲ偏ネク實際ニ行フニハ多少ノ時日ヲ要スル、然ルニ小學校カラ中學ニ中學カラ高等學校ニ將タ大學

ニ其他ノ實業學校ニ入學ヲシヤウトシテ進ンデ來テ待ツテ居ル所ノ學生生徒ノ數ト云フモノハ現在何千アルカ知レナイ有様デアル、是ハドウスル積リデアル、斯ウ云フ議論ガアル是ハ實際必要ナ問題デアル、我輩ハ所謂文部省ノ八年計畫ト云フコトノ詳細ナコトハ知りマセヌ、ケレドモ其必要ナル所ノ學校ヲ増設スルコトハ是ハ焦眉ノ急トシテ決行シテ參ラナケレバナラヌト思フ、如何トナレバ數千人ノ生徒ガ學校ニ押寄セテ來テ居ルノハ皆政府ノ誘導ニ依テ法律規則ニ從テ進ンデ來テ居ル生徒デアル、其生徒ハ政府ノ義務トシテ之ヲ收容スル所ヲ設ケナケレバナリマセヌ、若シ之ヲ等閑ニ附シテ置クヤウナコトガアルナラバ我輩ハ却テ政府ノ怠慢トシテ論ジナケレバナラヌ位ノコトデアル、彼ノ法科大學ニ於テ三百人餘ノ落第者ヲ出シ工科大學ニ於テ豫科卒業生ノ入學者ニ競争試験ヲ施スヤウナ慘酷ナル處置ハ決シテ再度之ヲ見ルコトハ好ミマセヌ、又農工商ノ實業學校ノ如キハ先刻モ申シタ通り盛ニ設立シテ澤山興シテ行カナケレバナライ、唯今ノ教育機關ト云フモノハ全體ニ不足ヲ告ゲテ居ル、新タニ幾個ノ學校ヲ増設致シテモ決シテ新ラシイ制度ヲ實行スル爲メニ妨ニナルトカ或ハ不用ニ歸スルト云フ如キ憂ハナイト思ヒマス、併シ此學校ノ増設ノコトヲ決行スルナラバソレト同時ニ教育制度ノ改革ト云フコトハ是非決定シナケレバナラヌト云フコトハ是ハ勿論デアル、又ソレト同時ニ大ニ經濟ノコトニ注意ヲ致サナケレバナラヌト云フコトモ先刻申シタ如クデアル、我國ノ教育事業ハ今後下ノ位致シテ宜イカ分ラナイ程澤山ニアル、夫レ故ニ事業ヲ多クスレバスルホド儉約ハシナケレバナライ……：最モ經濟ニ注意シナケレバナライト思フ。

政府ハ何故ニ文部ノ八年計畫ヲ決定シナイノデアルカ甚ダ不審デアル、説フ爲ス者曰ク政府ハ財政ガ困難デ教育費ニ充テル財源ガナイ爲メニ之ヲ決定スルコトガ出來ナイノデアルト云フ是ハ私ハ甚ダ分ラヌト、思フ、苟モ教育ガ國家ノ文明富強タル所ノ基礎デアリ國民ノ道德、精神ヨリ一國ノ政治、人民ノ事業ニ至ルマデ一ニ此教育ノ

結果ニ依ラヌモノハナイト云フコトハ確カニ分ツテ居ルノデ、誠實ニ國家ノ隆盛ヲ希フモノニ在テハ我國ノ現狀ニ照シ將來ノ形勢ヲ慮リ、何事ヲ措イテモ教育事業ヲ擴張シテ行クコトヲ力メナケレバナリマセヌ、彼ノ普魯西ガ那破烈翁ノ爲メニ自分ノ國內ヲ蹂躪セラレ土地ヲ失ヒ人ヲ失ヒ、財竭キ力竭キ國家ハ將ニ危殆ニ迫ラントスル時ニ於テ、其當時ノ名高キ宰相スタインハ教育ヲ盛ニスルト云フコトヲ以テ此衰運ヲ回復スルノ大計デアルトシテ其時ノ普魯西王ニ策ヲ獻シマシタ、所ガ普魯西王ノウキルヘルムモ亦甚ダ之ヲ嘉納シテ君臣共ニ力ヲ盡セテ國家ノ教育ニ全力ヲ注イダコトガアル、又普魯ノ戰爭ニ於テ佛蘭西ハ大敗ヲ取テ二州ノ土地ヲ割キ數十億ノ償金ヲ拂ヒ殆ド衰運ノ極ニ陥ツタ時ニ於テ大敗ノ原因ヲ専ラ教育ノ不完全ナルニ歸シ、教育ノ擴張ヲ以テ國威回復ノ要點トシテ佛蘭西ノ國論ヲ一定シ上下擧ツテ是ニ盡力致シタコトガアル、我國ハ如何デアアルカ戰爭ヲシテ勝ツタ、戰勝ノ後ニ土地ヲ得償金ヲ得タ、ソウシテ租稅ヲ増シテ國家ノ歲入歲出ハ七八千萬圓ヨリ一躍シテ二億萬圓ヲ超ユルユ至リマシタ所ノ財政ヲ以テ國家ヲ料理スルトキニ於テ、財政困難ト云フノ故ヲ以テ現在ノ生徒ヲ收容スルノ經費ガモ供給スルコトガ出來ヌト云フノハ甚ダ遺憾ノ次第デアル、我國ノ政事家中ニハビスマークヲ以テ自ラ任ジテ居ルモノモアリグラツドストーンヲ以テ自ラ任ジテ居ルモノモアル、又ビスマークトモルトケトヲ兼ネグラツドストーントモアルモノトヲ兼ネテ居ルモノモアル、併シ我國ニハ一ノスタイント云フモノハナイノデアルカ、甚ダ遺憾デアル、我輩ハ二億萬圓ノ歲出ニ對シテ一千萬圓内外ヲ教育ニ費スノハ至當ト信ジテ居リマス、彼ノ文部省ノ八年計畫ノ如キハ寧ロ焦眉ノ急ヲ救フニ過ギヌモノデアツテ、學制上ノ前途ノ計畫トシテ見ルベキ程ノ價值ノアルモノデハナイト思フノデアル、政府ハ遲疑セズニ斷然トシテ此計畫ヲ決行サレンコトヲ望ムノデアル。

モ、世間デハ是ニ注意スルコトガ甚ダ切デナカッタ、ソレカラ又學政ノ當局者ハ始終變ツテ居リマス爲メニ斯ノ如キ重要問題ヲ考ヘル餘地ガナイ、サウシテ在再今日ニ至リマシタガ、教育ノ進歩スルニ從テ教育ノ弊害モ事實ニ現レテ來テ改革ノ止ムベカラザルコトガ皆ナ分ツテ來タノデアリマス、其際ニ彼ノ法科大學ノ試験成績問題、即チ三百有餘ノ學生ガ憤氣モナク突然放リ出サレテ仕舞ツタト云フヤウナ驚クベキ意外ナル事實ガ出テ來タノデアルニ依テ、是ガ導火線トナリマシテ一時ニ此議論ガ沸騰シテ參ツタ、サウシテ教育制度ノ改革ヲ論ズルモノガ續々輩出シテ來タト云フ有様デアリマス、私ハ此ノ機會ニ於テ當局者ガ卓拔ノ見識ヲ以テ此ノ改革ヲ斷行サレンコトヲ希望スルノデアリマス、又此問題ハ帝國教育會ガ首唱トナツテ専ラ研究セラル、由デアリマスカラシテ、諸君ト共ニ大ニ此事ニ力ヲ盡シタイト思ヒマス、幸ニ帝國教育會ハ教育社會ノ公議輿論ヲ發表スル所デアリマシテ會長辻新次君ハ斯ノ如キ事ニハ無類ノ經驗ヲ有ツテ居ラル、御方デアリマスカラ誠ニ好都合デアラウト思ヒマス、段々長イ御話ヲ致シマシタガ甚ダ順序ヲ失ヒマシタリ、又錯雜ヲ致シテ居リマシテ御了解ニ御苦ミニナツタコトガ多カラウト思ヒマス、ガ唯ダ私ノ一片ノ誠心ヲ御推察ヲ願ヒタイノデアリマス、長イ間御聽下サイマシテ誠ニ感謝ニ堪ヘマセヌ。

尙ほ久保田は明治三十二年の暮から開かれた第十四議會中貴族院に於て辻新次外五名の提出に係る學制調査會設置に關する建議案の討議の際、學制改革の必要に關し、前掲の演説と略同趣旨のことを述べたのであつたが、之に對し時の東京帝國大學總長たる貴族院議員菊池大麓は大學の程度を低下することに反對する意味を以て久保田の論を反駁した。當時帝國大學關係者の間には大學豫科は我國の實情に照して適切なる施設なるを以て之を改むる必要なしと主張する者も多かつたが、殊に修業年限短縮、大學の程度低下には最強く反對した。即ち菊池の貴族院に於ける演説は此點に關する大學關係者の代表的意見ともいふべきものであるから、久保田の説と對照する爲に左に之を掲げる。

諸君本建議案ハ誠ニ本員ハ其趣旨ヲ明ニスルニ苦ミマス。提出者中ニモ意見ガ色々岐レテ居リマス。意見ガ岐レテ居ルノハ兎モ角モ主意ガ色々アル様ニ考ヘマス。又調査事項ニ附イテモ色々御説ガアル様ニ考ヘルノデアリマス。前會ニ於テ渡邊委員ハ委員長長岡君ノ言ヲ補フト言レマシタガ、實ハ之ヲ反駁サレマシタ次第デアリマス。又久保田君ノ前會ノ演説ニ對シテ渡邊君ハ大言壯語シテモ實行ガ出來ナイト云フ様ナ評ヲナサレマシタ。其評ノ當否ハ兎モ角モ前會久保田君ノ演説中ニハ君ノ御意見ハ別トシテ事實ニ於テ甚ダ相違ガアル事ヲ先ツ正シテ置キタイト考ヘマス。久保田君ハ或席ニ於テ演説サレタ時ニ即チ是ハ久保田君自ラモ昨日言レタ此建議案ノ出タ所ノ一ツノ動機ト爲ツタ事デアルト言レマシタ、法科大學ノ落第事件ニ附キマシテ言レマシタニハ學生全員ノ半數ニ近イ三百有餘ノ學生ガ云々又三百有餘ノ學生ノ憤氣モナク突然抛リ出サレテシマツタト云フ事ヲ言レテ居ルノデゴザイマス、誠ニ斯ウ云フヤウナ語氣デナケレバ演説ニ旨味ガナルデアリマセウ。併ナガラソレハ事實ノ上ニ於テ大變間違ノアル事デアリマス。學生全員ノ半數ニ近イ三百人ト言ルガ實際學生ノ落第致シマシタ數ハ二百五十八人デアリマシテソレハ半數ニ近イトコロデアリマセヌ、三割位ニ當ルノデアリマス。ソレガ憤氣モナク突然抛リ出サレタ抛リ出サレモドウモシナイノデアリマス。又憤氣モナクデモナイ、又突然デモナイサウ云フヤウナ事實ノ間違デアリマス、又法科大學デ競争試験ヲスルノハ慘酷デアルト言レマシタガ競争試験ヲスルト云フ事ハ設備ノ上ニ限ノアル以上ハ已ムヲ得ヌ事デアリマス。法科大學ニ限ツタ事デハナイノデアリマス。是ハ幾ラ制度ヲ改メタ所ガ法科大學ニ或ル一定ノ數ヨリ餘計ナ學生ヲ收容スル事ハ出來ナイ、又學生ノ力ガ足りナケレバ落第モスル、其力ヲ充實ニスルニハドウ云フヤウナ風ニスルカト云フト是ハ學制ノ改革デハ出來マセヌ。又大學ノ者ガ躍氣トナツテ此建議案ニ反對スルカト云フ事ヲ言レマシタガ、我々寧ロ本員ハ大學ノコトヲ一番能ク知ツテ居ル者デアリマスカラ本建議案

ノ大學ニ關スル所ニ附イテ或ハ本建議案ヲ主張スル所ノ人々ノ理由トスル所ニ附イテ大學ノコトニ附イテ其主張ノ如クスルコトハ到底出來ナイト云フコトヲ信ジテ居リマス、故ニ反對スルノデアリマス、反對セザルヲ得ヌノデアリマス、又大學ノコトバカリ言ツテ居ルト言レマシタガ、本員ハ大學ノコトヲ一番能ク知ツテ居リマスカラ大學ノコトニ附イテ述ベタノデアリマス。萬能ニ達シタ教育全般ニ互ツテ居ラルル所ノ卓見ノアルヤウナ方ハ兎モ角モ我輩ノ如キハ教育全般ニ互ツテ自分ノ説ヲ固ク信ズルコトハナイノデアリマス。唯大學ニ附イテ聊カ知ル所ガアル故ニ大學ノコトヲ述ベタノデアアル、専ラ一ツノ學科ニ從事スル者ハ其學科以外ニ出ルコトハ大イニ慎マナケレバナラヌコトデアリマス。本員ハ大學ノコトヲ知ツテ居ルカラ大學ノコトヲ述ベタノ決シテ大學バカリ主張スルト云フ譯デアリマセヌ。久保田君ハ大學ノ攻撃デハナイ、此建議案ノ主意ハ大學ノ攻撃デハナイト言レマシタ。成ル程建議案ノ主意ハドウ云フ事デアルカ本員ハ知リマセヌガ、前會ノ會議ニ於キマシテ久保田君ハ大學ヲ非常ニ攻撃サレマシタ、大學總長ヲ攻撃サレマシタ、大學ノ學生ヲ攻撃サレマシタ。此建議案ハ知ラズ久保田君ガ此建議案ニ賛成スル一ツノ理由トシテ大學ヲ攻撃サレタノデアリマス。久保田君ハ大學ノコトヲ御存ジナイト本員ハ考ヘマス、又御存ジアラウ答モナイト本員ハ考ヘルノデアリマス。大學總長ハ俗務ニ汲々トシテ會計事務ノ判ヲツイテ日ヲ暮シテシマウト云フコトヲ言レマシタ。本員ハ之ヲ答フルベキモノデナイト考ヘマス、又之ニ答フルベキ席デモナイト考ヘマス。大學ノコトニ附イテ久保田君ガドノ位承知デアルト云フコトハ大凡ソレヲ以テ見テモ判定ガ附クト云フコトヲ本員ダケハ考ヘマス。又久保田君ハ此東京ノ帝國大學ハ一種無類ノ大學デ學制發布以前ニ出來タモノデアルト云フコトヲ言レマシタガ、大學ト云フモノノ成立チハ多クハ普通教育ノ學制ノ成立ツ前ニ出來テ居ルノガ外國ノ例デアリマス。普通教育ノ成立ツタ後デナケレバ大學ガ出來ナイト云フ譯デアアリマセヌ、ソレカラ又大學ニ色々ノ

外國語ヲ用ヒテ居ルノデアリマスガ、是ハ國情ノ然ラシムル所デ已ムヲ得ヌコトデアリマス。制度ヲ改メテカウト云ツテ是等ノコトヲ急ニ改メルコトハ到底出來ナイコトデアリマス。又法律ハ英吉利ノ法律、佛蘭西ノ法律、獨逸ノ法律ト云フヤウニ別々ニヤツテ居テ是等ノ言葉ニ依ラナケレバ學ブコトハ出來ナイト言レマシタ。是ハ誤デアリマス。當時大學ニ於テハ法律學ヲ研究スル傍參考トシテ英吉利ノ法律ヲ學ビ或ハ佛蘭西ノ法律ヲ學ビ、或ハ獨逸ノ法律ヲ學ブト云フコトハアリマスケレドモ、獨逸ノ法律、英吉利ノ法律、佛蘭西ノ法律ヲ學ンデ居ルノデハナイ、ソレハ參考トシテ修メルノデアリマス。ソレデアリマスルカラ法學ハ入ルニハ獨逸語デモ佛蘭西語デモ英吉利語デモ外國語ヲ修メテ居レバ宜イト云フコトデ誠ニ都合好ク出來テ居ルノデアリマス。久保田君ノ言レルヤウニ法科大學ハ入ルニハドノ國語ガ出來テ居ナケレバイケナイト云フ様ナ事ニハナツテ居ナイノデアリマス。一々委ク反駁ハ致シマセヌガ。

(中略)

而シテ大學ノ程度ヲ下ゲル大學卒業ノ標準ヲ下ゲルト云フ事ハ是ハ如何ナ理由デアリマセウカ、一ノ專門ノ學科ヲ修メルトキハ其行ク所ノ先キト云フモノニハ限ハアリマセヌ、併シナガラ大學ニ於テハ其行ク所ノ先キマデ教ヘルコトハ勿論ナイノデアアル、唯何處マデモ進ミ得ルダケノ道具ヲ與ヘナケレバナラヌ。是ハ學者ニ限ツタ事デアリマセヌ、大學ヲ終ツテ世間ヘ出テ實務ヲ執ル者デアリマシテモ其自分ノ修メタ所ノ學科ニ付イテハ十分ナル取調ガ出來、十分ナル研究ヲスルダケノ力ノアル、ソレダケノ素養ノアル者デナケレバナラヌノデアリマス。ソレデナケレバ大學卒業トハ言レマセヌ、僅カ人カラシテ教ツタコトダケヲ知ルダケデハ大學ノ卒業トハ言レナイノデアリマス、大學ノ程度ヲ下ゲタナラバ詰リ大學ヘ來ルマデノ年限ヲ今日ノ有様デ縮カメルト云フコトニシタナラバ……

ソレヲシタナラバ大學ノ卒業ト云フモノノ其程度ニ達シナイト云フコトハ明ナルコトデアルト本員ハ考ヘテ居リマス。今日世ノ中へ出テ國家ノ須要ニ應ズルト云フコトヲスルニ當ツテ今日ノ大學ノ卒業生ノ學力ヲ考ヘテ見マスルト、實ニ覺束ナイト思フ程心配デアリマス。随分方々カラシテ卒業生ノ力ガ足ラヌト云フコトノ小言ハ毎度聞ク所デアリマス。實ニ今日ノ競争場裡ニ立ツテドウデアリマセウカ、唯教ハツタダケノコトヲヤツテ行クト力カラ注文シタ所ノ機械ガ滯ナク運轉シテ行ク間ハソレニ付イテ行クコトガ出來ルト云フダケノ力デハ今日國家ノ須要ニ應ズルコトガ出來マセウカ、今日日本カラ工業視察ニ行キマスト啞ヤ首ガ行ツタトキニハ知リマセヌケレドモ、學問ノアル者ガ行キマスト言フト秘シテ見セナイ酷ク恐レル五ニ秘スル競争ノ世ノ中デアリマスルカラシテ利益ヲ得ル所ノ幅ト云フモノハ非常ニ狭クナツテ居リマスカラシテ極僅ナ所デ利益ヲ得ルノデアル、ソレ故ニ各製造事業ハ秘密ニシテ居ル。サウ云フ世ノ中デアリマスカラ唯向カラ教ツタ事ヲ學ブト云フダケニナツテハ今日國家ノ須要ニ應ズルコトハ出來ナイ、ソレハ成ル程低イ程度ノ即チ唯今ノ高等學校專門部位ノ卒業ノ人モ必要デアル、澤山必要デアル、澤山出ナケレバナラス、ソレ故ニ高等學校專門部ヲ澤山設立サレテソレニ多クノ學生ヲ入レテ卒業サセルト云フコトハ最も今日必要ナコトデアリマスルガ、併シナガラソレデハ大學ノ卒業ノ力トハ本員ハ言レナイト考ヘルノデアリマス。本員ガ甚ダ恐レマスノハ大學ノ有様ガ今日ヨリハ卒業生ノ力ガ落ちハシナイカト云フコトヲ心配スルノデアリマス。是ハ入學生ノ力ガ落ちハシナイカト云フコトヲ心配スルノデアリマス。其理由ハ何故カト云フト明治二十六年ニ於テ井上文部大臣ノ時ニ中學校へ入學スル所ノ程度ヲ二年下ゲラレマシテ高等小學校二年ヲ終ツタ者ハ直ニ入學サセルト云フコトニナリマシタ、ソレカラ丁度其頃カラ中學校ノ數ハ隨分殖エマシタカラシテ只今デハ不足デアリマスケレドモ以前ト比ベテ非常ニ數ガ殖エマシタ、現ニ高等小學校二年ヲ終ツタ者ガ中學校へ這入ツテ

居ルノデアリマス。ソレデ今日不完全ナル中學校ヲ卒ツテ來タナラバ高等學校ノ程度ト云フモノハ自然下ラナケレバナラス、サウシタナラバ大學へ來ル所ノ入學生ノ力モ下ルデアラウト云フコトヲ心配シテ居ルノデアリマス。今日ノ中學校ノ有様デハ不都合デアル學科ノ課程ニ於テ總テノ設備ニ於テモ改良ヲ加ヘ之ヲ改正シナケレバナラスコトハ事實デアリマス。併シナガラ是ハ學制變更デハナクテ學科課程ニ於テノ變更デアルト本員ハ考ヘルノデアリマス。ソレカラ又或ル説ニ據ルト云フト大學ノ低イ程度ノ大學ト云フモノヲ置イテ今ノ帝國大學ト云フモノハ其マンマニシテ置イテ蘊奧ヲ研究スル所ニスルト云フ説ガアリマスガ、是ハ即チ大學ノ性質ヲ知ラスカラ起ルノデアリマス、大學ニ於テハ研究ト云フコトト事業ト云フコトヲ分ケテ行レルノデアルカナイカト云フコトガ分ラナイ、ソレヲ一緒ニヤル位ノ程度デナケレバ大學トハ言レマセヌ、斯ウ云フコトハ決シテ出來ナイ、研究ヲシナイ大學ト云フモノハアルコトハ出來ナイモノデアリマス。

(中略)

此建議案ノ大主意ト云フモノハ色々説明ガアリマスルケレドモ、大學ニ來ル年限ガ長イカラ之ヲ縮カメナケレバナラスト云フ事ガ大主意デアルカナヤウニ本員ハ考ヘルノデアリマス。夫ハ只今申シマシタ通り大學ノ程度ヲ下ゲレバ即チ今ノ高等學校ノ專門部ヲ大學ニスレバ宜シイ學制調査モ何モ要ラナイ、程度ヲ下ゲテ宜イ事ナラ今ノ高等學校ノ專門部ヲ大學ト云フ名ヲ付ケレバ宜イノデアル、但シ夫ガ日本帝國ノ大學ト言レルヤ否ヤ、大學ト云フ者ハサウ云フ者デアルカナイカト云フ事ハ別問題デアリマス。

(中略)

之ヲ要スルニ今日ノ學制ガ不都合デアル、不都合デアルト云フ人ノ説ヲ能ク味ツテ見マスルト云フト學科課程ガ改

正サレナケレバナラヌト云フコトト、學校ガ増設サレナケレバナラヌト云フ此ニツニ歸スルノデアリマス。ソレカラモウ一ツハ大學ノ程度ヲ下ゲタイト云フノデアリマス。今ノ所デハ即チ學科課程ノ改正ト學校ノ増設ト云フコトハ是ハ學制ニハ關係ハナイ、大學ノ程度ヲ下ゲルト云フコトハ本員杯ハドウシテモ下ゲラレヌト考ヘルノデアリマス。

(後略)

此の如く大學程度低下論に對し堂々として反對の態度を取り、程度低く且學術蘊奥の攻究といふ任務を有せざる大學の如きは之を大學と稱すべからざることを痛論せる菊池大麓は後年自ら學藝大學即ち俗に所謂安直大學の主唱者となつた菊池とは殆ど別人の如き觀がある。

當時學制改革同志會なるものが組織せられ帝國教育會長の辻新次、學制研究會長の長岡護美が中心となり、朝野の教育家政治家數十名を會員として明治三十二年十一月創立大會を開き左の如き學制改革要綱を定めた。

- 一、小學校入門の初めより、大學卒業の終りに至る迄、學生生徒が修業に要する年數長きに過ぎて、國情に適せざるが故に、之を短縮すること
- 一、諸學校の學科課程、複雑過重にして、學生生徒精神身體の健全發達を妨ぐるの虞あるが故に之を輕減統一すること
- 一、中學校の教育を完全にして、中學校より直に大學校に進入する事を得しむること
- 一、高等學校の組織を改めて大學校となし、高等の専門學科を増設して、専ら國家須要の人材を養成する所たらしむること

ること

一、帝國大學は主として學術技藝の蘊奥を攻究する所たらしむること

右要綱の趣旨は大體(一)帝國大學は之を研究大學とすること(二)實際家養成の爲に別に實用大學を作ること(三)大學豫科を廢止し中學校を或る程度まで向上せしめて直に大學校に接続するものたらしめて大學卒業までの修業期間を短縮することの三點に歸する。尙ほ修業期間短縮といふことに就ては改革論の本旨は第一には大學に入學し得るまでの修業期間を短くすることと第二には大學豫科なる制度其ものに反對するといふ二個の意味を含んで居たのである。第一の點に關しては我國では最小限高等小學校第二學年を卒るのが十二歳、中學校を卒るのが十七歳、それから大學豫科を経て二十歳にならねば大學に入ること出来ぬ、加ふるに其間に入學試験等の難關があつて少しく後れると二十五六歳甚だしきは二十七八歳にならねば大學を卒ることは出来ぬといふ有様である、大學卒業までに此の如く長期を要する國は世界中何處にもない、佛蘭西でも獨逸でも英國でも大抵最小限十八歳位で大學に入學し得ることとなつて居る。故に是非共大學入學までの期間を短縮する必要があるといふのが論者の主張であつた。之に對して政府は我國では普通教育に於て國語漢字の學修の困難等があり加ふるに教員の學力等も未だ十分ならざる點もあつて外國に比して多少修業期間の長くなるのは已むを得ざるものなりと辯明しつゝあつたが改革論者は兎も角も期間短縮の要ありと絶叫したのであつた。第二の點に關しては小學より大學に至るまでの教育は之を普通教育高等教育大學教育の三段に分つのが諸外國共通の制度であつて佛蘭西に在ては「リセー」獨逸に在ては「ギムナジウム」英國に在ては「パブリックスクール」の如き高等普通教育の學校を卒業したるものが直に大學に入り得るのである。我國の如く特に大學豫科なるものを設け之を一部二部三部に分ち更に之を小分して大學に入り某學科を修めんとするものには某學科目を課すといふが如き錯雜

煩瑣なる規定を設けて居るものは何れの國にもない、故に我國に於ても中學校の教育を完全にし此處に於て高等普通教育を了つたものが直に大學に入り得ることすべしといふのが改革論者の唱ふる所であつた。

學制改革同志會に於ては政府をして學制調査會を設けしむべきことを議決し議會を動かして之に關する建議を爲さしむるに至つた。即ち明治三十二年の暮から開かれた第十四議會に於ては衆議院及貴族院より學制調査會設置の建議が提出せられた。而して政府は之を採用する模様がないので議會に於ては其後も屢之に關する質問等が行はれた。かくする中に學制改革同志會では學制改革のことが一向要領を得ないので堪り兼ねて遂に明治三十五年一月二十日臨時大會を開き豫て同會に於て起草した中學校及大學校改正案なるものを議會に提議し、兩院の通過を得て法律として之を實施すべしといふ案を提出するに至つた。然るに久保田議は貴族院に於て政府は自分に對し學制改革に關する調査を爲すべきことを言明せるを以て寧ろ此改革案を政府に提出して文部大臣の學制調査の參考に供するを可とすとの提議を爲し議論の末之に決することとなつた。

此の如き狀勢で政府に於ても學制改革の問題を其儘にすることが出来なくなり、明治三十四年に文相となつた菊地大麓は種々調査の未成案を得て明治三十五年十一月之を高等教育會議に諮問した。諮問案は小學校に關する事項を初めとして十件にも上つて居たが、所謂學制改革問題の中心に觸れるものとしては中學校に關する事項、高等學校に關する事項、大學豫備門の學科目等に關する事項、專門學校に關する事項及實業學校令改正に關する事項等であるから左に此等諮問案の内容を掲げる。

諮問案第二 (中學校ニ關スル事項)

(一) 補習科ノ修業年限ハ一箇年トシ六箇月以内延長スルヲ得ルコト

(二) 補習科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、外國語、歴史及地理、數學、物理及化學、博物、圖書、實業要項、體操トスルコト但シ實業要項ハ之ヲ關クコトヲ得ルコト

外國語ハ英語、獨語、佛語ノ内一科目若ハ數科目ヲ置キ生徒ノ志望ニ依リ其ノ一ヲ課スルコト
歴史及地理、博物、圖書、實業要項ハ生徒ノ志望ニ依リ其ノ一ヲ課スルコト

實業要項ニ於テ授クヘキ事項ハ經濟、簿記、商事要項、農業要項トシ商事要項、農業要項ハ生徒ノ志望ニ依リ其ノ一ヲ課スルコト但シ商事要項、農業要項ハ其ノ一ヲ關クコトヲ得ルコト

(三) 補習科各學科目ノ每週教授時數ヲ左ノ如クスルコト

修身	實業要項ヲ課セザル生徒	一	實業要項ヲ課スル生徒	一
國語及漢文		六又八三		三
外國語		一〇		一〇
歴史及地理		(三)		三
數學		三又八六		三
物理及化學		二		二
博物		(三)		
圖書		(三)		
實業要項				八以下

校補習科ノミニテ獨語ヲ修メタルモノヲ試験スル程度ヲ云フ
 一 佛語第一程度第二程度ハ獨語ニ準ス
 一 倫理ハ別ニ時間ヲ定メス各校隨時ニ之ヲ課スルモノトス
 大學豫備門第二部學科時間割

學科名	志望部		倫理	第一外國語(英)	第二外國語(獨語又ハ佛語)	數學	物理學	化學	動物學	植物學	地質及礦物學	圖畫
	第一部	第二年										
土木工學、機械工學、造船學、建築學	3	2	3	3	6	3	3	3	3	2	3	3
造兵學、電氣工學、應用化學、製造化學、藥學、探礦及冶金學	6	4	3	3	6	3	3	3	3	3	3	4
數學、星學、物理學、物理學、物理學	3	3	3	3	6	3	3	3	3	3	3	3
純正化學	3	3	3	3	6	3	3	3	3	3	3	3
藥學、動物學、植物學、地質學、農學、林學、獸醫學	3	3	3	3	6	3	3	3	3	3	3	3

大學豫備門第三部時間割

論理及心理	測量	體操	計
二	三	三	三一
二	三	三	三一
二	三	三	三一
二	三	三	三一

倫理	第一外國語(獨語)	第二外國語(英語又ハ佛語)	羅句語	數學	物理學	化學	動物學	植物學	體操	計	獨語第一程度ニテ入學		獨語第二程度ニテ入學	
											第一年	第二年	第一年	第二年
10	5	2	2	2	3	3	4	3	3	30	1	1	1	1
10	4	2	2	2	3	3	4	3	3	30	1	1	1	1
10	4	2	2	2	3	3	4	3	3	30	1	1	1	1
10	4	2	2	2	3	3	4	3	3	30	1	1	1	1

備考

一 獨語第一程度トハ中學校ニテ獨語ヲ修メ尙一箇年補習科ニテ之ヲ繼續シタルモノヲ試驗スル程度、第二程度トハ中學校補習科ノミニテ獨語ヲ修メタルモノヲ試驗スル程度ヲ云フ
 一 倫理ハ別ニ時間ヲ定メ各各隨時ニ之ヲ課スルモノトス

諮問案第五 (專門學校ニ關スル事項)

(一) 法學、政治學、經濟學、醫學、藥學、文學、理學、美術、音樂、宗教等ニ關スル高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ特別ノ規程アルモノヲ除ク外總テ專門學校令ニ依ラシムルコト

(二) 公立及私立學校ノ設立ヲ認可スルニハ左ノ條件ヲ具備セシムルコト

一、目的 二、名稱及位置 三、學則 四、生徒定員 五、敷地建物ノ圖面及其ノ所有ノ區別 六、經費及維持ノ方法

醫學專門學校ニ就テハ臨床實習用病院ノ位置、敷地建物ノ圖面、實習用患者ノ定員、解剖用屍體ノ豫定數

私立學校ニ就テハ個人ノ設立ニ係ルモノハ其ノ設立者ノ履歷、法人又ハ組合ノ設立ニ係ルモノハ其ノ定款、寄附行爲又ハ組合契約

(三) 公立及私立學校ノ設備ハ左ノ如クスルコト

一、校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ道德上並ニ衛生上害ナキコト 二、校舍ニハ教室其ノ他必要ナル實驗室、實習室、研究室、圖書室、器械室、標本室、藥品室、製煉室ノ諸室ヲ備ヘ且教授上管理上並ニ衛生上適當ニシテ堅牢ナルヘキコト 三、體操ヲ課スル學校ニ於テハ相當ノ體操場ヲ備フヘキコト 四、校具ハ教授上必要ナル圖書、器械、器具、標本、模型等ヲ備フヘキコト

(四) 公立及私立學校ニハ管理上必要ナル左ノ表簿ヲ備フヘキコト

(表簿略)

(五) 公立及私立ノ專門學校ノ教員ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者タルヘキコト

一、學位ヲ有スル者 二、帝國大學分科大學卒業者 三、文部大臣ノ認可シタル者

(六) 專門學校本科ニ入學セントスル者ニシテ中學校若ハ高等女學校ヲ卒業セサル者ニ就テハ中學校若ハ高等女學校ノ各學科目ニ就キ中學校若ハ高等女學校卒業ノ程度ニ依リ官立、公立ノ中學校若ハ高等女學校ニ於テ之ヲ試驗シ其ノ學力ヲ檢定スルコト

(七) 美術學校音樂學校ノ入學資格ハ修業年限三箇年ノモノニ在リテハ中學校若ハ高等女學校第三學年修了ノ程度以上ニ於テ之ヲ定メ其ノ修業年限ヲ三箇年以上ニ延長シタルモノニ在リテハ延長ノ年限ニ應シテ入學資格ヲ遞下スルコトヲ得ルコト

諮問案第六 (實業學校令改正ニ關スル事項)

(一) 工業學校、農業學校、商業學校及商船學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業專門學校トスルコト

(二) 北海道及府縣ニ於テ實業補習學校ヲ設置スルトキハ他ノ道廳府縣立學校ニ附設スル場合ニ限ルト改ムルコト

(三) 商業會議所ハ商業會議所法第七條第八號ノ手續ヲ經實業學校ヲ設置スルコトヲ得ルコト

(四) 實業專門學校ノ修業年限ハ三箇年以上トシ其ノ入學資格ハ中學校卒業以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムルコト

(五) 官立實業專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度ハ文部大臣之ヲ定メ公立及私立實業專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度ハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者之ヲ定メ文部大臣ノ認可

可ヲ受ケシムルコト

(六) 公立及私立ノ實業專門學校ノ教員ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者タルヘキコト

一、學位ヲ有スル者 二、帝國大學分科大學卒業者 三、文部大臣ノ認可シタル者

高等學校は前に述べた如く、明治二十七年文相井上の改革以來專門學科を授くる所たるを本體とし、唯帝國大學に入学せんとする者の爲に附屬の大學豫科を置くことを得るの制度であつたに拘らず、實際に於ては專門學科を授くる本體は全然失はれて附屬の大學豫科のみが存在するといふ變態を呈して居たのであるが、今回の改革案は高等學校附屬の大學豫科を大學豫備門に改め、專門學科を授くる學校としては專門學校の制度を設け、此の如くにして高等學校を廢止せんとするの精神に出でたのであつた。大學豫備門の修業年限は二箇年とし、大學豫科の修業年限三箇年なるに比して一箇年を短縮する。大學豫備門には中學校の卒業者を直に入学せしむることを本旨とすれども、即時に之を實行するは困難なるが故に、當分は中學校に補習科を置き、之を修了したる者を入学せしむる。漸次中學教育が完備して其卒業者が直に大學豫備門に入学し得るに至らば大學入学までに修學期間一箇年を短縮することが出来るといふのであつた。要するに此案は必ずしも學制改革同志會の人々が唱へる改革案と一致するものではなかつた。帝國大學を研究大學とするのではない。實用大學を造るのではない。大學豫備科を廢止するのではないが、大學を終るまでの修業期間を一箇年短縮するを本則とするといふことは彼等の希望と合致する。又專門學校の制度を定めるといふことは其の精神に於ては實用大學を設けることと稍類似するのである。

然るに此案が高等教育會議に諮問せられると、主として大學關係者たる議員の側から猛烈な反對が出た。中學校に一箇年の補習科を置いたのでは今日までの高等學校(大學豫科)の年限を一箇年短縮することに因て生ずる學力の低下を防ぐことは不可能なりとの論もあり、又大學豫備門に中學校の補習科を修了した者を入れると地方の中學校の卒業者は殆ど總て東京の學校の補習科に入学することとなり、青年を都會に集中するの弊が起るといふ論も出たが、要するに甚だ不評判であつて、大學豫備門と中學校補習科に關する學制改革案の本體は遂に否決となり、唯專門學校及實業專門學校の制度を設けるといふこと等は可決せられ、明治三十六年三月に專門學校令が制定せられ、又實業學校令中の改正も行はるに至つた。要するに文相菊池の學制改革は新に專門學校令が制定せられたといふのみで、帝國大學及高等學校に關する問題は依然として未解決の儘に残された。

菊池が教科書事件の爲に明治三十六年七月其職を去つて後一時内相から文相を兼任した兒玉源太郎に次で同年九月專任文相となつた久保田讓は其持論たる學制改革を實行せんとして種々調査しつつあつたが、其内に明治三十七年日露戰役が起つたが爲に之を中止するの已むなきに至り學制改革の問題は此期に於ては遂に其解決を見ず次の期に持越さるに至つた。

第十三款 私立學校等に對する監督

一般私立學校に對する監督規程として作られたものを明治三十二年の私立學校令とする。

豫て定まつて居た條約改正の實施期が彌迫り、内地雜居が行はれるといふので政府も之が準備に汲々たる折柄、時の文相樺山資紀は對外人關係に頗る注意を拂ひ、明治三十二年七月一日北海道廳、府縣に對し

本大臣就任ノ初ヨリ學校ノ事態ニ關心竊ニ憂慮スル所アリ是ヲ以テ本年四月地方長官召集ノ機ニ際シ本大臣ハ學校ノ風紀ヲ正シ規律ヲ嚴ニスヘキコトヲ反覆披陳シテ其ノ注意ヲ促シタリ

今ヤ改正條約實施ノ期僅ニ數日ヲ出テサラムトシ茲ニ新ニ
 詔勅ヲ下シタマフ蓋將來外國人ノ内地ニ來往居住スル者滋々多キヲ致スヘシ此ノ時ニ際シ若シ學校生徒ヲシテ放漫
 自ラ制セス或ハ禮節ヲ藐視シ或ハ粗野ノ行爲ヲ敢テシ奇矯是レ喜フ如キ陋習ヲ長セシムルコトアラハ獨リ教育上ノ
 失體タルノミナラス延イテ國家ノ威信ヲ失墜シ其ノ體面ヲ汚瀆スルコトナキヲ保セス宜シク恭ミテ
 勅旨ヲ奉體シ此ノ際尙一層學校長及教員ヲ督勵シ能ク戒慎ヲ加ヘ篤ク本分ヲ殫シ以テ生徒教養ノ方ヲ誤ルコトナキ
 フ期セシムルニ努ムヘシ

といふ文部省訓令第十號を發し、

同日又直轄學校に對し

本省直轄學校ハ全國ノ公私諸學校ニ對シ模範タルヘキ地位ニ在ルカ故ニ特ニ風紀節制ヲ嚴ニシ以テ其ノ地位ニ副フ
 ヘキ實ヲ舉ケムコトハ本大臣ノ切望スル所ナリ今ヤ改正條約實施ノ期目睫ノ間ニ切迫シ茲ニ新ニ
 詔勅ヲ下シタマフ蓋今後外國人ノ内地ニ來往居住スル者愈々頻繁ナラム此ノ時ニ際シ若シ學生生徒ヲシテ放漫自ラ
 制セス或ハ禮節ヲ藐視シ或ハ粗野ノ行爲ヲ敢テシ奇矯自ラ喜フ如キ陋習ヲ長セシムルコトアラハ獨リ教育上ノ失體
 タルノミナラス延イテ國家ノ威信ヲ失墜シ其ノ體面ヲ汚瀆スルコトナキヲ保セス是ヲ以テ本大臣ハ今回地方長官ニ
 對シ生徒教養ノ方ヲ誤ラシメサランコトヲ訓令シタルモ其ノ模範ハ之ヲ直轄學校ニ望マサルヲ得ス苟モ任ヲ其ノ學
 校長及教官ニ承クル者ハ厚ク
 勅旨ノ存スル所ヲ奉體シ學生生徒ヲ戒飭シテ能ク其ノ本分ヲ殫シ嚴ニ紀律ヲ守ラシメ以テ模範ヲ全國諸學校ニ示サ
 ムコトヲ期スヘシ

といふ文部省訓令第十一號を發したやうな次第であつたが、又一方に於ては内地雜居に連れて外國人の各地に學校を經
 營せんとするものも多かるべく、其の國民精神教育に及ぼす影響に就ては頗る戒心すべきものがあるもので、十分之が監
 督の方法を講ずる必要ありといふ所より遂に私立學校令の制定を見るに至つたのである。私立學校令は固より獨り外國
 人經營の學校のみに對するものではなく、廣く一般の私立學校に關する監督規程であるが上述の事情が同令の制定を促
 がすに至つた重大の原因であつたことは争ふべからざる事實である。

明治三十二年八月三日勅令第三百五十九號を以て制定せられた私立學校令の正文は左の通である。

私立學校令

- 第一條 私立學校ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外地方長官ノ監督ニ屬ス
- 第二條 私立學校ヲ設立セントスル者ハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三條 私立學校ノ廢止及設立者ノ變更ハ監督官廳ニ開申スヘシ
- 第四條 私立學校ニ於テハ校長若ハ學校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ
- 第五條 本令中校長ニ關スル規定ハ之ヲ學校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ニ適用ス
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ私立學校ノ校長又ハ教員ト爲ルコトヲ得ス
 - 一 重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニ在ラス
 - 二 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者
 - 三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

四 懲戒ニ依リ免職ニ處セラレ二箇年ヲ經過セス又ハ懲戒ヲ免除セラレサル者
 五 教員免許狀褫奪ノ處分を受ケ二箇年ヲ經過セサル者
 六 品行不良ト認ムヘキ者

第五條 私立學校ノ教員ハ相當學校ノ教員免許狀ヲ有スル者ヲ除ク外其ノ學力及國語ニ通達スルコトヲ證明シ小學校、盲啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教員ニ在リテハ地方官其ノ他ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ專ラ外國語、専門學科又ハ特種ノ技術ヲ教授スル教員及專ラ外國人ヲ入學セシムル爲ニ設立シタル學校ノ教員ハ國語ニ通達スルコトヲ證明スルコトヲ要セス
 前項ノ認可ハ當該學校在職間有效ノモノトス

第六條 前條ノ證明ヲ不充分ト認メタルトキハ監督官廳ハ本人ノ志望ニ依リ試験ヲ施スコトアルヘシ

第七條 私立學校ノ校長又ハ教員ニシテ不適當ナリト認メタルトキハ監督官廳ハ其ノ與ヘタル認可ヲ取消スコトヲ得

第八條 私立學校ニ於テハ公立學校ニ代用スル私立小學校ヲ除ク外學齡兒童ニシテ未タ就學ノ義務ヲ了ラサル者ヲ入學セシムルコトヲ得ス但シ小學校令第二十一條及第二十二條ニ依リ市町村長ノ許可ヲ受ケタル兒童ヲ入學セシムルハ此ノ限ニ在ラス

第九條 私立學校ノ設備授業及其ノ他ノ事項ニシテ教育上有害ナリト認メタルトキハ監督官廳ハ之カ變更ヲ命スルコトヲ得

第十條 左ノ場合ニ於テハ監督官廳ハ私立學校ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得

一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 安寧秩序ヲ紊亂シ又ハ風俗ヲ壞亂スルノ虞アルトキ

三 六箇月以上規定ノ授業ヲ爲ササルトキ

四 第九條ニ依リ監督官廳ノ爲セル命令ニ違反シタルトキ

第十一條 監督官廳ニ於テ學校ノ事業ヲ爲スモノト認メタルトキハ其ノ旨ヲ關係者ニ通告シ本令ノ規定ニ依ラシムヘシ

第十二條 第十條ニ依ル處分ニ對シテハ訴願法ニ依リ訴願スルコトヲ得

第十三條 第十一條ノ通告ヲ受ケ第二條第一項ノ手續ヲ爲ササル者及第二條第二項ノ規定ニ違反シタル者並第十條

ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル後尙私立學校ヲ繼續スル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 第三條又ハ第五條ノ認可ヲ得スシテ私立學校ノ校長又ハ教員タル者及第七條ニ依リ認可ヲ取消セラレタル後尙私立學校ノ校長又ハ教員タル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

情ヲ知リテ之ヲ使用シタル者亦同シ

第十五條 第八條ニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 本令ノ規定ハ私立幼稚園ニ準用ス

第十七條 文部大臣ハ本令施行ノ爲必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

附 則

第十八條 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

第十九條 既設ノ私立學校ニシテ未タ設立ノ認可ヲ受ケサルモノハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ本令ノ規定ニ依リ認可ヲ受クヘシ

第二十條 本令施行ノ際現ニ私立學校ノ校長又ハ教員タル者ニシテ引續キ當該學校ノ校長又ハ教員トラント欲スル者ハ相當學校ノ教員免許狀ヲ有スル教員ヲ除ク外本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ其ノ旨ヲ監督官廳ニ開申スヘシ此ノ場合ニ於テハ第三條又ハ第五條ノ認可ヲ受クルヲ要セス

同日又文部省令第三十八號を以て左の如く私立學校令施行規則が定められた。

明治三十二年勅令第三百五十九號私立學校令第十七條ニ依リ私立學校令施行規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

私立學校令施行規則

第一條 私立學校令第二條ニ依リ私立學校設立ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ニ校地、校舍、寄宿舎ノ圖面ヲ添ヘ監督官廳ニ申請スヘシ

- 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 位置
 - 四 學則
 - 五 經費及維持方法
- 前項第一號乃至第三號及校地、校舍、寄宿舎ノ變更ハ監督官廳ニ開申シ第四號ノ變更ハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

シ

第二條 學則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 修業年限、學年、學期、休日ニ關スル事項
- 二 學科課程、授業時間ニ關スル事項
- 三 試験ニ關スル事項
- 四 入學退學ニ關スル事項
- 五 授業料、入學料等ニ關スル事項
- 六 賞罰ニ關スル事項
- 七 寄宿舎ニ關スル事項
- 八 職員ノ職務ニ關スル事項

第三條 私立學校令第三條第一項又ハ第五條第一項ニ依リ私立學校ノ校長、學校代表者又ハ教員タルノ認可ヲ受ケントスル者ハ履歷書ヲ添ヘ監督官廳ニ申請スヘシ

第四條 私立學校令第六條ニ依リ施スヘキ試験ハ小學校、盲啞學校及小學校ニ類スル各種學校教員ニ在リテハ小學校教員檢定委員其ノ他ニ在リテハ師範學校、中學校、高等女學校教員檢定委員又ハ文部大臣ノ特ニ選定シタル委員ヲシテ之ヲ行ハシム

第五條 私立學校ノ種類ニ依リ別段ニ規定アルモノハ各其ノ定ムル所ニ依ル

附 則

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

第六條 明治十四年文部省達第十五號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
私立學校令は廣く一般の私立學校に適用せらるるものなることは勿論であるが、私立學校の中でも他の學校令、即ち中學校令、高等女學校令、實業學校令等に依て設立せらるる私立學校は主として其れ其れの學校令の規定に支配せられるのであつて、唯其等の學校令に規定なき部分に就てのみ補充的に私立學校令が適用せられるのである。例へば中學校令には別に學校閉鎖の如き規定はないが、私立中學校に對しては私立學校令に依て之が閉鎖を命じ得るが如き即ちそれである。之に反して各種の學校令に依らず、從來明治十四年文部省達第十五號に依り單純なる私立學校即ち所謂各種學校として地方長官より設立の認可を得たる學校は私立學校令制定後は全部的に同令の支配を受けるのである。尤各種學校の中でも文官任用令上若は徵兵令上の特典を受ける條件として、文官任用令若は徵兵令に基く文部省令の規定に依り種々の事項に關し特に文部大臣の認可を要することあるが如きは勿論である。

明治三十二年十月二十七日道廳、府縣に對する左記文部省訓令第十四號が發せられた。

私立學校令第二條ニ依り私立學校ノ設立ヲ認可シタルトキハ其ノ修業年限、學科課程及生徒入學資格ヲ報告スヘシ其變更ヲ認可シタルトキ亦同シ

但小學校、盲啞學校及小學校ニ類スル各種學校ニ關シテハ此ノ限ニアラス

次に學術教育に關する法人の監督に關しては、

明治三十一年九月一日左記文部省令第十九號が發せられた。

民法第三十四條ニ依り學術教育ニ關スル社團又ハ財團ヲ法人ト爲サントスルモノ又ハ學術教育ニ關スル社團又ハ財團ニシテ民法施行法第十九條ニ該當スルモノハ其事務所所在地ノ地方長官ノ許可又ハ認可ヲ受クヘシ

明治三十二年一月十七日左記文部省令第二號が發せられた。

明治三十一年文部省令第十九號ハ自今廢止ス

明治三十二年八月十六日文部省令第三十九號を以て左の如く文部大臣の主管に屬する法人の設立及監督に關する規程が定められた。

文部大臣ノ主管ニ屬スル法人ノ設立及監督ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 民法第三十四條ニ依り文部大臣ノ許可ヲ得テ社團又ハ財團ヲ法人ト爲サムトスルトキハ其ノ設立者ニ於テ社團ニ在リテハ定款、資産ノ總額及社員ノ員數、財團ニ在リテハ寄附行爲及資産ノ總額ヲ具シ申請書ヲ文部大臣ニ差出スヘシ

第二條 法人ノ設立者及法人ヨリ文部大臣ニ差出スヘキ書類ハ總テ其ノ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

地方長官ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ詳查ノ上意見ヲ附シテ進達スヘシ

第三條 法人ハ其ノ設立ノ許可若ハ民法施行法第十九條ノ認可ヲ得タルトキハ左ニ掲クル事項ヲ遅滞ナク地方長官ニ報告スヘシ其ノ第一號及第二號ノ事項中ニ變更ヲ生シタル場合亦同シ

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

- 一 定款又ハ寄附行爲
 - 二 理事及監事ノ氏名、住所
 - 三 財産目録及社團法人ニ在リテハ社員ノ員數
- 第四條 法人ハ毎年四月三十日マテニ社團法人ニ在リテハ財産目録及社員ノ員數、財團法人ニ在リテハ財産目録ヲ
地方長官ニ差出スヘシ但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ其ノ年度ノ終ヨリ三十日以内ニ之ヲ差出スヘシ
- 第五條 地方長官ハ法人ノ業務ヲ監督スヘシ
- 第六條 地方長官ハ法人ヨリ監督上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ實地ニ就キ其ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得
- 第七條 地方長官ハ法人ニ於テ民法第七十一條又ハ民法施行法第二十三條ニ該當スル行爲アリト認メタルトキハ其
ノ事由ヲ詳具シテ文部大臣ニ報告スヘシ

附 則

第八條 本令施行前設立ノ許可若ハ民法施行法第十九條ノ認可ヲ得タル法人ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三
條ノ事項ヲ地方長官ニ報告スヘシ

明治三十七年十二月二十九日文部省令第二十三號を以て左の如く法人監督規程中に改正が行はれた。

明治三十二年文部省令第三十九號文部大臣ノ主管ニ屬スル法人ノ設立及監督ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第四條ヲ左ノ如ク改メ第五條及第六條ヲ削除ス

教育會ヲ除ク外法人ハ毎年三月末ノ調査ニ依リ翌月中ニ財産目録ヲ添付シ左ニ掲ケル事項ヲ文部大臣ニ報告スヘ

シ但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ年度末ノ調査ニ依リ其ノ年度ノ終ヨリ三十日以内ニ之ニ報告スヘシ

一 法人ノ目的タル事業ノ狀況

二 前年中ノ處務ノ要件

三 前年ノ經費、收入支出金額及其ノ費目

社團法人ハ前項ニ掲ケタル事項ノ外社員ノ員數ヲ報告スヘシ

法人タル學校ニ於テハ第一項第一號及第二號ノ事項ハ之ヲ報告スルヲ要セス

第十四款 教育と宗教との分離

前既に述べた如く明治五年の學制には教育宗教分離の方針を示して居たのであるが明治六年に至つて突如として關係の規定が廢止せられたのであつた。勿論其後に於ても此問題に對する政府の方針に變更を來した譯ではないが、何等の規定もなきが爲に教育と宗教との關係が多少不明瞭であつたのは事實である。然るに明治三十二年に文部省訓令第十二號が發せらるるに及んで初めて此問題に關する政府の方針が明瞭に表示せらるるに至つた。

前述の如く明治三十二年には改正條約が實施せられ内地雜居が行はれるといふので、外國人にして各地に學校を開設せんとするものも相當多かるべしとの豫想の下に、之が監督の必要に促がされて私立學校令の制定を見るに至つたのであるが、實は文部省に於ては教育宗教分離の問題に關しても、之を機として政府の方針を明にするの必要を感じ、私立學校令の原案中に次に掲ぐる訓令第十二號と其内容を同じくする規定を設けたのであつた。而して内閣は其文部省案を當時條約改正準備に關する諸事項を調査しつつあつた法典調査會に諮問したるに、法典調査會は此の如き條項を勅令中

に入るは穩當ならざるが故に之を削除すべしとの意見を答申した。之に就て内閣に於ても種々の議論があり、文部省の原案を可とする意見も出たが、結局私立學校令中に規定することは之を見合はせ、其代り文部大臣の訓令として同一内容のことを發表すべしといふに決したので、私立學校令公布と同日即ち明治三十二年八月三日北海道廳、府縣及文部省直轄學校に對する文部省訓令第十二號が發せられたのである。其正文は左の通である。

一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ學政上最必要トス依テ官立公立學校及學科課程ニ關シ法令ノ規定アル學校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ

即ち文部省訓令第十二號は上述の如き經過に依て發せられたものであるから、其形式に於ては一片の訓令に過ぎざれども、其實教育宗教分離問題に對する國家の大方針を示したものに外ならぬ。而して此大方針は今日に至るまで少くも渝らずに嚴守されて居るのである。

右の訓令に依ると官立公立の學校に於ては如何なる種類の學校たるを問はず、一切宗教上の教育を行ふことは許されぬ。之に反して私立學校では宗教上の教育を施し得るものと得ざるものととの區別がある。即ち中學校高等女學校小學校の如き學科課程に關して法令の規定ある學校は後者に屬し、專門學校の如き學科課程に關して別段法令の規定なきものは前者に屬するのである。(明治三十六年に制定せられた專門學校令に於ても專門學校の學科課程に關して一定の規定を設けて居らぬ)專門學校の如きは宗教教師の養成を其目的とすることすら之を爲し得るのであるから、私立專門學校に於て宗教教育を施すことは固より許されなければならぬ。此處までは何の疑もないが、次に少く問題となるのは私立の大學である。訓令發布の當時は大學は官立に限られて居たから、別に問題の起る餘地はなかつたが、現今に於ては私立の大學も認められて居るが故に訓令との關係如何といふことが考へられなければならぬ。大學は所謂學科課程に關し法令の規定ある

學校ではないから、專門學校の場合と同じく私立大學ならば宗教教育を施し得るものと解すべきである。單に訓令第十二號との關係より見れば此の如く斷言して少しも誤はない。唯大學に就ては別箇の理由より私立大學たりとも宗教教育を施し得ざるものたることを注意せねばならぬ。所謂別箇の理由とは何であるか。これは大學の本質から来るものである。即ち大學は學術の蘊奥を攻究するを以て其使命の一とするものであるから、宗教に就て科學的批判的に研究教授するは當然であるが或宗教を信仰の對象として所謂宗教教育を施すことは大學の使命に副はざるものである。かく言へば或は大學と雖も必ずしも宗教教育を排斥すべきではない、現に外國の大學に於ける宗教學部の如きは宗教教師の養成を目的として居るに非ずやと論ずる人があるかも知れぬ。成程外國大學の宗教學部 (Theologische Fakultät) が宗教教師の養成を目的とせるものたるは事實であるが、これは外國に於ける大學の起源及其沿革から來た已を得ざる結果であつて此の如きことが大學の本質に適したるものといふことは出来ぬ。兎も角も我大學令の本旨に照して大學に於ける宗教教育は許さるべきものではない。要するに大學が宗教教育を行ふことを得ざるの關係は訓令第十二號の問題ではなく大學の本質の問題であることを注意すれば足るのである。

右の如く我國では學校に於ける德育の根本を教育勅語に置いて其徹底を期し、一方宗教なるものの精神界に於ける重要な元素たり大なる勢力たることは之を認むるも、之を國民教育と混同することは種々の弊害を生すべきを慮り、諸外國に於ける過去の苦き經驗にも顧み教育宗教分離の方針を確守して今日に至つて居るのであるが、之に對して或は眞の精神的陶冶を圖り確乎たる信念を養成せんとするには宗教教育に如くはない、教育勅語の御精神を徹底せしむる上にも亦宗教教育の要素を缺如することは出来ぬといふが如き説を爲すものが往々にしてある。然も我國には國教といふものも無く、帝國憲法に於ては明に信教の自由を認め、苟も國家の安寧秩序に害を及ぼさざる限りは何れの宗教に對して

も一視同仁の態度を取つて居るのであるから、國民教育の系統内に於て宗教教育を施さんとする場合に何れかの宗教に偏倚することは憲法の精神にも反する。さりとて各種の宗教に依る宗教教育を行はしむるが如きは徒に教育界を混亂せしむるもので決して許すべきことではない。又或は一宗一派の教義に依らず廣く宗教的信念を養はしむることとせば可ならずやと論ずる者もあるが、彼の舊教新教の區別はありとしても大體基督教に統一せられて居る西洋諸國に在ては、例へば英國の公立小學校に於て實行せるが如く一宗派の教義 (Catholicism) を説かずしてバイブルのみを説く宗教教育は其意味がありとするも我國の如く多種の宗教が存在する場合に神道にも偏せず佛教にも偏せず又基督教にも偏せざる單純なる宗教的信念を養ふといふが如きことが精神的陶冶の上に果して如何計りの力ありや甚だ疑はしい。

要するに我國に於て教育と宗教とを分離せることは極めて賢明なる策であるといはねばならぬ。然も一方に於て宗教教育を施せる學校に對しては力めて寛大の方針を取り徴兵令上の認定文官任用令上の認定其他卒業生の特典等に關しては何等差別的待遇を爲さず、殊に外國人の學校經營に對しても何等の障壁を設けざるに至つては諸外國に殆ど其類例を見ざる所である。

尙ほ教育と宗教との關係を説くに當つて特に注意を要することは神社と宗教との區別である。彼の何々教と稱する神道は佛教基督教と共に我國に於て公認せらるる宗教の一であるが、皇祖を奉祀せる伊勢の皇大神宮を初め奉り總ての神社は宗教ではなく、神社崇敬は宗教上の信仰といふべきものではない。敬神崇祖は宗教を超越して我國民道德の根幹を爲すものである。

第十五款 外國人教育及在外本邦人教育

日清戰役以後我國の眞價漸く世界に認められ爾來東洋諸國殊に支那印度朝鮮等の學生我國に來り學ぶ者漸次増加し、軍人は成城學校陸軍幼年學校陸軍士官學校に其他は文部省直轄諸學校及私立學校に入學し尙ほ將來益多數の留學生が派遣せらるべき情勢に在つたので明治三十三年七月四日文部省令第十一號を以て左の如く文部省直轄學校外國委託生に關する規程が定められた。

文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規程

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ其ノ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ本邦駐在ノ公使若ハ領事ノ委託アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ本邦駐在ノ公使若ハ領事ノ委託書ヲ添ヘ當該帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 外國委託生ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試驗ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 外國委託生ニハ入學檢定料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設ケルコトヲ得

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ現在スル外國人ハ其ノ學科ヲ修了スルニ至ルマテ本令ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

明治三十四年十一月十一日文部省令第十五號を以て左の如く舊の文部省直轄學校外國委託生に關する規程に代るべき
文部省直轄學校外國人特別入學規程が定められた。

文部省直轄學校外國人特別入學規程

- 第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ
- 第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス
- 第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ
- 第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徴收セサルコトヲ得
- 第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附 則

- 第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在學スル外國人ハ本令ニ依リ入學シタルモノト看做ス
- 第八條 明治三十三年文部省令第十一號文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規程ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

公私立學校に於ける外國人教育に關しては未だ何等の規程もなかつたが、外國人留學生中大多數を占むる清國人の收容を目的とする學校に對しては特に監督を要するものがあるので、明治三十八年十一月二日文部省令第十九號を以て左の如く清國人を入學せしむる公私立學校に關する規程が設けられた。

清國人ヲ入學セシムル公私立學校ニ關スル規程

- 第一條 公立又ハ私立ノ學校ニ於テ清國人ノ入學ヲ許可セントスルトキハ其ノ入學願書ニ本邦所在ノ清國公館ノ紹介書ヲ添付セシムヘシ
- 第二條 公立又ハ私立ノ學校ニ於テハ清國人生徒ニ對シ本人ノ志望ニ依リ其ノ學校所定ノ學科目中一科目若ハ數科目ヲ闕カシムルコトヲ得
- 第三條 清國人ヲ入學セシムル公立又ハ私立ノ學校ニ於テハ其ノ教育ニ關係スル職員ノ名簿、清國人生徒ノ學籍簿、出席簿及往復書類綴ヲ備フヘシ
- 前項ノ學籍簿ニハ生徒ノ氏名、原籍、年齢、居所、入學前ノ經歷、入學ヲ紹介シタル官廳ノ名稱、官費私費ノ區別、賞罰、入學轉學退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、轉學退學ノ事由等ヲ記載スヘシ
- 第四條 公立又ハ私立ノ學校ニ於テ清國人生徒ノ轉學又ハ退學ヲ許可セントスルトキハ其ノ願書ニ本邦所在ノ清國公館ノ承認書ヲ添付セシムヘシ
- 第五條 清國人ヲ入學セシムル公立又ハ私立ノ學校ニ於テハ毎年一月及七月ノ二回ニ其ノ前六箇月間ニ入學ヲ許可

シタル清國人生徒ノ員數ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

前項ノ規定ハ清國人生徒ノ轉學者、退學者及卒業者ニ關シ之ヲ準用ス

第六條 公立又ハ私立ノ學校ニ於テ清國人生徒卒業シ又ハ之ニ退學ヲ命シタルトキハ一箇月以内ニ其ノ氏名及退學ヲ命シタル事由ヲ本人ノ入學ヲ紹介シタル清國公館ニ報告スヘシ

第七條 清國人ヲ入學セシムル公立又ハ私立ノ學校中文部大臣ニ於テ適當ト認ムルモノハ特ニ之ヲ選定シ清國政府ニ通告ス

第八條 公立又ハ私立ノ學校ニシテ前條ノ選定ヲ受ケントスルトキハ管理者又ハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ但シ特別ノ規定ニ依リ既ニ開申シ若ハ認可ヲ得タル事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

- 一 清國人教育ニ關スル沿革
- 二 學則中清國人教育ニ關スル規定
- 三 學校長若ハ學校代表者ノ履歷
- 四 教員ノ氏名、資格、學業經歷及分擔學科目
- 五 清國人生徒定員及學年學級別現在員數
- 六 清國人生徒校外監督ノ方法
- 七 清國人卒業者ノ員數及卒業後ノ情況
- 八 清國人生徒ニ充ツル校地校舍及寄宿舎ノ圖面
- 九 經費及維持ノ方法

十 教科書、教授用器具、器械及標本ノ目錄

前項第二號及第八號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第九條 選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ學校ニ於テハ清國人生徒ヲシテ寄宿舎又ハ學校ノ監督ニ屬スル下宿等ニ宿泊セシメ校外ノ取締ヲナスヘシ

第十條 選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ學校ハ他ノ學校ニ於テ性行不良ナルカ爲退學ヲ命セラレタル清國人ヲ入學セシムルコトヲ得ス

第十一條 文部大臣ハ必要ト認メタルトキハ吏員ヲシテ選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ學校ノ試験ニ立會ハシメ又ハ試験問題及其ノ答案ヲ査閲セシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ試験ノ問題又ハ方法中不適當ト認メタルモノアルトキハ當該吏員ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得試験問題答案及成績表ハ少クトモ五箇年間之ヲ保存スヘシ

第十二條 選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ學校ニ於テハ每學年終了後一箇月以内ニ其ノ清國人生徒ノ教育上ノ經過ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

第十三條 選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ學校ニシテ此規定ニ違背シ又ハ其ノ成績不良ナリト認メタルトキハ文部大臣ハ其ノ選定ヲ取消スコトアルヘシ

第十四條 本令ノ規定ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

第十五條 本令ノ規定ハ小學校及小學校ニ類スル各種學校ニ關シ之ヲ適用セス

附 則

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

本令ハ明治三十九年一月一日ヨリ施行ス

在本邦清國留學生の爲に特に設けられた私立學校中最整備したものは明治三十五年一月東亞同文會の設立に係る東亞同文書院及同年四月嘉納治五郎の設立した宏文學院などであつた。

尙ほ清國政府との特約に依り明治四十二年以後第一高等學校に於て毎年凡そ一定數の清國人學生を試験の上收容し、一箇年の豫備科を置きて日本語其他の普通學科目を學修せしめ、其の修了後本人の希望と學校設備の都合とを參酌して之を第一高等學校及其他の高等學校の大學豫科に分配し、第一學年に入學せしむる仕組が設けられた。

次に在外本邦人教育に就て述べると、

邦人の東洋諸外國に在留するものが次第に多くなり、此等の居留民は其の子弟の教育の爲に學校を設置するの必要に迫られたのである。

元來此等の學校は居留民團等の設立に係るものと雖も、嚴重なる意味に於て直に之を公立學校と見るべきものではなく、本則よりいへば其學校の職員に對して公立學校職員としての待遇を與ふことは出來ぬのであるが、かくては内地より有資格者を校長、教員に迎へんとする場合に非常なる困難がある爲、法の特例の規定に依り是等學校の職員に對しては之を公立職員と同様に待遇する必要がある。是に於て明治三十八年三月法律第六十四號を以て在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法が制定せられ、在外國本邦人の爲に設置したる學校にして、外務大臣及文部大臣の指定したる學校を在外指定學校と謂ひ、在外指定學校の職員に對しては公立學校職員と同じく退隱料及遺族扶助料を給與することとし、又明治三十八年十一月勅令第二百三十號を以て在外指定學校職員の名稱待遇及任用解職に關する規程が定められた。此

等のことは學校等職員關係の款に於て詳しく述べるのであるから此處には明治三十八年十一月八日外務文部兩大臣連署文部省令第二十號を以て定められた在外指定學校に關する規程を掲ぐることにする。

在外指定學校ニ關スル規程左ノ通相定ム

在外指定學校ニ關スル規程

第一條 在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法第一條ニ關シ指定ヲ受

ケントストキハ學校ノ設立者若ハ其ノ代表者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ外務文部兩大臣ニ申請スヘシ

一 學校ノ名稱

二 學校ノ沿革

三 學則

四 職員ノ氏名及其ノ履歷書

五 現在生徒學年別及學級別人員

六 校地校舍及附屬舍等ノ平面圖

七 學校經費ニ關スル收入支出豫算

前項第一號第三號ノ變更ハ外務文部兩大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二條 學則ニ規定スヘキ事項概ネ左ノ如シ

一 修業年限、學年、學期、休日ニ關スル事項

二 學科課程教授時數ニ關スル事項

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

- 三 生徒ノ入學、退學、課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
- 四 授業料入學料等ヲ徵收スルトキハ之ニ關スル事項
- 五 寄宿舎ヲ設クルトキハ之ニ關スル事項

第三條 第一條ノ申請ニ基キ外務文部兩大臣ニ於テ指定ヲ爲スヘキ學校ハ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ所定ノ學科ヲ教授スルニ足ルヘキ相當ノ教員及設備ヲ具フルモノニ限ル

第四條 第一條ニ依リ指定セラレタル學校ヲ廢止セントスルトキハ其ノ事由竝ニ生徒ノ處分方法ヲ具シ外務文部兩大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 小學校ノ教科ヲ授クル在外指定學校ノ訓導ニハ小學校ノ正教員タルヲ得ヘキ免許狀ヲ有スル者ヲ准調導ニハ小學校ノ准教員タルヲ得ヘキ免許狀ヲ有スル者ヲ採用スヘシ

第六條 中學校、高等女學校ノ教科ヲ授クル在外指定學校ノ教諭、助教諭ニハ中學校ノ教員免許狀又ハ高等女學校ノ教員免許狀ヲ有スル者ヲ採用スヘシ但シ高等女學校ノ教科ヲ授クル學校ニ於テハ第二學年以下ノ教授ヲ擔任セシムル爲小學校本科正教員タルヲ得ヘキ免許狀ヲ有スル者ヲ採用スルコトヲ得

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ何等ノ名稱ヲ以テスルモ在外指定學校ノ職員ニ採用スルコトヲ得ス

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ國事犯ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニアラス
- 二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限りノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサルモノ
- 三 懲戒ニ依リ免官若ハ免職ニ處セラレタル後二箇年ヲ經過セサル者

四 教員免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ二箇年ヲ經過セサル者

五 明治二十九年法律第八十號ニ依リ在留禁止ノ處分ヲ受ケタル者ニシテ解禁後二箇年ヲ經過セサル者

六 性行不良ト認ムヘキ者

第八條 在外指定學校職員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然其ノ職ヲ解カレタルモノトス

- 一 教員免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタルトキ
- 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 信用若ハ風俗ヲ害スル罪ヲ犯シ罰金ノ刑ニ處セラレ又ハ監視ニ付セラレタルトキ
- 四 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ

第九條 居留民團ノ設立ニ係ルモノヲ除ク外在外指定學校ノ職員ノ採用、解職、增俸、減俸、其ノ他ノ進退ヲ爲スニハ學校ノ設立者又ハ其ノ代表者ニ於テ所管領事官ノ認可ヲ受クヘシ但シ第十九條ノ命令ニ基キ解職スル場合ハ此ノ限ニアラス

第十條 居留民團ノ設立ニ係ル在外指定學校ノ學校長、教諭、助教諭、訓導、舍監及書記ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所管領事官ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ就キテハ外務文部兩大臣ノ指揮ヲ受クヘシ

- 一 學校編制ノ變更事務ノ伸縮等ニ依リ其ノ人ヲ要セサルトキ
- 二 傷痍若ハ疾病ニ罹リ職務ヲ行フニ妨ケアルトキ
- 三 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

第十一條 居留民團ノ設立ニ係ル在外指定學校ノ學校長、教諭、助教諭、訓導、舍監及書記ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタルトキハ當然休職者トス

第十二條 休職ノ期間ハ第十條第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ同條第三號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ第十一條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後向三箇月トス

休職ノ期間滿チタルトキハ當然退職者トス

第十三條 休職者ハ職務ニ從事セス及俸給ヲ減セラレ又ハ全ク之ヲ受ケサルノ外總テ本職者ト異ルコトナシ

第十四條 居留民團ノ設立ニ係ル在外指定學校ノ職員ニシテ職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ所管領事官ハ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ノ懲戒ハ文官懲戒令中高等官ニ關スル規定ヲ準用ス

第十五條 懲戒ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第十六條 居留民團ノ設立ニ係ル在外指定學校職員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ

第十七條 減俸ハ一箇月以上一箇年以下俸給月額三分ノ一以下ヲ減ス

第十八條 第十四條乃至第十七條ノ規定ハ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル在外指定學校ノ職員ニハ之ヲ適用セス

第十九條 第十四條規定以外ノ在外指定學校ノ職員ニシテ同條ニ該當セル所爲アリト認メタルトキハ所管領事官ハ學校ノ設立者又ハ其ノ代表者ニ對シ其ノ解職ヲ命スルコトヲ得

第二十條 領事官ハ第十四條又ハ前條ニ依リ免職又ハ解職セラレタル者アルトキハ其ノ氏名、職名及事由ヲ具シ外務文部兩大臣ニ報告スヘシ但シ免職又ハ解職セラレタル者ニシテ教員免許狀ヲ有スルモノナルトキハ其ノ免許狀

ノ寫ヲ添付スヘシ

第二十一條 在外指定學校職員ノ職務並ニ服務及俸給ニ關スル規程ハ所管領事官之ヲ定メ外務文部兩大臣ニ報告スヘシ

第二十二條 在外指定學校職員ノ旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ學校ノ設立者若ハ其ノ代表者之ヲ定メ所管領事官ニ報告スヘシ

第二十三條 在外指定學校ハ居留民團法ニ依ル監督ノ外所管領事官及外務文部兩大臣ノ監督ヲ受クヘキモノトス

第二十四條 在外指定學校ニシテ第三條ノ要件ヲ失ヒ又ハ學校ノ設立者若ハ其ノ代表者ニ於テ外務文部兩大臣又ハ所管領事官ノ爲ス命令ニ違背スルトキハ其ノ指定ヲ取消スコトアルヘシ

第二十五條 本令ニ依リ學校ノ設立者若ハ其ノ代表者ヨリ外務文部兩大臣ニ提出スヘキ書類ハ總テ所管領事官ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

尙ほこれは在外指定學校ではないが、公爵近衛篤磨及子爵長岡護美が相謀り明治三十一年東京に設立した東亞同文會は支那方面に活動すべき人材を養成せんが爲に明治三十二年五月清國南京に南京同文書院を設立した。當時の目的は日支兩國學生を收容し邦人學生には支那語を主とし兼て政治經濟の學科を授け、支那學生には日本語を主とし兼て科學思想を授くるに在つた。然るに間もなく團匪の亂に遭ひ、難を避けて學校を上海に移すの已むを得ざるに至つたが、明治

三十四年東亞同文書院と改稱し永く其位置を上海に定むることにした。

實は南京同文書院の設立に先ち早くも明治二十三年九月荒尾精は日支貿易振興の爲に活躍すべき人材を養成する目的を以て上海に日清貿易研究所を設立したが、種々の事情の爲第一回入學生徒の卒業を待ち明治二十六年六月を以て閉校するの已むなきに至つたのであつた。

第十六款 教科用圖書

明治二十九年二月四日當時開會中であつた第九議會に於て貴族院より左の如く小學校修身教科書編纂に關する建議が提出せられた。

小學校修身科ノ教科書タルヤ國家ニ至大ノ關係ヲ有スルモノナルニ由リ其ノ教育ヲ施スニ必要ナル教科用圖書ハ國費ヲ以テ完全ナルモノヲ編纂シ其ノ教育ニ缺點ナキヲ期セサルヘカラス故ニ政府ハ特ニ一ノ編纂機關ヲ設ケ委員組織ヲ以テ小學校修身教科用圖書ヲ編纂スルノ計畫ヲ爲サヌコトヲ望ム因テ茲ニ建議ス

右建議案の討議に際して政府委員たる木場貞長が述べた所のは當時の教科書に關する當局者の考を知るに便利であるから其速記を左に掲げる。

今久保田君カラ政府ノ此事柄ニ就イテ經驗シテ所並ニ今日執ツテ居ル所ノ方針ガ聽キタイト云フ事デゴザイマシタカラ、夫ニ御答致シマス、教科書ヲ以テ教授スルト云フ事ト教科書無シニ口授テ熏陶スルト云フ事ハ前々カラ始終相戰ツテ居ル説デアル、何時モ一方ニ偏スレバ必ズ其弊ガ出マスルカラ、又引戻ツテ他ノ方ニ出デ眞中ヲ縫ウテ今日迄參ツテ居ル形デゴザイマス。十九年頃ヨリ教育上ノ事モ餘程發達シテ參リマシタガ其時ノ有様ハ概シテ教科書ヲ

用キテ居ル傾デアツタノデアアル、マダ教科書モ揃ウテ居リマセスカラ先刻カラ度々御話ニ上リマシタ大學論語小學ノ如キモノガ行ハレテ居リマシタヤウニ存ジマス、中ニ修身兒訓トカ何トカ申シマシテ言ハバ漢學者ノ手ニ成立ツタ小サナ書物モ行ハレテ居リマシタ、所デ其結果ノ上ニ就イテ見マスルト云フト修身科デアルカ讀書科デアルカ分ラヌヤウナ有様ヲ呈シテ來テ書物ノ讀方ニ骨ガ折レテ修身ノ教育ハ次ニ爲ツテ居ルト云フヤウナ傾モ見ヘテ來タ、夫等ノ事ヲ經驗致シタデモアリマセウシ又費用ノ事モ幾分カ關係ヲ持ツテ居リマシタラウ、森子爵ガ文部大臣ノ職ニ居マシタ時ニ修身書ハ必シモ持タセズトモ宜シイ、用キヌ方ガ却ツテ宜イ位デアルト云フ事ヲ視學官ヲ以テ地方ニ説カセラレタノミナラズ公文杯モ發セラレタノデアリマス、夫カラ教科書ハ用キナイ時代ガ來テ教師ハ自分ノ見ル所ニ依ツテ矢張論語トカ大學小學トカノ書籍ニ依リ若クハ歐米諸國ノ書物ノ原書ナリ翻譯書ナリニ就イテ材料ヲ集メテ教授致シテ居リマシタ、併ナガラ是モ亦弊ガアツテ教師モ未ダ不完全ナ有様ヲ免カレヌデアリマシタカラ良結果ヲ奏スル事モ出來ズ、小學ニ於ケル修身ノ教科ニ就キマシテハ世間デモ非常ニ心配シテ參リマシタ、是等ノ事ガ聖聽ニモ達シマシタモノカ即チ二十三年ノ十月ヲ以テ教育ニ關スル勅語ヲ下サレテ小學並ニ其他ノ學校ノ教育ハ總テ此勅語ノ御趣旨ニ據ル事ニナリマシタ、教育ニ關スル勅語ハ出マシタデゴザイマスガ、是モホンノ大體ノ方針ヲ御示シニナツタニ過ギズシテ細カイ所ノ働ハ見ヘテ居リマセヌカラ今日ノ小學教員ノ多數ニ對シテハ不充分デアル、故ニ教科書ヲ用キルト云フ事ノ必要ガ出タノデ、即チ小學校令ガ出マシテ、施行規則モ段々發布ニナリ、總テ出來上ツタ頃デアリマシタ、二十四年ノ十一月デアツタカト記憶シテ居リマス、少シ普通ノ訓令トハ違ツタ所ノ體裁ヲ具ヘテ居リマスガ、兎ニ角訓令トシテ發布ニナリマシタ、大木文部大臣ノ意見ト云フヤウナ風ノ書出シニナツテ居リマス、其訓令ノ中ニ修身書ノ事ハ最モ注意シ教科書ヲ用キル事ニスルガ宜シイト云フコトニナツテ居リマス、同

時ニ通牒ヲ普通學務局カラ發シマシテ修身科ニ對シテ教科書ヲ用キルコトニシタイト云フコトニナツテ居ツタト思ヒマス、ソレデ民間ノ方デモ勅語ノ趣旨ニ基イテ種々教科書モ出來テ參リマシタガ、二十五年ノ十一月頃ニ至リマシテ修身ノ教科書トシテ出テ居ルモノハ少イトヤラ云フ趣旨デアツテ二十七年四月以後カラ教科書ヲ用キヨ、之ヲ選擇スルニハマダ充分ニ本ガ出來テ居ナイ、本ノ數ガ少イ、モウ少シ出來タナラ審査採定ヲ爲セヨト云フ訓令ガ出マシタ、ソレガ二十五年ノ暮デゴザイマシテソレカラ二十六年ノ春井上子爵ガ文部大臣ニ爲ラレテ私杯モ引續イテ文部ニ參リマシテゴザイマスガ、其時ノ問題ハ從來ノ方針ヲ繼イデヤルカ、ソレヲ變更スルカト云フコトガ横ツテ居ツタノデアリマス、文部省ニ於キマシテハ明治十三年ニ編輯局ヲ置イテソレカラ諸般ノ書物ヲ著述若シクハ翻譯シテ其前ニ報告課デモ編纂致シマシタ、而シテ十三年頃カラ其規模ヲ大キクシテ編輯局トシ諸般ノ書物ハ出マシテゴザイマス、十九年ニ至リマシテ益々其機關ヲ完備セシメテ編書ノ事ニ餘程力ヲ盡シ殊ニ教科書ノ事ニ力ヲ盡シテ小學校ノ讀本ニ先ツ手ガ著キマシタ、ソレモ會計法ノ實施ニナリマス時ニ會計上ノ都合モゴザイマシタモノト見ハマシテ編輯局ハ閉サレ而シテ民間ニ創立ニナリマシタ所ノ會社ニ此事業ノ一班ヲ委託スルコトニナツテ居リマシタ、例ノ圖書會社ト稱シテ居ルノハ是デゴザイマス、此會社トノコトニ附キマシテハ物議モ多少有ツタカノヤウデアリマス、又世ノ中ガ進歩スルニ附イテ不便ノコトモゴザイマシタカラ二十七年ノ暮ヲ以テ其會社トノ束縛的ノ約束ハ解ケマシテゴザイマス、今日ハモウ其會社トノ關係ハ殆ド全ク絶ヘタト申シテ宜シイ事ニナツテ居リマス、ソレデ井上大臣ガ文部省ヘ參ラレテ方針ヲ定メル時ニ教科書ハドウシテモ用キルト云フコトガ必要デアル、用キルト云フコトハ必要デアルガ是モ極端ニハ行カナイ教授上ノ關係モ有ルシ又入費上ノ關係モ有ル、故ニ本體ハ教科書ヲ用キルト云フコトニスルモ土地ノ情況ニ依ツテハ生徒用ノ教科書ハ缺イテモ宜シイ、尋常小學校ノ如キニ於テハ生徒ニ

ハ一々本ヲ用キル必要ハナイ、教師用ノ教科書ハ必要ガアルガ生徒用ハ必ズシモ用キル必要ハナイ、而シテ書物ノ方ニ餘リ重キヲ置キ過ギルト云フコトモ見出シタニ依ツテ教師ガ躬行實踐生徒ヲ薰化スルト云フ事ニ注意スルヤウニト云フコトガ當時ノ訓令デ出マシタ、ソレデ今日迄ヤツテ居リマス、當時教科書ヲ用キスルトニスルト云フコトニ附キマシテ教科書ノ事ニ附イテハ元來利害ノ關係スル所ガ多イ、ソレ故ニ文部ニ於キマシテハ一ノ大難事業デゴザイマスカラ今日建議ノアルガ如ク政府デ編纂スルコトノ利害モ實ハ研究致シテゴザイマス、ケレドモ小學校令ガ二十三年ニ發布ニナリマシテ漸次施行スルコトニナツテ參リマシテモウ二十六年ニ至ツテハ悉ク施行シテ居ル、教科書ハ捕ハナイガ民間デ出來タノハ有ル、斯ウ云フコトデアリマシタガ、文部デソレカラ編纂ニ掛ニト云フヤウナコトハ固ヨリ時期ガ遅クレマシタ、又民間カラ出マシタ書物ト申シテモソナニ惡クハナイ……數コソ多カレ又其中ニタツタ一種良イト云フヤウナ拔ケタモノハナイケレドモ、併ナガラ小學校ノ教科書ニ用キテ充分ニ用ヲ爲スベキモノハ多カツタノデアリマス、ソレデ行掛リヲ守リマシテゴザイマス、殊ニ文部ノ事ニ附キマシテハ方針ガ變ルト云フコトノ苦情ハ屢々耳ニスル事デアレバ差支ノナイ事ヲ慌テ、變更スル事モ宜シクナイノミナラズ此場合ノ如キハ却ツテ害ガ多イト云フコトデ即チ今日迄其儘參ツタノデゴザイマス、尙ホ其後ノコトヲ御參考デゴザイマスカラ少々申述ベテ置キマスガ、二十七年ノ四月以後ニ於テ採定セヨト云フコトニ河野文部大臣ガ定メマシテゴザイマスガ、追々教科書ガ出來テ參リマシタニ依ツテ井上文部大臣ガ就職後數月ノ後デアリマス、二十七年四月一日ヨリ用キ得ルタメニ其前カラ審査會ヲ開イテ宜シイ、四月ハ御承知ノ通り學年ノ變更スル時デゴザイマスカラ其後審査採定スル時ハ時期ガ遅レマスカラ其前デモ宜シイト前ノ訓令ヲ打消シタ形ニナツタ……打消シマシタノデゴザイマス、ソレカラ其後ハドウナツテ居ツタカト申スト此文部ノ審査ガ濟ミマシテ地方ニ於キマシテ採定スル時期ニ參

リマシタ、所ガ随分色々物議ガ生ジテ居リマス、新聞邊ニ依リマスルト各種ノ運動モアリ又誰ガ賄賂ヲ受ケタトカ何トカ云フ醜聞等モ生ジテ居ル、醜聞モ澤山ゴザイマスガ、當局ニ於キマシテハ充分是等ノ事ニモ注意モシ取縮モシ又各種ノ報道ニ依リマシテ其實情ヲ究メンコトヲ注意シテ居リマシタガ文部當局ニ於テ見マスル所デハ數ガ多イコトデアアルカラ……即チ四十七縣ニ十人内外ノ委員ガ有ルコトデアアルカラ、五百人ノ委員ノ中總テ潔白ナリト云フコトハ甚ダ申シ難イコトデアリマスガ、併シ世上ニ傳ヘテアル所ノ醜聞ハ針少棒大ト云フコトハ疑ハヌノデアリマスガ、如何サマ此事ニ附キマシテハ利害ノ關係ガ多イコトデゴザイマシテ運動ガ盛ニ行ハレルト云フコトハ我々モ認メテ居リマス。

(中略)

建議案ニ對シマシテハ文部ノ考ハドウカト云ヘバ兎ニ角醜聞騒ギト云フモノハ事實ノ有無ニ拘ラズ好マシイコトデハゴザイマセス、デ時機ガ熟シタナラバ或ハ此事業ヲ國家ノ事業ニシナケレバナラス時機ガ来ヤウカト思ヒマス、即チ此問題ニ言フガ如キ場合ニ至ルコトモアラウカト思ヒマスルガ、サレバト申シテ教科書ノ變更ト云フコトハ世間デ餘程迷惑ヲ感ズルモノデゴザイマスルカラ急ニ其事ヲ實行スルト云フ譯ニハ行クマイト思ヒマス。

(中略)

兎ニ角本案ノ精神トスル修身書ノ編纂ヲ政府ニ於テ致シタイト云フコトハ時機サヘ熟スレバ必シモ當局ニ於テ不同意ヲ表スル所デハアルマイト思ヒマスガ時機ガ達シタヤ否ヤハ未定ノ問題デゴザイマス。

明治二十九年四月十七日文部省令第五號を以て左の如く教科用圖書檢定規則中に改正が行はれた。

明治二十年文部省令第二號教科用圖書檢定規則ニ左ノ一條ヲ追加ス但本令發布前檢定出願ノ書ニ關シテハ本令ニ依ラサルコトアルヘシ

第十七條 圖書ハ其全部揃ヒタルモノニアラサレハ檢定セス

明治二十九年十一月十四日左記文部省令第十一號が發せられた。

此省令發布以前ニ地方長官ニ於テ採定シタル小學校教科用圖書ニシテ成規ノ手續ヲ經テ其定價ヲ變更シタルトキハ地方長官ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ更ニ審査ヲ要セスシテ仍採定ノ效力ヲ有セシムルコトヲ得

右は日清戦役後事業の活氣に連れて物價益々騰貴し教科用圖書の如きも材料價格騰貴の爲當初の定價を以ては販賣し難く左りとて定價の改正は採定の效力を失はしむるを以て文部省に於て其事情を斟酌し一種の便法として之を設けたのであつた。

明治三十年三月當時開會中であつた第十議會に於て貴族院より左の建議が提出せられた。

惟フニ小學讀本及修身科用書ハ國民教育ノ盛衰ニ關シ延テ國家ノ隆昌ニ及フ所以ニシテ其ノ撰者ハ最も慎重セサルヘカラサルハ論ヲ俟タス然ルニ現今行ハル、所ノ文部省檢定濟ノ小學校教科用圖書ハ間々國語國字ノ用方ヲ誤リ文體ヲ成サス其ノ意味ヲ解セサルモノナキニアラス且其ノ紙質粗惡ニシテ毀損シ易ク賣價不廉ニシテ細民ノ常ニ購求ニ苦シムモノ亦少カラス之ヲ書肆ノ營利事業ニ一任セハ到底此等ノ弊ヲ矯ムルコト能ハス依テ政府ハ國家事業トシテ適當ナル方法ヲ設ケ一定ノ方針ニ據リ國費ヲ以テ完全ナル小學讀本及修身科用書ヲ編纂シ其ノ賣價ノ如キモ成ル

ヘク之ヲ低廉ニシ多數ノ學齡兒童ヲシテ容易ニ講求スルコトヲ得セシメ以テ國民教育ノ實ヲ舉ケ國運振張ノ基礎ヲ擴充セラレムコトヲ希望ス因テ茲ニ之ヲ建議ス

明治三十年五月三十一日文部省令第七號を以て小學校教科用圖書審査等に關する規則中に改正が行はれた。

明治二十四年文部省令第十四號小學校教科用圖書審査等ニ關スル規則第一條第一項ノ一ノ次ニ一二 地方視學」ヲ追加シ「二」ヲ「三」トシ以下順次繰下ク

右は明治三十年勅令第四百十號を以て新に地方視學が置かるることとなつたが爲である。

明治三十年十月十一日文部省令第十八號を以て左の如く教科用圖書檢定期中に改正が行はれた。

明治二十年文部省令第二號教科用圖書檢定期規則第十二條第十五條第十六條ヲ改メ及第十八條ヲ加フルコト左ノ如シ
第十二條 本規則ニ於テ修正ト稱スルハ圖書ノ名稱ヲ變更シ文章字句圖書ヲ増減若クハ校訂シ又ハ枚數行數字體畫形ヲ變更シ又ハ紙質印刷ヲ粗惡ニシ又ハ註解附録序跋ヲ加除若クハ變更スル場合ヲ包含スルモノトス
第十五條 檢定ヲ得サル圖書若クハ第六條第七條ニ依リ檢定ノ效力ノ及ハサル圖書ニ文部省檢定濟其他之ニ類スル文字ヲ記載シテ販賣シ又ハ情ヲ知りテ其圖書ヲ受託販賣スルコトヲ得ス
第十六條 第十五條ニ違背シタル者ハ二十五圓以内ノ罰金又ハ二十五日以下ノ禁錮ニ處ス
第十八條 同一ノ圖書ニ關シ第十五條ノ犯罪數回ニ涉ルトキハ事宜ニ依リ其圖書ノ檢定效力ヲ取消スコトアルヘシ

明治三十一年十月七日文部省告示第五十九號を以て左の如く師範學校尋常中學校高等女學校教科用圖書檢定調査標準が定められた。

師範學校尋常中學校高等女學校教科用圖書ノ檢定ハ自今其圖書ノ組織程度分量記事ノ性質誤謬ノ多少等ニツキ大體ノ調査ヲ爲スニ止ムルモノトス

明治三十一年十月十四日文部省告示第六十一號を以て左の如く檢定出願教科用圖書の文字印刷等に關する標準が定められた。

學生生徒ノ近視眼ヲ患フル者次第ニ増加スルハ教育上看過スヘカラサル所ナリ而シテ其原因多カルヘシト雖モ日常誦讀スル圖書ノ文字印刷等衛生上不適當ナルモノアルコト其原因タラスンハアラス依テ今回學校衛生顧問ニ諮詢シ檢定出願ノ教科用圖書ニ關シ左ノ標準ヲ定ム其他參考用圖書等ニ關シテモ教師又ハ父兄ニ於テ十分ニ監督アランコトヲ望ム

檢定出願ノ教科用圖書ノ文字印刷等ニ關シテハ明治三十二年四月一日以後左ノ標準ニ從フヘシ

一 文字

甲 漢字及假名

尋常小學校第一學年前半期用ノモノ	凡明朝活字初號(四十四ポイント)ノ大サ以上
尋常小學校第二學年後半期用ノモノ	同
小學校用ノモノ	一號(二十八ポイント)ノ大サ以上

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

尋常小學校
第二學年以上
用ノモノ

二號(二十二ポイント)ノ大サ以上

師範學校尋常中學校用ノ

同 四號(十四ポイント)ノ大サ以上

師範學校尋常中學校教科用圖書中ニ用フル註解例題參照若クハ之ニ類スルモノハ凡明朝活字五號(十一ポイント)ヲ用フルコトヲ得

地圖挿畫表圖等ニ用フル文字ハ小學校用ノモノニアリテハ凡明朝活字六號(八ポイント)著色部ニハ五號師範學校尋常中學校用ノモノニアリテハ凡明朝活字七號(五ポイント半)著色部ニハ六號マテヲ用フルコトヲ得

乙 歐字

小學校用ノモノ 凡「イングリッシュ、オールドスタイル」(十四ポイント)ノ大サ以上

師範學校尋常中學校用ノモノ 凡「バイカ、オールドスタイル」(十二ポイント)ノ大サ以上

師範學校尋常中學校歐文教科用圖書中註解例題參照若クハ之ニ類スルモノ、文字ハ凡「ロングブリマー、オールドスタイル」(十ポイント)マテヲ用フルコトヲ得

師範學校尋常中學校歐文教科用圖書中地圖挿畫表圖等ノ文字ハ凡「ミニオン、オールドスタイル」(七ポイント)著色部ニハ「プレビア、オールドスタイル」(八ポイント)マテヲ用フルコトヲ得

二 教科用圖書ハ習字科用ノモノヲ除キ文字トノ間ニ凡當該文字ノ四分ノ一以上ノ字間ヲ存スルヲ要ス

三 教科用圖書ハ習字科用ノモノヲ除キ行ト行トノ間ニ凡當該文字ノ大サ以上ノ行間ヲ存スルヲ要ス但高等小學校用ノモノハ其行間ヲ凡當該文字ノ四分ノ三マテ減スルコトヲ得

歐文ニアリテハ小學校用ノモノハ凡曲尺一分二厘師範學校尋常中學校用ノモノハ凡曲尺一分以上ノ行間ヲ存スルヲ要ス

四 教科用圖書中各行ノ長サ(輪廓アルモノハ其輪廓トモ)ハ習字科用ノモノヲ除キ縦行ノモノニアリテハ小學校用ノモノハ凡曲尺五寸五分以下其他ノモノハ凡曲尺五寸以下横行ノモノ若クハ歐文ノモノニアリテハ凡曲尺三寸三分以下タルヲ要ス

五 教科用圖書ノ用紙ハ白色ニシテ光澤ナク其質強靱ナルヲ要ス且成ルヘク裏面ノ文字若クハ圖畫ノ表面ニ透ラサルモノヲ選フヘシ

六 印刷ハ其墨色眞黒ナルヘキハ勿論著色ノ部分ト雖モ區畫整正ニシテ鮮明ナルヲ要ス

七 掛圖ハ凡五間ノ距離ニ於テ其記載ノ事物ヲ明瞭ニ識別シ得ルヲ要ス

八 高等女學校教科用圖書ハ之ヲ用フヘキ學年ニ應シ小學校又ハ師範學校尋常中學校ノ例ニ準スヘシ

九 高等小學校第三學年以上ニ用フヘキ教科用圖書ハ師範學校尋常中學校ノ例ニ準スルコトヲ得

十 小學校教師用教科用圖書ハ總テ師範學校尋常中學校ノ例ニ準スヘシ

明治三十二年三月第十三議會に於て衆議院より左の建議が提出せられた。

小學校修身書ハ初學ノ子弟ヲシテ道義徳性ヲ涵養セシメ尊倫綱常ヲ教導スルノ軌軸ニシテ德育ノ要ハ善良ナル修身教科書ヲ編製シ全國ノ就學兒童ノ德行ヲ同揆ノ下ニ教養シ忠孝愛國ノ精神ヲ啓發シ以テ國家ノ文明ヲ進メ富強ヲ致スニ在リ現今各小學校往々修身教科書ヲ異ニシテ授業ノ方針亦區々ニ渉ルノ弊アリ之レ實ニ德育歸一ノ本旨ニ非ス

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

故ニ政府ハ速ニ修身教科書ヲ編纂シ之ヲ全國ノ小學校ニ普及採用セシメ更ニ適當ナル徳性陶冶ノ方法ヲ立テラレム
コトヲ望ム
右建議ス

明治三十二年四月一日文部省令第二十三號を以て左の如く教科用圖書檢定規則中に改正が行はれた。

明治二十年文部省令第二號教科用圖書檢定規則第一條中「中學校令」ノ下ニ「高等女學校令」ノ六字ヲ加フ

明治三十二年四月一日左記文部省令第二十四號が發せられた。

明治二十八年文部省令第二號及同年文部省令第四號ハ之ヲ廢止ス

廢止せられた明治二十八年文部省令第二號及第四號は中學校及高等女學校に於て文部大臣の檢定を終らざる教科書を
使用せんとする場合に關する規定である。此ことは明治三十二年三月に制定せられた中學校令高等女學校令に規定があ
るので前記省令は無用となつたが爲である。

明治三十二年四月一日左記文部省令第三號が發せられた。

中學校及高等女學校教科書ニシテ明治三十二年勅令第二十八號中學校令第十二條第一項但書及同年勅令第三十一號
高等女學校令第十三條第一項但書ニ依ルノ必要アルトキハ地方長官ハ該教科書ノ名稱、著作者及發行者ノ氏名、發
行年月日、卷冊ノ記號ヲ記載シ文部大臣ニ稟申スヘシ但稟申ノ際該圖書一部ヲ納付セシムルコトアルヘシ

右は中學校令高等女學校令に依り文部大臣の檢定を経ざる教科書を使用する場合に關することである。

明治三十二年四月五日左記文部省令第二十六號が發せられた。

明治三十年文部省令第十八號ハ同令施行前ニ發行シタル教科用圖書ニ關シテモ之ヲ適用ス但此省令ハ明治三十三年
一月一日ヨリ施行ス

說明

教科用圖書ノ紙質印刷ハ檢定出願ノモノヲ以テ標準トスヘキハ當然ノ事項ナルニ拘ラス之ヲ供給販賣スルニ當リ紙
質印刷ヲ粗惡ナラシムルコト益々甚シキヲ加フルカ故ニ明治三十年文部省令第十八號ヲ以テ是等弊害ノ取締ニ關シ
嚴重ナル制裁法(罰金禁錮等)ヲ設ケタリ然ルニ尙同令施行前ノ檢定ニ係ル教科用圖書ノ紙質印刷ヲ粗惡ニシ檢定
出願ノ圖書ニ比シ殆ト別本ノ觀アルモノヲ供給販賣セルモノ少カラス是レ蓋シ同令カ既往ニ適リテ效力ヲ有セサル
カ爲ナラン而シテ今日府縣ニ於テ採用セル小學校教科用圖書ハ省令第十八號施行前ニ檢定ヲ得タルモノ其大半ヲ占
メ紙質印刷等ニ對スル苦情益々多キニ際シ斯ル不正ノ所業ヲ防遏シ依テ以テ教科用圖書ノ改良ヲ圖ルコトヲ得サル
ハ法令ノ效用ヲ完カラシムル所以ニアラス是レ此省令ヲ發布スルノ已ムコトヲ得サル所以ナリ然レトモ一朝俄ニ此
弊害ヲ除カントセハ爲ニ供給ノ不足ヲ來シ却テ弊害ヲ著大ナラシムルノ憂ナシトセス即チ適當ノ猶豫ヲ與ヘテ此省
令ヲ施行スル所以ナリ

明治三十二年五月三十日左記文部省令第三十號が發せられた。

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

北海道廳府縣ニ於テ採定シタル小學校教科用圖書ニシテ瑣少ノ修正ヲ加ヘ文部大臣ノ檢定ヲ得タルモノアルトキハ北海道廳長官府縣知事ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ更ニ審査スルコトヲ要セスシテ修正ノ圖書ニ對シ仍採定ノ效力ヲ有セシムルコトヲ得

明治三十二年六月二十三日文部省令第三十一號を以て左の如く小學校教科用圖書審査等に關する規則中に改正が行はれた。

明治二十四年文部省令第十四號小學校教科用圖書審査等ニ關スル規則第一條第一項第一號ヲ「北海道廳府縣視學官及視學」ト改メ第二號ヲ「學務擔任官吏一名」ト改メ又同條第二項中「府縣高等官ニシテ審査委員タルモノ」トアルヲ「北海道廳府縣視學官」ト改ム
これは道廳、府縣の視學官が設けらるることとなつた結果である。

明治三十二年十一月十日文部省令第四十號を以て左の如く教科用圖書檢定規則中に改正が行はれた。

明治二十年文部省令第二號教科用圖書檢定規則中改正スルコト左ノ如シ

第二條第五條第七條及第十條中「出版者」トアルヲ「發行者」ト改メ第五條及第七條中「版權免許又ハ出版局」トアルヲ「發行」ト改ム
第二條ニ左ノ一項ヲ加フ
外國ニ於テ發行シタル圖書ハ左ノ各號ノ一ニ當ルモノニ限り發行者ニ於テ其圖書ノ檢定ヲ文部省ニ請フコトヲ得

一 師範學校中學校又ハ高等女學校ニ於ケル英語獨語佛語ノ教科用ヲ目的トスルモノ
二 小學校ニ於ケル英語ノ教科用ヲ目的トスルモノ
第三條中「定價ヲ記載セサル圖書ニ就テハ手数料金十五圓ヲ納ムヘク又」ノ二十七字ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ
定價ヲ記載セサル圖書ハ檢定セス

第八條ヲ左ノ通改ム
檢定出願者ニシテ檢定ヲ得サリシ事由ノ大要ヲ知ラントスルトキハ指令到達ノ日ヨリ六十日以内ニ願出ツヘシ
第十二條中「紙質印刷」ノ上ニ「檢定願書ニ添ヘ差出シタル圖書ニ比シ」ノ十七字ヲ加フ
第十三條中「六箇月」ヲ「一箇年」ト改ム
第十八條ヲ左ノ通改ム

第六條第七條ニ依リ檢定ノ效力ノ及ハサル圖書ニ文部省檢定済其他之ニ類スル文字ヲ記載シテ販賣シタルトキハ其檢定ノ效力ヲ取消スコトアルヘシ
第十八條ノ次ニ左ノ四條ヲ加フ
第十九條 第二條第二項ニ依リ檢定ヲ請フ者ニシテ帝國内ニ住所ヲ有セサルトキハ檢定ニ關スル一切ノ事項ヲ代理セシメンカ爲ニ帝國内ニ住所ヲ有スル者ニ就キ代理人ヲ定ムヘシ
第二十條 代理人ヲ置ク場合ニ於テハ檢定出願ノ際委任狀寫ヲ差出スヘシ其外國語ヲ以テ認メタルモノニハ譯文ヲ添附スヘシ
第二十一條 第三條第一項ノ手数料ハ收入印紙ヲ以テ納ムヘシ

前項ノ收入印紙ハ願書ニ貼附シ消印ヲナスシテ地方廳ニ差出スヘシ地方廳ハ願書ヲ査閲シ其適法ナルコトヲ認メタル後願書ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ掛ケ黒肉ヲ用ヒテ消印ヲ押捺スヘシ但出願者ニ於テ自己ノ便宜上消印ヲ爲スハ妨ナシ

第二十二條 第二條ニ依リ檢定ヲ請フ者ハ甲號書式ニ依リ第十三條ニ依リ追願スル者ハ乙號書式ニ依リ又檢定ヲ得タル圖書ニ修正ヲ加ヘ檢定ヲ請フ者ハ丙號書式ニ依リ願出ツヘシ

(甲號書式)

檢定願

(印紙貼付ノ場所)

圖書ノ名稱	卷冊ノ數	記	著譯者ノ族籍氏名	發行者ノ族籍氏名	年發行日	目的トスル學校ノ種類
-------	------	---	----------	----------	------	------------

右ノ圖書御檢定相成度該圖書…部及手数料金…相添ヘ此段相願候也

年 月 日 住 所 氏 名 印
文 部 大 臣 宛

(乙號書式)

檢定追願

圖書ノ名稱	卷冊ノ數	記	著譯者ノ族籍氏名	發行者ノ族籍氏名	年發行日	目的トスル學校ノ種類
-------	------	---	----------	----------	------	------------

右ハ年月日附檢定願出候處年月日ノ御指示ニ基キ今般修正發行致候間尙御檢定相成度該圖書…部相添ヘ此段相願候也

年 月 日 住 所 氏 名 印
文 部 大 臣 宛

(丙號書式)

修正檢定願

圖書ノ名稱	卷冊ノ數	記	著譯者及發行者ノ族籍氏名	年發行日	目的トスル學校ノ種類	修正事項
-------	------	---	--------------	------	------------	------

右ハ年月日檢定済ノ處修正發行致候間尙御檢定相成度該圖書…部相添ヘ此段相願候也

年 月 日 住 所 氏 名 印
文 部 大 臣 宛

明治三十二年十一月十日左記文部省令第四十一號が發せられた。

明治二十五年文部省令第十七號ハ之ヲ廢止ス

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

廢止せられた明治二十五年文部省令第十七號は、教科書檢定手数料は登記印紙を以て納むべきことと定めたものである。

明治三十三年八月二十五日左記文部省告示第百八十二號が發せられた。

- 一 小學校教科用圖書ハ兒童用教員用教授用ノ三種トシテ之ヲ檢定ス
- 一 兒童用圖書ハ兒童ノ學習スヘキ事項ヲ記載シ兒童各自ニ使用セシムルモノトス
- 一 教員用圖書ハ教授スヘキ事項教授上ノ注意及應用ニ關スル事項ヲ記載シ適宜教授ノ目的順序方法ヲ説明シ又教科目ノ種類ニ依リ實物標本圖書器械等ノ使用ニ關スル注意ヲ附設シ教授上教員ノ準據スヘキモノトス
- 一 教授上直接應用ナキ事項ヲ採録セルモノハ教員用圖書トシテ檢定セス
- 一 教授用圖書ハ教授ノ際兒童ニ示スヘキ掛圖類トス
- 一 明治二十五年文部省告示第九號ハ之ヲ廢止ス

明治三十三年十月十三日左記文部省告示第二百一十一號が發せられた。

郷土史談及郷土地理ニ關シテハ自今教科用圖書ノ檢定ヲ行ハス但シ一地方ノ地理ニシテ教員用若ハ教授用ヲ目的トスル圖書ハ此ノ限ニアラス

前述の如く小學校教科用圖書殊に修身教科書を國家に於て編纂することに關しては屢議會の建議もあり政府も輿論に顧み明治三十三年より修身教科書調査委員會を設けて之を文部省中に置き加藤弘之を委員長とし其他専門の學者を委員

として修身教科書の編纂に著手することとなつた。明治三十六年に刷行した國定尋常高等小學修身書は同會に於て審議調査の結果編纂したものである。

國民教育獎勵會編纂教育五十年史所載文學博士吉田熊次「國定修身書の編纂」

一、修身書編纂の變遷

明治五年に頒布せられたる學制は、大體に於て佛蘭西の制度に據つたやうに思はれるが、其の中に修身科の設はあつた。小學教則にては下等小學の第八級、第七級、第六級に於て、修身科として毎週二時間、同第五級に於て毎週一時間を課することになつて居る。而して其の教科書としては童蒙教草の如く、學制以前に出來て居た所の和漢の格言と例話とを集めたものも擧げられて居るが、民家童蒙解、勸善訓蒙の如き西洋の修身書を翻譯したものも多く用ひられたかの様に思はれる。明治十三年に文部省中に編輯局を置き、西村茂樹氏が局長となるに及び、文部省にて小中學校教科用圖書を編纂することに力めた。明治十六年には文部省より小學修身書を出して居るが、其の體裁は古語、俚諺、和歌等に加ふるに忠臣孝子の傳記等を以てせるものである。しかも他方に於ては、民間にて出版せるものに對して檢査を施すこととなし、明治十九年には教科用圖書檢査條例を定め、明治二十四年には之を教科用圖書檢定規則と定めた。然るに明治二十三年、教育に關する勅語の御下賜以來、勅語の解釋を旨とする修身書が非常に數多く民間にて出版せられ、其の間に運動などが行はれることとなり、地方に於ける小學校教科用圖書審査上種々困難を生ずるに至つた。是に於て少くとも修身書だけは國定制度にせねばならぬとの議論が起つた。

二、國定修身書論の由來

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

明治二十九年二月貴族院は左の如き決議を見るに至つた。

小學校修身科ノ教育タルヤ國家ニ至大ノ關係ヲ有スルモノナルニ由リ其ノ教育ヲ施スニ必要ナル教科用圖書ハ國費ヲ以テ完全ナルモノヲ編纂シ其ノ教育ニ缺點ナキヲ期セサルヘカラス故ニ政府ハ特ニ一ノ編纂機關ヲ設ケ委員組織ヲ以テ小學校修身科用圖書ヲ編纂スルノ計畫ヲ爲サムヲ望ム因テ茲ニ決議ス

翌三十年三月貴族院は更に此の件に就きて建議案を可決し、其の翌年の高等教育會議に於ても同様の建議をなし、其の翌三十二年二月には衆議院からも修身書を國定にすべきことを建議した。其の文句は次の通りである。

小學校修身書ハ初學ノ子弟ヲシテ道義徳性ヲ涵養セシメ尊倫綱常ヲ教導スルノ軌軸ニシテ德育ノ要ハ善良ナル修身教科書ヲ編製シ全國ノ就學兒童ノ德行ヲ同揆ノ下ニ教養シ忠孝愛國ノ精神ヲ啓發シ以テ國家ノ文明ヲ進メ富強ヲ致スニ在リ現今各小學校往々修身教科書ヲ異ニシテ授業ノ方針亦區々ニ渉ルノ弊アリ是レ實ニ德育歸一ノ本旨ニ非ス故ニ政府ハ速ニ修身教科書ヲ編纂シ之ヲ全國ノ小學校ニ普及採用セシメ更ニ適當ナル徳性陶冶ノ方法ヲ立テラレムコトヲ望ム

三、國定修身書の起草

文部省は明治三十三年四月より修身教科書調査委員會を設け、加藤弘之博士を委員長に、木場貞長、高嶺秀夫、井上哲次郎、澤柳政太郎、伊澤修二、中島力造、井上圓了の諸氏を委員に、澤柳委員を幹事に任命した。同時に中島徳藏、平出鏗二郎、乙竹岩造の三氏に起草員を命じたが、翌年中島徳藏氏が辭任せられたので、余はその缺を補ふこととなつた。

多分最初の委員會の席であつたと思ふが、加藤會長から國定修身書調査の態度につきて相談があつた。其の要旨は

倫理學說上の主義の議論になれば、各委員とも独自の意見もあるであらうから、到底一致を見ることは出来ぬであらうが、國民の心得としての道徳のことになれば、必ずしも根本主義の論をせずとも宜しかるべきに依り、此の用意の下に評議することに爲ては何うかと云ふことであつた。各委員とも皆之に同意したのである。併し實際筆を執る上に於ては何等かの方針が必要となるので、起草員の間では或は智仁勇の三徳を基本とせやうとか、本務の分類に依らうとか、勅語の徳目を標準とせやうとかの案を考へて見たが、孰れも一長一短で、一つの主義で押し通すと云ふことは困難であることを發見した。併し乍ら他の一方より見れば、本邦の國定修身書と云ふ以上は、何人が編纂するにしても一定の方針が豫め定つて居る。それは小學校令及び小學校令施行規則である。國定修身書の編纂事業は要するに、此等の規定の精神を小學兒童の發達に應じて、各學年に適切に應用するにあるのである。即ち「勅語ノ旨趣ニ基キ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ實踐ヲ指導シ健全ナル日本國民タルニ必須ナル道徳ノ要旨ヲ授クルヲ目的」としたのである。徳目の排列と教材の選擇とに關しても種々議論があつた。當時民間の修身書は徳目の選擇と排列とを勅語中の徳目と其の順序とに依つて居るものが多かつた。併し乍ら勅語は大人として我が國民が到達すべき徳目の要領を御示しになつたもので、兒童が此の順序に依りて修養せねばならぬとは限らない。小學修身書としては、兒童の實生活に即して勅語の御趣意を體驗體得せしむべきであると決した。これ後に國定修身書が非難を受けた點の一であるが、余は前説を改むべき證據を今なほ發見しない。

教材に關しても議論があつた。尋常一二年の兒童には歴史的例話の適切なるものが少い。そこで假設話を以て史實話に代へねばならぬ。然るに假設話の中にも、童話寓話の如き普話的のものと、全然新しく著者が作製する所の假設物語とがある。委員の中には熱心に童話の教育的價值を主張する論と、極端に之を排斥する論とがあつた。後者

の主張する所は童話寓話は其の者自身が虚偽である。正直とか眞實とかを力説する修身書で、虚偽の教材をまことしやかに教へしめるは自家撞着であると云ふのである。此の兩説は共に極端に走つて居るので、委員会としては第一回に出した小學修身書編纂趣意報告にあるが如く、尋常一二年に於ては、主として假作物語を取ることにした。當時はなほヘルバルト派の教育説の勢力の残つて居つた時期であるので、此の點に關しても國定修身書は非難を受けた。

教材の排列に關してはヘルバルト派の所謂人物傳記主義と稱する所の、同一人物の傳記に依りて多くの徳目を結局することが流行して居た。民間の或修身書の如きは一學年を通じて二三人の傳記を授け、其の中に數十の徳目を配當するのである。其の結果として牽強附會の説明が多く徳目の本義を明にすることを不可能ならしめた。國定修身書にては斯かる缺點を避けつゝ、人物基本主義の長所を失はざらしめんが爲めに、同一人物に數個の徳目を配當することを原則とした。

國定修身書編纂の初に問題となつた他の一事件は、德育上のモットーを造りたいと云ふことであつた。英國民はゼントルメンを理想とし、佛國民はシトアヤンの一語に服する。我が國にても、之に類せる標語が欲しいと云ふのであつた。國定修身書の各卷の總括として「よい子供」とか「良い日本人」とかと題して、全卷の徳目を稍組織的に反覆したのは、斯かる趣意に基いたものである。

四、國定修身書の改訂

國定修身書は他の國定教科書とは全然別種の理由に依りて始り、完成の期限等も定まつて居なかつたが、明治三十五年に所謂教科書事件なるもの起りし爲め、國語、歴史、地理、理科等の教科書と共に、明治三十七年四月より實

施することとなつたので、三十六年十二月に全部脱稿せしめた。

此くして出來上りし國定修身書に對しては、ヘルバルト學派の立場よりの非難の外に、東久世伯、野村田中兩子の意見と日本弘道會の意見とがあつた。文部省に於ても益々國定教科書の改善を圖らん爲め、明治三十七年七月に教科書調査委員を省内に置き、加藤弘之博士を委員長と爲し、又「文部編修」の官を置いて起草に當らしめた。乙竹氏と余とは留學生として海外に赴き森岡常藏氏が文部編修として、専ら修身書の調査に従事された。

明治四十一年には官制を定めて、教科用圖書調査委員會を設けられ、其の中に修身、歴史、國語の三部を置いた。修身の起草には主として森岡常藏氏が當られたが、三宅米吉、和田萬吉及び余の三人も評議に與つた。而して渡部董之介氏は圖書課長として明治三十三年以來常に修身書起草の相談役を務められた。

明治三十四年三月第十五議會に於て衆議院より左の建議が提出せられた。

小學教育ノ國家ニ至大ノ關係ヲ有スルヤ敢テ論スルヲ待タス故ニ現行小學校用圖書審査會ノ制ヲ廢止シ小學校用教科書ハ國費ヲ以テ編纂セラレムコトヲ望ム
右建議ス

明治三十四年十二月十八日左記文部省告示第二百一十一號が發せられた。

地方廳ニ於テ小學校令第二十四條ノ審査用ニ供シ又ハ既ニ採定セル小學校教科用圖書ノ紙質印刷等ノ標準ニ供センカ爲メ地方廳又ハ圖書發行者ノ請求アリタルトキハ本省ニ於テ其圖書ニ檢印ヲ與フヘシ

明治三十五年二月十四日左記文部省令第四號が發せられた。

小學校教科用圖書ノ發行者ニ於テ採定セラレタル圖書ノ供給ヲ怠リ又ハ之ヲ拒否シタル事實アルトキハ其ノ情狀ニ依リ文部大臣ハ該圖書又ハ該發行者ノ發行ニ係ル小學校教科用圖書ノ全部ノ檢定ヲ無効トシ又其ノ發行ニ係ル小學校教科用圖書ヲ檢定セサルコトアルヘシ

明治三十五年二月二十六日文部省總務局圖書課長より各地方長官に對して左記通牒を發した。(通牒中にある文部省令第三號に關しては初等普通教育の款參照)

從來小學校教科用圖書ニ關シテハ供給不足等種々ノ弊害行ハレ來リ候處過日檢印ヲ與フルノ制度ヲ設ケラレタルニ拘ハラズ尙紙質印刷等或ハ標準圖書ニ比シテ粗惡ナル圖書ヲ供給セントシ甚シキハ小學校令施行規則第六十條第一項ノ公布期限經過後ニ於テ其供給ヲ拒否スル等不都合ノ行爲ヲナサントスル者有之爲ニ今般文部省令第三號及第四號ヲ以テ小學校教科用圖書供給上ニ關スル取締ノ件規定相成候ニ付テハ自今地方廳ハ必要ニ應ジ何時ニテモ審査會ヲ開キテ臨機ノ處分ヲ爲シ得ヘク又本省ハ情狀ニ依リ隨時相當ノ制裁ヲ加フルコトニ相成リタル儀ニ候條右御承知ノ上嚴重ニ御監督相成候ハ勿論採定ノ際ニ於テモ豫メ供給ニ關シテ相當ノ契約ヲ結ビ不都合無之様御注意相成度依命此段及御通牒候也

追テ來學年初ニ於ケル供給上ノ實況來五月末日迄ニ御取調ノ上御報告相成度此段申添候也

小學校教科書の審査採定に關しては豫てより種々の弊害を醸しつゝあつたが、明治三十四年頃より書肆の運動劇烈

となり、或は不正の手段を弄して當事者を動かさんとし、或は採定を得たる後に於て圖書の品質を粗惡にし、其供給を忘るが如き弊害益甚しくなつて來たので、文部省に於ては之を防遏するが爲に上に述べた如き種々の規程を定め、其他明治三十四年文部省令第二號及明治三十五年文部省令第三號を以て小學校令施行規則を改正し、制裁の規定を設けたが(初等普通教育の款參照)、明治三十五年の末に及び遂に教科書事件と稱する大疑獄が起り、教育界空前の大不祥事を見るに至つたので、曩に議會より建議の次第もあり當時の文相菊池大麓は遂に意を決して主要なる小學校教科書を國定とするの方針を定め、明治三十六年四月十三日勅令第七十四號を以て小學校令第二十四條を改めて

第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、日本歴史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限リ

文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

補習科ノ教科用圖書ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

とし、又明治三十六年四月二十九日文部省令第二十二號を以て小學校令施行規則第五十三條を改めて

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、日本歴史、地理、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限リ文部省ニ於

テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工、理科及

尋常小學校ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得又國語書キ方、算術、圖畫ノ教科

用圖書ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得

とした。此の如くにして小學校令に於ては修身、日本歴史、地理及國語の教科書は絶對的に國定のものたるを要し、其

他の教科書に就ては文部大臣の定むる所に依り文部大臣の検定したるものをも用ひ得ることとせらるも、文部大臣の定めたる施行規則に於ては一層國定を要するものの範圍を廣め、修身、國語、算術、日本歴史、地理、圖畫の教科書は絶對的に國定のものたるべしとしたのである。尙ほ注意すべきは右の改正施行規則に依りて明治二十六年八月文部省訓令第九號を以て示された文相井上毅の方針即ち尋常小學校に於ては修身科の教授に必ずしも教科書を用ゆるを要せずといふ精神が明に變更せられたことである。何となれば前記施行規則第五十三條には兒童に教科書を使用せしむることを許さざる科目と、必ずしも教科書を使用せしむるを要せざる科目とを列擧せるを以て、修身其他右の何れにも屬せざるものは當然教科書を使用せしむべき科目と見るべきが故である。(尤も尋常小學校第一學年の修身教科書に就ては文部省に於て兒童用のものを作らせ教師をして口授せしむることとした。)此の如く主要なる小學校教科用圖書は文部省に於て之を編纂することとなつたが、其圖書を發賣販布することは私人の適當なるものに之を許可するの主義に依り、明治三十六年四月二十九日文部省令第二十三號を以て左の如く小學校教科用圖書翻刻發行規則が定められた。

小學校教科用圖書翻刻發行規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

小學校教科用圖書翻刻發行規則

- 第一條 文部省ニ於テ著作權ヲ有スル小學校教科用圖書ノ翻刻發行ヲ爲サントスル者ハ其ノ圖書ノ名稱及毎年發行スヘキ冊數ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ
- 翻刻發行ヲ許可スヘキ圖書ノ名稱ハ之ヲ告示ス
- 第二條 翻刻發行者ハ左ノ資格ヲ有シ文部大臣ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル
 - 一 三箇年以上引續キ文書圖畫ノ出版業ニ従事スルコト

二 三箇年以上引續キ所得稅三十圓以上ヲ納ムルコト

小學校教科用圖書ノ審査又ハ採定ニ關シ處刑ヲ受ケ又ハ本令第十三條ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者ハ翻刻發行ヲ得ス

第三條 翻刻發行者ニ於テ毎年發行スヘキ圖書ノ種類又ハ冊數ヲ變更セントスルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ翻刻發行ヲ廢止シタルトキ亦同シ

第四條 翻刻發行ヲ許可スヘキ圖書ノ定價最高額ハ之ヲ告示ス

翻刻發行者ハ前項ノ定價最高額以下ニ於テ各圖書ノ定價ヲ定メ其ノ發行前ニ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ定價ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第五條 翻刻發行者ハ前條ノ定價認可願ト同時ニ各圖書ノ見本三部ヲ文部省ニ差出シ検査ヲ受クヘシ

圖書ハ前項ノ検査ヲ經タル上ニアラサレハ發行スルコトヲ得ス

第六條 圖書ノ文字ノ大小、圖畫、冊數、枚數、頁數、行數及毎行ノ字數其ノ他圖書ノ種類ニ依リ特ニ定ムル事項ハ文部省ノ見本ト同一ナルコトヲ要ス

第七條 文部省ニ於テ圖書ノ見本ニ修正ヲ加ヘタルトキハ特ニ定ムル期限後ハ從前ノ見本ニ依リテ翻刻シタル圖書ヲ販賣スルコトヲ得ス

修正圖書ハ第五條ノ規定ニ準シ検査ヲ經タル上ニアラサレハ發行スルコトヲ得ス

第八條 圖書ハ用紙白色ニシテ光澤ナク其ノ質強靱ナルヘク印刷鮮明ニシテ製本堅牢ナルコトヲ要ス

第九條 圖書ノ用紙、印刷及製本ハ第五條第一項ノ検査ヲ經タル見本ト同一ナルコトヲ要ス

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

第十條 圖書ニハ各冊尾ニ第五條第一項ノ検査済年月日及定價ヲ記載スヘシ

第十一條 圖書ニハ翻刻發行許可證明ノ爲各冊見易キ所ニ文部省ヨリ交付シタル印紙ヲ貼付シ紙面ト印紙ノ影紋トニ掛ケテ消印スヘシ

印紙ハ證明料ヲ納付シタル者ニ限り交付ス

證明料圖書一冊ニ付キ二厘トス

第十二條 圖書ハ定價ヲ超エテ販賣スルコトヲ得ス

第十三條 翻刻發行者ニ於テ本令ノ規定ニ違背シタルトキハ翻刻發行ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十四條 第七條第一項及第十二條ニ違背シタル者及印紙ヲ貼付セサル圖書又ハ印紙ニ消印セサル圖書ヲ販賣シタル者ハ二十五日以下ノ重禁錮又ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 第一條第一項ニ依リ文部省ニ提出スヘキ願書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

地方長官ニ於テ前項ノ願書ヲ受理シタルトキハ第二條ノ要件ニ就キ審査ノ上意見ヲ付シ文部大臣ニ進達スヘシ

國民教育獎勵會編纂教育五十年史所載渡部董之介「本邦教科書制度の沿革」

單に教科書と云へば、下は小學校より上は大學に至る迄の教科用書を指すのであるが、教育取締上最も重大の關係ある小學校教科書のことを述べる。此の教科書は他の學校用教科書と違ひ、専ら國の編纂に係るものを用ひしむるの制度である爲、之を普通に國定教科書と稱するのである。

明治五年學制頒布せられ、次いで小學校教則の定められたるに當つて、政府の最も苦心したのは教科書のことであつた。學制の趣意を實行するに相應はしい教科書を急速に編纂することは勿論不可能であつた。依つて臨時の應急の方法としては、小學校則に於て特に徳川時代の農商民の教科書であつた教訓文、往來もの及び維新後外國語を理解せし者の譯した地理書、算理書などを列記し、模範書として示し、之を用ひしむるのであつた。而して文部省は本省に於て模範の教科書を編纂して、民間の著作を喚起しようとした。文部省第三年報（明治八年度）に「目下良書に乏しきを病む、世の操觚者意を此の事に留め、學科上有益の書冊を編述し、綿々刊行を謀るの舉に於て、最も囑望する所」云々とある通である。

明治九年の文部省報告によれば、現在刊行の教科書は百六十二種で、就中文部省刊行のものは六十種であつた。此の中で最も重要なものは小學讀本であつた。余の如きは此の小學讀本で讀み書きを教へられたが「凡世界に住居する人に五種あり……日本人は亞細亞人種の一なり」は此の讀本の開卷第一頁に掲げられたことを記憶する。此の讀本は明治六年に始めて出版せられ、翌七年に多少の改正が加へられたのである。

大體に於て明治五年學制頒布の際より同十二年教育令發布の頃に至る迄は、文部省に於て専ら模範教科書を出し、民間の著作を獎勵したのであつた。此の獎勵の結果、民間の著作漸次増加し、教育上弊害のあるものも見ゆるに至つた。乃ち十三年十二月には文部省達第二十一號を以て「學校教科書の儀に付ては追て示達する儀之あるべく候へども國安を妨害し風俗を紊亂するが如き事項を記載せる書籍は採用せざるやう豫て注意致すべし」云々の嚴達をした。かくて教科書の調査といふことに著手し、採用を許す所の書名を一般に發表するに至つたが、十四年五月文部省達小學教則綱領が發布せられた後は、此の綱領に準據して一層精確に調査することとなつた。明治十三年度の八年報に曰く、本年五月以來専ら小學教科書の調査に著手し、十二月に至りて調査の功を竣り、之を府縣に報告せしもの一

百七十一種にして、其の内採用を許すもの一百十五種、採用すべからざるもの五十六種あり……從來調査の目的たるや専ら風俗、國憲、治安等に係るものを主とすと雖も、今後漸次に事業の整備するを待ち、凡百の教科書一々之を精査して、其の適否の如何に至るまで亦之を檢定する所あらんとすと。

明治十八年森有禮氏文部大臣となり、十九年四月小學校令が發布せられたが、其の第十三條に小學校の教科書は文部大臣の檢定したるものに限るべしと明定せられた。翌五月文部省令を以て教科用圖書檢定條例が發布せられたが、其の翌二十年三月文部省訓令を以て公立及び私立小學校教科用圖書採定の方法が定められた。之に依ると各府縣に小學校教科書の審査委員を置き、文部省檢定済の圖書中より、其の府縣に適當なる圖書を採定せしむるので、委員には師範學校長、學務課員、師範學校附屬小學校上席訓導、一般小學校教員、並びに地方經濟上の情況に通ずる者を充つることとした。而して地方經濟上の情況に通ずる者としては、成るべく府縣會常置委員を勤務する者の中に就き選定すべしとの内訓を發せられたが、是は又審査會の弊を豫防すべく森文相特別の配慮に出でたと聞いて居る。

由來教育の發展により、明治十三年頃より就學兒童が愈々増加し來つて、教科書の利益益々多きを加ふるに至つたので、教科書賣込の競争熱漸次に昂騰し、明治十七、八年の頃は其の弊殆ど勝ふべからざるやうになつたので、森文相は教科書審査會を各府縣に設けさせ、學務當事者の實權を殺いで其の弊を絶たうと企てたのであるとのことである。明治二十年五月舊の教科用圖書檢定條例を廢して、師範學校、小學校及び中學校教科用圖書檢定規則を定めた。是が今日迄三十六年間に規則中若干の改正加除は行はれたに拘らず、尙生命を持つて居る所の規則である。明治二十三年芳川文相時代に小學校令が改正された。其の第十六條に小學校教科用圖書は文部大臣の檢定したるも

のに就き、小學校圖書審査委員に於て審査し、府縣知事の許可を受けたるものに限るべしと規定した。而して審査委員は府縣に置き、府縣官吏、府縣參事會員、尋常師範學校長、教員、及び小學校教員を以て之を組織せしむることとなつたが、専ら森文相時代の規則を繼承して定められたものであつた。明治二十四年に小學校令に基づいた小學校教則大綱を定められたが、教科書の檢定は此の教則大綱を以て標準とし、之に適合せるものならざれば檢定せざることとした。

余は文部省に於て初め普通學務局に勤務して居たが、二十八年九月に至り、大臣官房圖書課に兼勤を命ぜられ、三十年一月圖書課長兼勤を命ぜられた。十月蜂須賀文相時代に實業教育局と共に圖書局が新設せられ、次官都筑氏が局長に兼任せられた。教科書の檢定等に關する事務が益々重要視せらるゝと同時に、教科書の印刷等不良なるものを取締るの方針を以て圖書課に於ては屢々檢定規則の條項に改善を加へ、時弊を矯正すべく苦心した。凡そ教科書の紙質印刷は、檢定出願の際差出したものを以て標準とすべきは當然の事柄であるのに、之を供給販賣するに當つては、紙質印刷を粗悪にして、殆ど別本の觀あつて似ても似つかぬ不良本を出すことの弊害が発生し、年を逐つて益々増長し、苦情が甚しくなつた。乃ち三十一年文部省令第十八號を以て檢定規則中に改正を加へた。紙質印刷を粗悪にしたものは一種の修正である、此の如く修正した圖書は文部檢定の效力の及ばないものである。之に文部省檢定済の文字を記載し、又は情を知つて其の圖書を受託販賣することは不都合である。此の不都合を敢へてした者は二十五圓以内の罰金又は二十五日以下の禁錮に處する、尙同一の圖書について右等の犯罪數回に涉るときは事宜により其の圖書の檢定效力を取消すかも知れない。以上のことを檢定規則に規定したのであつた。三十一年十一月濱尾新氏の文相時代に至り、余は圖書局長心得を命ぜられた。濱尾氏の後に西園寺侯、又其の次に外山氏の文相時代

には、其の在職期間短少にして教科書に關し格別の施設はなかつた。其の次の尾崎文相時代に高等教育會議に對し、教科書採定に關する贈賄請託等の弊害を一洗するを目的とした諮問案が文部省から發せられた。此の案によれば府縣に於る教科書審査の制を廢し、文部大臣の檢定を経たる圖書中に就き、各小學校の校長及び正教員より成立つ會議に於いて、其の學校の教科書を定め、地方長官の許可を受けしむるの制度に改めたいといふのであつたが、此の案に對しては、小學校に於て夫々教科書を定めて用ゐると各學校の教科書が種々異なるやうな場合が起つて、兒童轉學の場合などに困るかも知れない、又随分遠隔した地方になると單に一學校位の供給の爲に、書肆が教科書を送るを厭ふとか、或は全國幾萬の小學校教員に對して、書肆が運動を行つたら今日の審査委員の醜聞を全國小學校に擴めるに至りはしないかなど、相當有力の反對論があつたが、結局此の諮問案は多數を以て通過したのであつた。而も此諮問の件は制度となりて顯はるゝに至らなかつた。

又尾崎文相の時檢定出願の教科用圖書の文字印刷等に關する規定を定められた。是は學校衛生顧問會議の議決を経たものであつたが、此の時から教科書に適度の大きさの文字を用ふるに著作者も書肆も大いに注意することになつて、近視眼の原因たるが如き細密な文字を用ふるの弊が止んだ。尙尾崎文相の時行政整理の爲、圖書局は廢止せられて、元の通り官房の一課となり、余は再び圖書課長となつた。三十一年十一月尾崎氏の後に樺山氏文相となつた。樺山氏の下に小學校令の改正があつたが、是が今日尙現行の勅令である。新令中教科書に關して規定せる所、一寸見ると從來の小學校令の不備を補正したに過ぎないやうであるが、審査委員會の組織が是迄省令で定められたのを、今回は勅令文に載せられ、其の組織は府縣書記官、府縣視學官、府縣視學、師範學校長、並に教諭、府縣立中學校長、府縣立高等女學校長、郡視學と明定せられた。即ち會員は皆其の職務上責任ある所の者、服務規律に従ふ

所の者のみを以て組織するの制度となつて、府縣經濟の情況に通ずるを以て從來加へられてあつた府縣參事會員、並に小學校の學科程度に通ずるを以て加へられてあつた小學校教員は、會員より省かれた。此等會員加除等、審査會制度改正のことは、發令前高等教育會議に諮問せられ、同會議の諒解決議を経たのであつた。教科書につきて尾崎文相は自由採擇法を採らんとし、樺山文相は之を採らず、其の代り審査會の制度を改正したのであるが、當時政府の種々苦心の跡を観るべきである。

前記改正小學校令に伴ふ所の施行規則第十六條中の第一號乃至第三號表を以て規定したる字音假名遣改定並に尋常小學教育上大體使用すべき漢字數を千二百字内外に制限し、其の漢字を掲記したるは教科書の内容に大影響を與ふることとなり、自然急速に右新規則に適合する教科書を編纂して、之を府縣の審査會に於て採定して貰はうとする書肆の運動が益々甚しくなつた。小學校令改正の際、余は圖書課長を罷め、洋行中であつたが歸つて再び圖書課長となつた。時に三十四年春であつた。是より先(三十四年一月)松田文部大臣の時に小學校令施行規則中更に改正する所あり、書肆の運動を抑制する爲に、審査採定に關する制裁が設けられた。それは審査採定の前後を問はず、次の如き所爲ある者は二十五日以下の重禁錮又は二十五圓以下の罰金に處すると云ふのである。一に曰く直接又は間接に金錢物品手形其の他の利益、若くは公私の職務を官吏、學校職員、若くは運動者に供與し、又は之を申込みたる者、又は之が承諾を周旋勸誘したる者、又は供與を受け若くは申込を承諾したる者、二に曰く直接又は間接に酒食、遊覽等、其の方法及び名義の何たるを問はず人を饗應接待し、又は饗應接待を受けたる者、又は旅費若くは宿泊料の類を代辨し、及び其の代辨を受けたる者、並に此等の約束を爲し、又は約束を受けたる者、三に曰く官吏學校職員又は其の關係ある學校法人等に對する利害の關係を利用し、直接若くは間接に官吏學校職員を誘導し、又は威

逼したる者、及び其の誘導威逼に應じたる者、四に曰く官吏又は學校職員に暴行脅迫を加へ、若くは之を拐引したる者、五に曰く採定を妨ぐる目的を以て新聞紙、雜誌、張札其の他の方法を以て官吏又は學校職員に對し虚偽の事項を流布したる者、以上の者が均しく制裁を受くるのであつた。此の制裁の外、尙別に審査採定に關して刑に處せられたる者がある時は、其の者の運動の目的たる圖書の審査採定を無効とする、又斯る不正者の發行に係る圖書は裁判確定の日から五箇年間之を採定することは成らぬ、とかういふ意味の嚴重なる規定が設けられた。此の如く不正手段を以て教科書の採定が行はれ得たといふことは、教科書國定の今日殆ど想像の出來ぬこと乍ら、當時は實際の必要に依つて前記の取締を設けられたのであつた。而も依つて以て修身國語等、兒童に對する神聖なる教育を施すに使用する所の手段たる教科書の採用に關し、此の如き犯罪の成立し得ることを豫防するの規則が設けられたことは悲しむべき事實といはねばならなかつた。其の後上記の種々取締の法規の有るに拘らず、教科書採用のことにつき書肆の競争益、烈しく醜聞を耳にすることあり、供給が不十分であつたり、又紙質が益々粗悪になつて文部省へ檢定に出した本と實際供給する書物との間に、非常なる相違があるといふ宿弊が中々矯正しきれぬので、之が防止に關する教科用圖書檢定規則中の制裁規定を履行する爲に圖書課長として余は度々之を裁判所に告發したことがあつた。之が爲に新聞紙を賑はすやうな事件も起つて、甚だ遺憾なことであつた。三十五年には書肆が採定せられた圖書の供給を怠り、又は拒否する場合に於ける取締が設けられた。即ち右等の者は其の情狀に依り文部大臣は該圖書又は該發行者の發行に係る教科書の全部の檢定を無効とし、又其の發行に係る教科書を檢定せざることがあるかも知れないと云ふ意味の單行省令が發布になつた。蓋し一方に利益ある新圖書の採定に競争運動するの餘り、比較的利益的の薄き舊教科書の供給を怠る者が出來た爲であつた。

三十五年の末であつた。教科書事件と云つて、當時世間の耳目を聳動した不祥な事件が持上つて、賄賂收賄の嫌疑を以て約二百人の被告を見た末、官吏收賄罪六十九人、恐喝取財犯一人、濫職法違犯一人、詐欺取財犯一人、小學校令施行規則違反四十四人、合計百十六人の犯罪者を出し、此の中には代議士もあり、知事もあり、視學官や、師範學校長や、中學校長や、郡視學、小學校長も含まつて、實に明治の新教育開始以來の一大恨事であつた。時の文部大臣は菊池大麓博士であつた。是より先、三十四年二月に既に衆議院から現行小學校圖書審査會の制を廢止し、小學校用教科書は國費を以て編纂せられんことを望むとの建議もあつた。殊に貴族院からは、明治二十九年中國費を以て完全なる修身書を編纂せよとの建議、三十年中更に修身書及び小學讀本とも國費編纂を望むとの同院建議もあつた。今や政府は此等の建議を參考すると同時に、教科書の採用に關する空前の一大疑獄が起つて裁判の結果如何によりては、小學校に用ふべき従来の教科書は法令の結果殆ど全滅せんとし、去りとして法令を改正して依然不正の教科書を用ひしむることは、到底不可能事に屬するを認めれば、菊池文部大臣は斷乎として教科書國定の意見を立て、案を具し、閣議を経並びに樞密院の諮詢を経て、明治三十六年の四月に發布になつたものは、即ち勅令第七十四號に依る小學校令中の改正であつた。改正になつた第二十四條第一項はもと「小學校の教科用圖書は文部省に於て編纂したるもの、及び文部大臣の檢定したるものに就き、小學校圖書審査委員會の審査を経て、府縣知事之を採定す」とあつたのを單に「小學校の教科用圖書は文部省に於て著作權を有するものたるべし」といふに改め、次の二項を加へた。曰く「前項の圖書同一の教科目に關し、數種あるときは其の中に就き府縣知事之を採定す。」曰く「文部大臣は第一項の規定に拘らず修身、日本歴史、地理の教科用圖書及び國語讀本を除き其の他の教科用圖書に限り、文部省に於て著作權を有するもの及び文部大臣の檢定したるものに就き府縣知事をして、之を採定せしむる

ことを得」と。かくして第二十四條第一項に於て教科書國定の根本義が確定せられ、小學校圖書審査委員會は廢止せられ、最も重大にして且つ使用部數の多き教科書にして競争の目的物となり、著大の弊害を起す所の修身、日本歴史、地理、國語讀本の如きは純乎たる國定となり、其の他は文部大臣の裁定によつて國定とすべきか否かを決することゝなつたが、當時菊池大臣は國語、書き方手本、算術、圖畫をも國定とせられたのであつた。而して右の改正勅令は三十七年四月より施行せられた。是が爲に多數の書肆は非常の恐慌を來したことは勿論であるが、止むを得ないことであつた。

修身書は右の改正勅令發布前、兎に角文部省に於て委員を設け、加藤弘之博士を委員長として編纂しつゝあつたものを用ひ、他は國語讀本、書き方手本、歴史、地理ともに圖書課で編纂をしたが、編纂員の非常なる努力で、三十七年四月より使用に堪ふるやう編纂、印刷ともに出来上り、法令の要求通り國定制度の實行が出来、之が爲に従來行はれたる贈收賄の醜弊を一掃したるは勿論、尙且つ教科書の定價を激減し、父兄の負擔を軽減し得たのは、國家の爲に一大慶快事であつた。

當時（明治三十六年十二月）の調査に依ると、平均一枚の價格は從來の修身書教師用が四厘一毛であるのに國定は一厘八毛、從來の修身書兒童用が三厘八毛であるのに國定は二厘五毛、從來の讀本が三厘二毛であるのに國定は二厘、從來の書き方手本が二厘七毛であるのに國定は一厘八毛であつた。以上は尋常科の教科書についてなるが、高等科になると差違が尙ほ一層甚だしい。修身書教師用は從來四厘二毛、國定一厘八毛、修身書兒童用は從來四厘四毛、國定二厘七毛、讀本は從來四厘一毛、國定一厘八毛、書き方手本は從來三厘三毛、國定一厘八毛、歴史は從來四厘八毛、國定一厘九毛、地理は從來五厘四毛、國定一厘九毛であつた。以上の教科書に算術及圖畫の教科書を加へて推算す

ると、全國一箇年需要冊數に對し、舊價格總計四百五十一萬七千四百五十四圓、新價格總計百九十九萬七千二百五十六圓にして減價總計二百五十二萬九千八百九十八圓の多きに上つた。明治三十七年國定教科書制度實施以來、今茲大正十一年に至るまで、既に十八年を経過した。假りに三十七年當時の就學兒童數及各兒童に必要な圖書の數が動かぬとしても此の十八年間に節約したる父兄の負擔は四千五百三十六萬圓に達して居る。況や兒童數及び圖書數共に著しく増加したるに於てをや。國定教科書の定價は明治三十七年以來努めて低廉に、同じ割合を以て定められてあるのである。而も多年の經驗により製本印刷は益々良好鮮明に、供給は年を遂つて敏速に赴くのである。國定教科書の制度より生ずる物質的方面の利益は、一目瞭然たるものがあると謂ふべきである。

國定教科書の出版方法は、文部省の苦心する所であつた。官業にするか民業にするか、種々取調のあつた末、民業にするの方針を取り、文部省に於て特に見本を作り、圖書の文字の大小、圖畫、冊數、枚數、頁數、行數及び毎行の字數、其他圖書の種類に依り、特に定むる事項は文部省の見本と同一なることを最要件として、民間の希望者に翻刻發行を許すことにした。勿論紙質印刷の如きは、嚴重なる標準によつて監督することになつた。

菊池文部大臣退官の後、兒玉氏暫く文相となられ、次いで久保田文部大臣の時代に及んでは一度施行された國定教科書制度を擁護して、益々之を發達せしむるについて、最善の努力があつた。國定教科書の基礎が漸く鞏固となつたので、教科書發行及び供給上の改良進歩を圖ることと同時に、教科書の内容を益々改善し、時勢の進歩と教育學術の發達とに伴はしむる爲に圖書課以外に教科書調査委員を組織し、教科書の改良及び編纂並に文部大臣より特に諮詢する事項を審議せしむることゝなつた。委員長は加藤弘之博士であつた。此の頃假名遣の問題が起つた。曩に小學校令施行規則で字音假名遣が改正されたけれども、他の假名遣、所謂國語假名遣が改正されない爲に不調和で

もあり、兩者の關係が教育取扱上困るといふので、假名遣の改正統一を急務と認め、教科書調査委員会にて審議の末一の成案を得て、明治三十八年の春、高等教育會議及び國語調査委員會へ諮問になつたが、高等教育會議では重要の問題であるから即決は出来ぬ、他日を待つて更に諮問を望むとの意味を決議した。國語調査委員會からは一の答案を得たのであつたが、口語假名遣と、文語假名遣とを區別し、文語假名遣を其の儘にし、口語假名遣のみを改正するの方針であつたので、余は之に反對を唱へたこともあつた。高等教育會議へ國語調査委員會の答申案を諮問になつたが、此の度は直ちに之を可決した。既にして牧野文部大臣の時に至り、特に臨時假名遣調査委員會を設置して審議せしめられ、文部省から更に一の原案を出し、之に對する可否の討論中内閣交渉して牧野文相其の職を去られた。次の小松原文相の時、臨時假名遣調査委員會を廢止し、假名遣改正については更に益々慎重なる研究を積み、以て目的を達するに至る迄は字普及び國語假名遣とも一切古來慣用の例に依らしむることとして、教科書の改正を爲すこととなつた。又勅令を以て新一の規模大なる、教科用圖書調査委員會を設置せられた。之を一部(修身)、二部(歴史)、三部(國語)の三に分ち、各部に起草委員があつて各編纂起草せる所の案をば、部員即ち主査委員に於て評議し、然る後總會に提出して確定議となり、文部大臣の裁定を経て印刷に附することとなつた。右三種以外の教科書は普通の省務として圖書課に於て編纂したのであつた。調査委員會の編纂したものについて世論を惹起したのは、南北朝問題であつた。蓋し世に所謂南北朝の皇位に關しては、御歴代の順次を明記し得るの時機に達するまで、姑く兩朝の正間問題に接觸しない方針を以て編纂することとし、明治四十一年以降調査委員會に於て、歴史教科書の修正を爲すに當つても亦該方針を踏襲して居た爲に、讀者をして天に二日あり、國に二王ありしが如き感を抱かしむるの嫌がないでもなかつた。是に於て世論の囂々たる爲に、教育上極めて重大なることとし、慎重の手

續を経て、内閣の議定まり、四十四年二月小松原文部大臣は調査委員會に對し、向後は謂はゆる南朝正統の主義を以て編纂するの方針を取り、且つ既刊の教科書は此の方針に基づき、更に再修正を爲すべき旨訓示を與へ、尋いで文部省は新に御歴代表を印刷頒布し、當時の現行歴史教科書中南北兩朝天皇及び年號の並記等該表の旨趣に抵觸する部分は勿論、兩朝の對等的敘述の嫌ある處は總べて之を是正し、該表の御歴代を正統として教授せしむることとした。隨つて此の後は教科書に於て最も明瞭に御歴代の順次を記載し奉ることとなり、引いて明治天皇をば一百二十二代に數へ奉ることに定まつたのであつた。雨降つて地固まる譬の如く、歴史教育上極めて重要な案件が、かくて速に確定するを得たのは教科書國定の制度より來る賜と見るべき理由があると余は信するのである。新方針に従つて歴史の記載を爲すにつき種々の細密なる取調を爲したが、是に關しては憲法學の泰斗にて、教科用圖書調査委員たる穂積八東博士が最も熱心に其の蘊蓄を披瀝して援助せられたことは、余の永久に記念する所である。南北朝問題は明治四十三年の出來事であつたが、四十四年五月には圖書課が圖書局に昇格されて、余は局長に就任した。大正二年奥田文相の時に圖書局廢止せられて、余は廢官となつたが、大正五年圖書監査官設置せられ、余更に之に任ぜられ、次いで圖書課長心得を命ぜられたが、大正九年廢官となり、圖書局新に設置せられて幣原博士局長となられた。小松原文相の時に設置された教科用圖書調査委員會は廢せられ、尋いで今の教科書調査會生れ出で、圖書局起草の國定教科書を審議しつゝある。

大正七年臨時教育會議に於る、小學教育の改善に關する諮問の答申は、小學教科書の制度に關することを含めた。曰く小學教科書は現制の如く國定の方針に依るべく、而して國民教育並に道德教育の徹底に一層の力を用ふると同時に、各教科目の聯絡權衡に改善を加へむことを期すと。而して其の理由書に曰く、小學校教科書編纂の國定制度

は從來の實驗に徴し、之を將來に稽へ、國民教育上固より適當なる制度なるは疑を容れず云々と。誠に背廢に中つた答申であると思ふ。余は國定教科書制度とは、最早何の關係もなき身分なれども、切に其の制度の前途を祝福すると同時に、政府が此の制度の貴重なる所以を思ひ、之を重んじ、益々其の編纂關係者を精選し、以て善良なる教科書を供給することを希望して止まないものである。

明治三十六年五月二十七日文部省告示第七七號を以て左の如く小學校教科用圖書用紙標準が定められた。

小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ翻刻發行ヲ許可スヘキ圖書ノ用紙ニ關シ標準ヲ定ムルコト左ノ如シ
小學校教科用圖書用紙標準

- 第一條 小學校教員用又ハ兒童用教科書ニ機械濾紙ヲ用フルトキハ左ノ標準ニ依ルヘシ
 - 一 用紙ノ原料ハ木綿襪襪、藥、化學的木材纖維ノ内ヲ擇フヘシ摺潰木材質ハ用フヘカラス
 - 二 用紙中ニ混入スル白土等ハ其ノ重量ノ百分ノ十五ヲ超過スヘカラス
 - 三 用紙ハ松脂糊(ロジンサイズ)ヲ十分ニ施セルモノタルヘシ
 - 四 用紙ノ重量ハ一平方尺ニツキ兩面摺用紙ハ一匁九分以上、片面摺用紙ハ一匁一分以上タルヘシ
 - 五 紙力ハ幅一寸長七寸五分ニテ兩面摺用紙ハ十七ポンド以上、片面摺用紙ハ十四ポンド以上タルヘシ
- 第二條 小學校教員用又ハ兒童用教科書ニ手漉紙ヲ用フルトキハ左ノ標準ニ依ルヘシ
 - 一 用紙原料ハ楮皮、三椏皮、藥、化學的木材纖維ノ内ヲ擇フヘシ摺潰木材質ハ用フヘカラス
 - 二 用紙中ニ白土等ヲ混入スヘカラス

- 三 用紙ノ重量ハ一平方尺ニツキ五分以上タルヘシ
- 四 紙力ハ幅一寸長七寸五分ニテ十三ポンド以上タルヘシ
- 第三條 小學校教授用掛圖ニ機械濾紙ヲ用フルトキハ用紙ノ重量ヲ一平方尺ニツキ二匁五分以上、紙力ヲ幅一寸長七寸五分ニテ二十五ポンド以上トスル外第一條ニ準ス
- 第四條 小學校教授用掛圖ニ手漉紙ヲ用フルトキハ用紙ノ重量ヲ一平方尺ニツキ九分以上、紙力ヲ幅一寸長七寸五分ニテ十七ポンド以上トスル外第二條ニ準ス
- 第五條 小學校教科用圖書ノ表紙ニ漉返紙ヲ用フルコトヲ得ス

明治三十六年六月二十日勅令第四百四號を以て左の如く文部省に於て著作権を有する教科用圖書の發行に關する保證金の件が定められた。

文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科用圖書ノ發行ニ關シテハ文部大臣ハ發行者ヲシテ現金又ハ公債證書ヲ以テ保證金ヲ納付セシムルコトヲ得

同日又文部省令第二十六號を以て左の如く小學校教科用圖書翻刻發行規則補則が定められた。

小學校教科用圖書翻刻發行規則補則ヲ定ムルコト左ノ如シ

小學校教科用圖書翻刻發行規則補則

- 第一條 小學校教科用圖書翻刻發行規則第一條ニ依リ文部省ニ於テ著作権ヲ有スル小學校教科用圖書ヲ翻刻發行セ

第五章 明治三十七年日露戰役當時に至るまで

ントスル者ハ許可ノ日ヨリ一箇月以内ニ公債證書ヲ以テ保證金ヲ納付スヘシ

前項ノ保證金ヲ期限内ニ納付セサルトキハ小學校教科用圖書翻刻發行規則第一條ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第二條 保證金額ハ毎年發行スヘキ圖書ノ冊數ヲ四厘ニ乗シタル額トス

但シ本文ノ算出額二千圓未満ナルトキハ之ヲ二千圓トス

保證金額二千圓以上ニシテ五十圓未満ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス

第三條 翻刻發行者ニ於テ毎年發行スヘキ圖書ノ冊數ヲ變更シタル爲保證金ノ追納ヲ要スルトキハ小學校教科用圖書翻刻發行規則第三條ノ届出ノ日ヨリ一箇月以内ニ之ヲ納付スヘシ其ノ還付ヲ要スルトキハ請求ノ日ヨリ三箇月

以内ニ殘額二千圓ヲ下ラサル限度ニ於テ拂戻ヲ爲スヘシ

第四條 翻刻發行者ニ於テ期限内ニ前條ノ追納ヲ爲サ、ルトキハ小學校教科用圖書翻刻發行規則第一條ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第五條 翻刻發行者ニ於テ翻刻發行ヲ廢止シ若ハ小學校教科用圖書翻刻發行規則第二條ノ資格ノ一ヲ失ヒタルトキ又ハ文部大臣ニ於テ翻刻發行ノ許可ヲ取消シタルトキハ納付ノ保證金ハ請求ノ日ヨリ三箇月以内ニ拂戻ヲ爲スヘシ

第六條 翻刻發行者ニ於テ小學校教科用圖書翻刻發行規則ノ規定ニ違背シタルトキハ違約金ヲ徵收スルコトアルヘシ

第七條 違約金ハ翻刻發行者ノ納付シタル保證金額ノ範圍内ニ於テ文部大臣之ヲ定ム

第八條 翻刻發行者ニ於テ前條ノ違約金ヲ文部大臣ノ指定シタル期限内ニ納付セサルトキハ保證金ヲ以テ擔濟ニ充

ツヘシ

第九條 保證金ヲ納付セントスルトキハ第一號書式ニ依リ公債證書ノ種類ヲ届出テ寄託通知書ノ交付ヲ受クヘシ

公債證書ノ價格ヲ算定スルハ券面額ニ依ル

第十條 前條ノ寄託通知書ヲ受領シタルトキハ該通知書記載ノ金庫ニ公債證書ヲ提供シ保管證書ヲ受ケ第三號書式ノ質權設定證書及記名公債證書ノ場合ハ民法第三百六十四條ノ規定ニ依リタル書類ト共ニ第二號書式ノ保證金納付書ニ添付シ文部省總務局會計課長ニ差出スヘシ

第十一條 保證金ノ拂戻ヲ受ケントスルトキハ文部省總務局會計課長ニ還付ノ請求ヲ爲スヘシ

第十二條 公債證書ノ受領及納付中ニ係ル公債證書利札ノ受領ニ關シテハ明治二十六年大藏省令第二十號保管物取扱規程ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條 保證金ノ追納又ハ既ニ納付シタル公債證書ノ引換ヲ爲ス場合ニ於ケル手續ハ第八條第九條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 第一號書式 保證金種類届 (略)

第十五條 第二號書式 保證金納付書 (略)

第十六條 第三號書式 質權設定證書 (略)

明治三十六年八月二十日文部省告示第四百四十二號を以て左の如く小學校教科用圖書翻刻發行を許可すべき圖書中定價最高額が定められた。

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

七一七

小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ翻刻發行ヲ許可スヘキ圖書中定價最高額ヲ定ムルコト左ノ如シ

尋常小學修身書	第一學年教師用	金七錢
同	第二學年教師用	金七錢
尋常小學修身書	第二學年兒童用	金四錢五厘
同	第三學年兒童用	金五錢五厘
同	第四學年兒童用	金六錢
尋常小學讀本	一	金六錢五厘
同	二	金六錢五厘
同	三	金六錢五厘
同	四	金七錢
同	五	金七錢五厘
同	六	金八錢五厘
同	七	金八錢
同	八	金九錢
尋常小學書キ方手本	第一學年用乃七冊 各	金三錢
	至第四學年用	

明治三十六年十月十四日文部省告示第九十七號を以て左の如く明治三十一年文部省告示第六十一號檢定出願教科用

圖書の文字印刷等に關する標準中に改正が行はれた。

明治三十一年文部省告示第六十一號中小學校教科用圖書ニ關スル事項ハ之ヲ廢止ス

右は小學校教科用圖書が國定となつた結果である。

明治三十六年十月十五日文部省告示第九十八號を以て、小學校教科用圖書翻刻發行規則に依り翻刻發行を許可すベ
き圖書中定價最高額が左の如く定められた。

小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ翻刻發行ヲ許可スヘキ圖書中定價最高額ヲ定ムルコト左ノ如シ	
尋常小學修身書	第三學年用 金八錢
同	第四學年用 金九錢
尋常小學修身掛圖	金二圓
高等小學書キ方手本	第一學年用乃八冊 各金三錢
至第四學年用	
小學日本歴史	一 金七錢五厘
同	二 金七錢
同	三 金七錢五厘
小學地理	一 金七錢
同	二 金八錢
同	三 金八錢

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

更に同年十一月十二日文部省告示第二百三號を以て左の如く定價最高額が定められた。

小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ翻刻發行ヲ許可スヘキ圖書中定價最高額ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 高等小學修身書 第一學年教師用 金九錢五厘
- 同 第二學年教師用 金九錢
- 高等小學讀本 第一學年教師用 金七錢五厘
- 同 第二學年教師用 金七錢五厘
- 同 第三學年教師用 金八錢
- 同 第四學年教師用 金八錢
- 小學地理 四 金七錢五厘

更に又同年十二月十九日文部省告示第二百二十七號を以て左の如く定價最高額が定められた。

小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ翻刻發行ヲ許可スヘキ圖書中定價最高額ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 高等小學修身書 第三學年教師用 金八錢五厘
- 同 第四學年教師用 金九錢
- 同 第一學年兒童用 金五錢五厘
- 同 第二學年兒童用 金五錢五厘
- 同 第三學年兒童用 金四錢五厘
- 同 第四學年兒童用 金五錢

- 同 修業年限三箇年ノ學校第三學年兒童用 金五錢
- 高等小學讀本 七 金八錢五厘
- 小學日本歷史 四 金八錢五厘
- 同 修業年限三箇年ノ學校第三學年用 金八錢五厘

小學校教科用圖書翻刻發行規則に依り文部省に於て著作権を有する小學校教科用圖書の翻刻發行を許可せられたる者の氏名及各自の許可冊數は左の通であつた。

書 名		明治卅七年、八年分許可冊數及書名		明治卅八年分算術圖書許可冊數		居所及氏名								
修修尋數	尋數	高修	高教	修圖	尋讀	高讀	尋手	高手	歷史	地理	許可冊數	右冊七 左冊八 年分	許可冊數	居所及氏名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一、四八、八九〇	一、四八、八九〇	一、四八、八九〇	東京 水野慶次郎
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二、一八、五〇〇	二、一八、五〇〇	二、一八、五〇〇	東京 大橋新太郎
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五、七八、七三〇	五、七八、七三〇	一、三三、五〇〇	大倉孫兵衛
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	八、四〇、一六〇	八、四〇、一六〇	一、三三、五〇〇	大倉孫兵衛
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一、四三、四〇〇	一、四三、四〇〇	一、三三、五〇〇	大倉孫兵衛
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二、〇六、九一〇	二、〇六、九一〇	一、三三、五〇〇	大倉孫兵衛
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	七、五〇、九〇〇	七、五〇、九〇〇	一、三三、五〇〇	細川芳之助
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一、〇〇一、〇〇〇	一、〇〇一、〇〇〇	一、三三、五〇〇	細川芳之助
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一、七〇、一四〇	一、七〇、一四〇	一、三三、五〇〇	龜井忠一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二、三九、六八〇	二、三九、六八〇	一、三三、五〇〇	龜井忠一

又本表中中川勘助、三木佐助、前川善兵衛、青木恒三郎、及田沼太右衛門五名ニ對スル三十七年分許可冊數ハ變更ヲ申
請シタル其更訂許可ノ分ニ依ル

小學校教科用圖書の定價に關しては前述の如く翻刻發行規則第四條に依り各卷に就き其最高價を定め、翻刻發行者を
して其範圍内に於て定價を定めしむることとし、價格の低廉を期したので、従前の如く民間發行の教科書を使用する場
合に於ける全國一箇年の需要高四百二十六萬餘圓に對し二百三十三萬餘圓即ち約五割五分を減少したのであつた。當時
文部省より發表した新舊比較表を左に掲げる。

教科用圖書種類	新書比較表		舊書比較表	
	平均一冊 枚數	平均一冊 價格	平均一冊 價格	於ケル減額
修身書 教師用	4	41.8	3	1.8
同 兒童用	3	38.8	2	1.8
修身掛圖	4	110.0	2	2.0
讀本	3	31.0	2	1.0
書キ方手本	3	27.8	2	1.0
算術 教師用	3	42.2	2	1.0

科 等	高		等		科	
	計	同	算	地	同	同
圖書	16,936.64	11,591.07	10,118.80	10,118.80	10,118.80	10,118.80
修身書 教師用	12,733.34	9,933.30	8,666.67	8,666.67	8,666.67	8,666.67
同 兒童用	16,474.00	12,733.34	11,111.11	11,111.11	11,111.11	11,111.11
修身掛圖	4,966.67	3,700.00	3,200.00	3,200.00	3,200.00	3,200.00
讀本	9,933.30	7,700.00	6,666.67	6,666.67	6,666.67	6,666.67
書キ方手本	8,666.67	6,666.67	5,555.56	5,555.56	5,555.56	5,555.56
算術 教師用	11,111.11	8,666.67	7,407.41	7,407.41	7,407.41	7,407.41
同 兒童用	10,118.80	7,700.00	6,666.67	6,666.67	6,666.67	6,666.67
地理	10,118.80	7,700.00	6,666.67	6,666.67	6,666.67	6,666.67
算術	10,118.80	7,700.00	6,666.67	6,666.67	6,666.67	6,666.67
同 兒童用	10,118.80	7,700.00	6,666.67	6,666.67	6,666.67	6,666.67
同 幾何	10,118.80	7,700.00	6,666.67	6,666.67	6,666.67	6,666.67

尋常科第一學年ノ修身書 兒童用廢止ニ基ク減額	1,440,766.02
尋常科第一學年前期ノ書 キ方手本廢止ニ基ク減額	1,094,645.70
尋常科算術兒童用 廢止ニ基ク減額	53,255.89
合 計	2,588,667.61
備考 各府縣(北海道廳ヲ含ム)平均減額ハ五萬九千五百拾萬圓五拾壹錢貳厘強ナリ	3,947,740.76

此の如く教科書國定制度の齎らした効果は少からざるものであつたが、二十七人の翻刻發行者に對しては別に販賣に關する統制が定められて居なかつたので、圖書其ものは一定した國定教科書ではあるが、成るべく多く各自の翻刻發行に係るものを販賣せんとする賣込上の競争は尙ほ行はれ得る餘地があり、之が爲に弊害を生ずべき虞なしと言ひ得なかつたのである。

然も明治三十六年に翻刻發行の許可を受けた出版業者十九人中大橋新太郎、龜井忠一、水野慶次郎、大倉孫兵衛、前川善兵衛、吉岡平助、西澤喜太郎、中田清兵衛、細川芳之助、三木佐助、田沼太右衛門、小林又七、青木恆三郎、中川勘助の十四人は翻刻發行者にして若し箇々分立して出版を爲すときは、自然販賣上の競争を醸し延て用紙、印刷、製本の粗案を來すのみならず、到底供給の統一を期する能はざるを恐れ、事業共同經營の下に此等の弊を避けんことを圖り、協議して國定教科書出版協會を組織し、又該協會員の翻刻發行すべき圖書全部の製造及販賣を爲す機關として、明

治三十六年九月日本書籍株式會社を東京に設立し、之をして國定教科書出版協會と契約の上國定教科書の出版販賣を經營せしむることとした。然るに従來教科書出版に従事せる諸人を以て組織せる株式會社文教社は文部省より翻刻發行の許可を受けたる柳原喜兵衛、岸田吟香兩人の教科書を出版販賣する計畫であつたが日本書籍株式會社の趣旨に賛成し兩社協調の上明治三十六年十二月契約を締結し、右兩人の許可冊數を前記十四人の分と共に舉て日本書籍株式會社に於て其出版販賣を引受くることとした。是に於て同社の製造販賣すべき明治三十七年度用圖書の冊數は千九百七十三萬九千九百四十冊に及び、國定教科書翻刻發行者全員十九人の許可冊數二千二百八十八萬九千三百九十冊に對し殆ど其九割に該當するものとなつた。而して同社引受け以外の二百四十四萬九千四百五十冊は翻刻發行者たる早瀧勝三、能谷幸介、五十嵐太右衛門の三人分であつて此等は何れも各別に發行販賣を爲したのであつた。

明治三十七年六月十日文部省令第十四號を以て左の如く小學校教科用圖書翻刻發行規則中に改正が行はれた。

小學校教科用圖書翻刻發行規則中左ノ通り改正ス

第三條 翻刻發行者ニ於テ毎年發行スヘキ圖書ノ種類又ハ冊數ヲ變更セントスルトキハ事情ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

翻刻發行ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ

第十二條ノ二 文部省ハ必要ニ應ジ吏員ヲ派シテ圖書ノ製造及發賣等ノ實況ヲ檢査スルコトアルヘシ翻刻發行者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條ノ三 翻刻ニ要スル工場及圖書ノ販賣所ハ其ノ設置變更トモ總テ遲滞ナク届出ツヘシ

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

附則
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

同日又文部省令第十五號を以て左の如く小學校教科用圖書翻刻發行規則補則中の改正が行はれた。

小學校教科用圖書翻刻發行規則補則中左ノ通り改正ス

第三條中「届出」ヲ「許可」ト改ム

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

同日又文部省告示第三百三十四號を以て左の如く小學校教科用圖書用紙標準中に改正が行はれた。

明治三十六年文部省告示第七號小學校教科用圖書用紙標準中左ノ通改正ス

第三條ニ左ノ一項ヲ追加ス

小學校圖書教科書ニ機械濾紙ヲ用フルトキハ用紙ノ重量ヲ一平方尺ニツキ二匁二分以上、紙力ヲ幅一寸長七寸

五分ニテ十七ボンド以上トスル外第一條ニ準ス但シ幾何畫教科書説明ノ部ハ用紙ノ重量及紙力ニ關シテモ仍第一

條ニ準ス

第四條ニ左ノ一項ヲ追加ス

小學校圖書教科書ニ手漉紙ヲ用フルトキハ用紙ノ重量ヲ一平方尺ニツキ一匁二分以上、紙力ヲ幅一寸長七寸五

分ニテ十五ボンド以上トスル外第二條ニ準ス但シ幾何畫教科書説明ノ部ハ用紙ノ重量及紙力ニ關シテモ仍第二條ニ準ス

明治三十七年八月二十六日左記文部省告示第六十二號が發せられた。

師範學校高等女學校國語科中學校國語漢文科ノ作文ニ關シテハ自今出願ノ教科用圖書ニ對シ檢定ヲ行ハス

明治三十七年十月二十九日文部省告示第八十四號を以て左の如く小學校教科用圖書用紙標準中に改正が行はれた。

明治三十六年文部省告示第七號小學校教科用圖書用紙標準中左ノ通改正シ明治三十九年四月一日以降ニ於テ使用

ノ爲新ニ翻刻發行スヘキ圖書ニ關シ之ヲ適用ス

第五條ヲ左ノ如ク改ム

第五條 小學校教科用圖書ノ表紙ハ左ノ標準ニ依ルヘシ

一 用紙ノ原料ハ楮皮、三椏皮、檀襖、化學的木材纖維ノ内ヲ擇フヘシ但シ手漉貼合紙ノ内部ニ用フルモノハ此限ニアラス

二 用紙ノ厚ハ機械濾紙ハ二厘以上、手漉紙ハ一厘二毛以上タルヘシ

三 紙力ハ幅四分五厘長六寸五分ニテ機械濾紙ハ三十ボンド以上、手漉紙ハ三十五ボンド以上タルヘシ

四 用紙ハ松脂糊(ロジンサイズ)ヲ十分ニ施セルモノタルヘシ但シ手漉貼合紙ハ此限ニアラスト雖モ澱粉糊ヲ十分ニ施シ剝離ノ虞ナキモノタルヘシ

第五章 明治三十七年八月日露戰役當時に至るまで

- 五 用紙ハ堅實ニシテ折目ヨリ脆裂ヲ生セサルモノタルヘシ
- 六 用紙ニ厚六厘以上ノ堅實ナル板紙ヲ用フルトキハ前各號ニ依ラサルコトヲ得但シ其表裏ニ貼合スヘキ用紙ノ原料ハ仍第一號規定ノモノタルヘシ

明治三十八年一月十四日左記文部省告示第十一號が發せられた。

師範學校高等女學校修身科ノ作法ニ關シテハ自今其教科用ヲ目的トスル圖書ニ對シ檢定ヲ行ハス

明治三十八年二月二十五日文部省令第二號を以て左の如く小學校教科用圖書翻刻發行規則中に改正が行はれた。

明治三十六年文部省令第二十三號小學校教科用圖書翻刻發行規則中左ノ通改正ス

第八條ヲ左ノ如ク改ム

圖書ハ用紙白色ニシテ強キ光澤ナク其ノ質強靱ニシテ紙面粗糙ナラス印刷鮮明ニシテ製本堅牢ナルコトヲ要ス

附則

本令ハ明治三十八年十月以降ニ於テ使用ノ爲新ニ翻刻發行スヘキ圖書ニ關シ之ヲ適用ス

明治三十八年四月七日左記文部省令第四號が發せられた。

明治三十六年文部省令第二十三號及第二十六號ハ之ヲ廢止ス但シ明治三十七年以前ニ於テ許可シタル翻刻發行者ニ對シテハ尙之ヲ適用ス

同日文部省告示第六十八號を以て左の如く小學校教科用圖書翻刻發行規則が改正せられた。

小學校教科用圖書翻刻發行規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

小學校教科用圖書翻刻發行規則

第一章 翻刻發行

- 第一條 文部省ニ於テ著作權ヲ有スル左記小學校教科用圖書ハ本規則ニ依リ其ノ翻刻發行ヲ許可ス
 - 一 尋常小學修身書 教師用 四冊 各學年一冊宛
 - 二 高等小學修身書 教師用 四冊 各學年一冊宛
 - 三 尋常小學修身掛圖 一級 一冊宛
 - 四 尋常小學修身書 兒童用 三冊 第二、第三、第四學年各一冊宛
 - 五 高等小學修身書 兒童用 五冊 各學年一冊宛及修業年限三箇年ノ學校第三學年一冊
 - 六 尋常小學讀本 八冊 各學年二冊宛
 - 七 高等小學讀本 八冊 各學年二冊宛
 - 八 尋常小學書キ方手本 七冊 第一學年一冊 其他各學年二冊宛
 - 九 高等小學書キ方手本 八冊 各學年二冊宛
 - 十 小學日本歴史 五冊 各學年一冊宛及修業年限三箇年ノ學校第三學年一冊
 - 十一 小學地理 四冊 各學年一冊宛

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

- 十二 尋常小學算術書 教師用 四冊 各學年一冊宛
 - 十三 高等小學算術書 教師用 四冊 各學年一冊宛
 - 十四 高等小學算術書 兒童用 四冊 各學年一冊宛
 - 十五 尋常小學毛筆畫手本 三冊 第二、第三、第四學年各一冊宛
 - 十六 高等小學毛筆畫手本 六冊 第一、第二學年各甲種一冊乙種一冊 第三、第四學年各一冊宛
 - 十七 高等小學毛筆畫手本 六冊 第一、第二學年各甲種一冊乙種一冊 第三、第四學年各一冊宛
 - 十八 尋常小學鉛筆畫手本 三冊 第二、第三、第四學年各一冊宛
 - 十九 高等小學鉛筆畫手本 六冊 第一、第二學年各甲種一冊乙種一冊 第三、第四學年各一冊宛
 - 二十 高等小學鉛筆畫手本 六冊 第一、第二學年各甲種一冊乙種一冊 第三、第四學年各一冊宛
 - 二十一 小學校 幾何畫法 圖ノ部一冊 說明ノ部一冊 教師用
- 第二條 翻刻發行者ハ左ノ資格ヲ有シ文部大臣ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル
- 一 三箇年以上引續キ汎ク圖書ノ出版業ニ従事スルコト
 - 二 既往三箇年ニ於ケル所得納稅額平均三十圓以上ナルコト
- 但シ追納額及非常特別稅法ニ依ル納額ヲ除ク
- 會社ノ場合ニ於テハ會社ヲ代表スル社員、取締役モ亦前項各號ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ翻刻發行者タルコトヲ得ス
- 一 小學校教科用圖書ノ審査又ハ採定ニ關シ處刑ヲ受ケ滿三年ヲ經過セサル者

二 明治三十六年文部省令第二十三號小學校教科用圖書翻刻發行規則第十三條又ハ本規則第二十五條第一項第二項末段ノ處分ヲ受ケ滿三年ヲ經過セサル者

第四條 翻刻發行ノ期間ハ明治三十九年四月ヨリ六箇年トシ以後毎四箇年ヲ以テ一期トス
 文部大臣ハ每期開始前ニ於テ翻刻發行者ヲ募集ス但シ時宜ニ依リ前期翻刻發行者ヲシテ引續キ翻刻發行ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第五條 各翻刻發行者ノ毎年發行スヘキ圖書ノ種類及冊數ハ文部大臣ノ指定ス

第六條 翻刻發行者ニ於テ毎年發行スヘキ圖書ノ種類又ハ冊數ヲ變更セントスルトキハ事情ヲ具シ文部大臣ノ承認ヲ受クヘシ

翻刻發行ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ

第七條 翻刻發行者合同シテ其ノ業務ヲ營メントスルトキハ其ノ方法ヲ具シ文部大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第八條 製版、印刷、製本ニ關スル總テノ工場及事務所所在地ハ東京市、大阪市ニ限ル

工場及事務所ノ設置又ハ變更ハ遲滞ナク届出ツヘシ

第九條 翻刻發行者ハ圖書供給ノ普及ヲ圖ルカ爲ニ共同販賣所ヲ東京市ニ設置スヘシ

道府縣ニハ少クモ一箇ノ共同販賣支所又ハ特約販賣所ヲ設ケ其ノ供給區域ヲ劃定スヘシ但シ地方ノ狀況ニ依リ數府縣ヲ通シテ一箇ノ共同販賣支所又ハ特約販賣所ヲ設クルコトヲ得

共同販賣ニ關スル契約ハ文部大臣ノ指示スル方法ニ依リ之ヲ定メ文部大臣ノ承認ヲ受クヘシ

共同販賣契約ノ變更ハ文部大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

翻刻發行者共同販賣ノ契約ニ加入セサルトキハ其ノ翻刻發行許可ハ效力ヲ失フ

第十條 圖書ハ用紙白色ニシテ強キ光澤ナク其ノ質強靱ニシテ粗糙ナラス印刷鮮明ニシテ製本堅牢ナルコトヲ要ス
第十一條 圖書ノ定價及用紙ノ標準ハ別ニ之ヲ告示ス

第十二條 翻刻發行者ハ各圖書ノ見本三部ヲ文部省ニ差出シ検査ヲ受クヘシ
圖書ハ前項ノ検査ヲ經タル上ニアラサレハ發行スルコトヲ得ス

第十三條 圖書ノ文字ノ大小、圖畫、冊數、枚數、頁數、行數及毎行ノ字數其ノ他圖書ノ種類ニ依リ特ニ定ムル事
項ハ文部省ノ見本ト同一ナルコトヲ要ス

第十四條 文部省ニ於テ圖書ノ見本ニ修正ヲ加ヘタルトキハ特ニ定ムル期限後ハ從前ノ見本ニ依リテ翻刻シタル圖書ヲ販賣スルコトヲ得ス

修正圖書ハ第十二條ノ規定ニ準シ検査ヲ經タル上ニアラサレハ發行スルコトヲ得ス
第十五條 圖書ノ用紙、印刷及製本ハ第十二條第一項ノ検査ヲ經タル見本ト同一ナルコトヲ要ス

第十六條 圖書ニハ各冊尾ニ第十二條第一項ノ検査済年月日及定價ヲ記載スヘシ

第十七條 圖書ニハ翻刻發行許可證明ノ爲各冊見易キ處ニ文部省ヨリ交付シタル印紙ヲ貼付シ紙面ト印紙ノ彩紋トニ掛ケテ消印スヘシ

印紙ハ證明料ヲ納付シタル者ニ限り之ヲ交付ス
證明料ハ圖書一冊ニ付金二厘トス
印紙ノ種類ハ別ニ之ヲ告示ス

第十八條 圖書ハ定價ヲ超エテ販賣スルコトヲ得ス

第十九條 文部省ハ毎年四月現在道府縣ノ小學校數及就學兒童數ヲ七月三十一日マテニ各翻刻發行者ニ通知スヘシ

第二十條 文部省ハ各翻刻發行者ヲシテ圖書製造ノ功程ニ關スル豫定計劃書ヲ提出セシムルコトアルヘシ
前項ノ豫定計劃書不適當ト認ムルトキハ文部省ハ之カ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 文部省ハ必要ニ應シ吏員ヲ派シテ圖書ノ製造及發賣等ノ實況ヲ検査スルコトアルヘシ翻刻發行者又ハ販賣者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十二條 圖書ノ翻刻發行及藏置ニ要スル工場、倉庫其ノ他ノ設置不完全ト認ムルトキハ文部省ハ之カ増設又ハ改良ヲ命スルコトアルヘシ

第二十三條 圖書ハ其ノ使用期ヨリ遅クモ五十日以前ニ於テ悉ク製本ヲ完了シ順次販賣所へ發送スヘシ

第二十四條 翻刻發行許可滿期ノ際持越シタル圖書ハ其ノ翻刻發行者ニ於テ猶之ヲ販賣スルコトヲ得

第二十五條 翻刻發行者ニ於テ本規則ニ違背シタルトキ又ハ文部大臣ニ於テ翻刻發行者ノ信用缺乏セリト認メタルトキハ翻刻發行ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

圖書製造ノ功程遅緩ニシテ第二十三條ノ期限内ニ製本ヲ完了スルコト能ハスト認ムルトキハ文部大臣ハ翻刻發行ノ指定冊數ヲ減少シ若クハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

文部大臣ニ於テ第十條第十三條又ハ第十五條ニ違背セリト認メタル圖書ニ付テハ廢棄又ハ改良等必要ノ處分ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六條 文部大臣ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ本規則ノ條項ニ修正ヲ加フルコトアルヘシ

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

七三五

第二十七條 前二條ノ場合ニ於テ發行者又ハ販賣者カ損害ヲ受クルモ文部省ハ其ノ賠償ノ責ニ任セス
第二十八條 本規則ニ依リ翻刻發行ノ許可ヲ受ケントスル者ハ第一號書式ノ申請書ヲ作り地方長官ヲ經由シテ文部省ニ提出スベシ

第二十九條 翻刻發行ノ申請書提出期限ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第二章 保證金

第三十條 翻刻發行者ハ其ノ發行スヘキ圖書ノ種類及冊數ヲ指定セラレタル日ヨリ一箇月以内ニ公債證書ヲ以テ保證金ヲ納付スヘシ

第三十一條 保證金額ハ左ノ如シ

- | | | | |
|---|-----------|-----|---------|
| 一 | 尋常小學修身書 | 教師用 | 保證金額百圓 |
| 二 | 高等小學修身書 | 教師用 | 同 五十圓 |
| 三 | 尋常小學修身掛圖 | 同 | 同 三十圓 |
| 四 | 尋常小學修身書 | 兒童用 | 同 一萬三千圓 |
| 五 | 高等小學修身書 | 兒童用 | 同 四千圓 |
| 六 | 尋常小學讀本 | 同 | 同 三萬八千圓 |
| 七 | 高等小學讀本 | 同 | 同 一萬二千圓 |
| 八 | 尋常小學書キ方手本 | 同 | 同 一萬三千圓 |
| 九 | 高等小學書キ方手本 | 同 | 同 四千五百圓 |

十 小學日本歴史

同 六千圓

十一 小學日本地理

同 六千圓

十二 算術書(尋常、高等共)

同 三千五百圓

十三 圖畫(尋常、高等共)

同 八千圓

前項各號ノ一種ヲ二人以上ニ分割シテ翻刻發行ヲ指定シタル場合ニ在テハ其ノ分割ノ割合ヲ以テ各發行者ノ保證金額ヲ計算ス但シ計算上圓位未滿ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス

第三十二條 翻刻發行者ニ於テ毎年發行スヘキ圖書ノ種類冊數ヲ變更シタル爲保證金ノ追納ヲ要スルトキハ第六條ノ許可ノ日ヨリ一箇月以内ニ之ヲ納付スヘシ其ノ還付ヲ要スルトキハ請求ノ日ヨリ三箇月以内ニ拂戻ヲ爲スヘシ

第三十三條 翻刻發行者ニ於テ期限内ニ保證金ノ納付ヲ爲サ、ルトキハ翻刻發行ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第三十四條 翻刻發行者ニ於テ翻刻發行ヲ廢止シタルトキハ納付ノ保證金ハ請求ノ日ヨリ三箇月以内ニ拂戻ヲ爲スヘシ

第三十五條 翻刻發行者ニ於テ本規則ニ違背シタルトキハ違約金ヲ徵收スルコトアルヘシ

違約金ハ保證金額ノ範圍内ニ於テ文部大臣之ヲ定ム

第三十六條 翻刻發行者ニ於テ前條ノ違約金ヲ文部大臣ノ指定シタル期限内ニ納付セザルトキハ保證金ヲ以テ辨濟ニ充ツヘシ

第三十七條 保證金ヲ納付セントスルトキハ第三號書式ニ依リ公債證書ノ種類ヲ届出テ寄託通知書ノ交付ヲ受クヘシ

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

七三七

公債證書ノ價格ヲ算定スルハ時價ニ依ル但シ特別ノ規定アルモノハ其ノ規定ニ依ル

第三十八條 前條ノ寄託通知書ヲ受領シタルトキハ該通知書記載ノ金庫ニ公債證書ヲ提供シ保管證書ヲ受ケ第四號

書式ノ質權設定證書及記名公債證書(記名國債證書ヲ除ク)ノ場合ハ民法第三百六十四條ノ規定ニ依リタル書類

ト共ニ第三號書式ノ保證金納付書ニ添付シ文部大臣官房會計課長ニ差出スヘシ

第三十九條 保證金ノ拂戻ヲ受ケントスルトキハ文部大臣官房會計課長ニ還付ノ請求ヲ爲スヘシ

第四十條 公債證書ノ受領及納付中ニ係ル公債證書利札ノ受領ニ關シテハ明治二十六年大藏省令第二十號保管物取

扱規程ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十一條 保證金ノ追納又ハ既ニ納付シタル公債證書ノ引換ヲ爲ス場合ニ於ケル手續ハ第三十七條第三十八條ノ

規定ヲ準用ス

附 則

第四十二條 印紙ノ種類及用紙標準ニシテ既ニ告示シタルモノハ其ノ告示ニ依ル

圖書ノ定價ハ既ニ告示シタル最高額ニ依ル

(第一號書式)略

(第二號書式)略

(第三號書式)略

(第四號書式)略

右は文部省に於て明治三十六年の小學校教科用圖書翻刻發行規則施行後の實績に鑑み、之を改正する必要を認めたと

故である。前にも述べた如く當初の規則に依り大橋新太郎等十九人に對して翻刻發行が許可せられたが、該規則には販賣の統制に關する規定がなかつた爲に賣込上の競争が行はれ、弊害を生ずる餘地があつたので、新規則に於ては翻刻發行者をして共同販賣所を東京市に設置し、道府縣には少くも一箇の支所又は特約販賣所を設け其供給區域を劃定せしめ、翻刻發行者は各自の製造したる圖書は皆之を共同販賣所に引渡し、共同販賣所をして其一手を以て全國各地に之を販賣せしむる仕組とし、翻刻發行者にして共同販賣契約に加入せざるときは其翻刻發行の許可は效力を失ふものとした。又製版、印刷、製本に關する總ての工場及事務所所在地は東京市、大阪市に限ることとし、其他監督上必要な規定を設けると同時に許可の期間に關しては從來の如く一年毎に許可するの制を改め、最初は六箇年、以後四箇年を以て一期とし、以て翻刻發行者をして安んじて其資本を投下し、設備を整へて翻刻發行の事に當らしむることとしたのであつた。

同日又左記文部省告示第六十九號が發せられた。

本年文部省告示第六十八號小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ圖書ノ翻刻發行ヲ爲サントスル者ハ同規則第二十八條ニ從ヒ來ル四月三十日迄ニ申請書ヲ地方廳ヘ提出スヘシ

明治三十八年五月二十三日文部省告示第九十六號を以て左の如く新規則に依り明治三十九年度以後の翻刻發行を許可せられたる者の氏名が發表せられた。

明治三十八年文部省告示第六十八號小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ翻刻發行ヲ許可セシ者左ノ如シ

東京市日本橋區本町三丁目 大橋新太郎 一東京市日本橋區通油町

水野慶次郎

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

東京市日本橋區通一丁目 大倉孫兵衛 大阪市東區北久寶寺町四丁目 三木 佐助
 同 神田區裏神保町 龜井 忠一 同 備後町四丁目 吉岡 平助
 同 同 一ツ橋通町 江草斧太郎 同 博勞町四丁目 青木恆三郎
 同 本郷區湯島切通坂町 小立鉦四郎 同 南區鹽町通三丁目 鈴木 常松

即ち新規則に依て翻刻發行を許可せられた者は従前よりも其數を減じて十人となつたのであつた。翻刻發行を許可せられたる十人の者は新規則の命する所に従ひ、明治三十八年五月合名會社として共同販賣所を設立した。共同販賣所は翌明治三十九年八月に至つて株式會社（資本金三十萬圓）に變更せられた。而して従來の日本書籍株式會社は共同販賣所の設立に依り存続の必要を見ざるに至つたので、共同販賣所が株式會社となつたと同時に解散せらるることとなつた。これは次期に屬することではあるが便宜此處に之を述べて置くこととする。

明治三十八年十月六日左記文部省告示第四百十六號が發せられた。

明治三十八年文部省告示第六十八號小學校教科用圖書翻刻發行規則中左ノ通改正ス

第一條第一號中「四冊各學年」ノ下ニ「及二冊復式編制學校用甲」ヲ加ヘ第三號中一級トアルヲ「三級内二級ハ復式編制學校教師用甲篇乙篇附」ニ改メ第四號中「三冊第二、第三、第四」ノ下ニ「及二冊復式編制學校用甲」ヲ加フ

明治三十八年十二月二日左記文部省告示第五百五十八號が發せられた。

教科書ノ檢定又ハ編纂ニ關シ文法上許容スヘキ事項ヲ定ムルコト左ノ如シ

文法上許容スヘキ事項

- 一 「居リ」「恨ム」「死ヌ」ヲ四段活用ノ動詞トシテ用キルモ妨ナシ
- 二 「シク・シ・シキ」活用ノ終止言ヲ「アシシ」「イサマシシ」ナト用キル習慣アルモノハ之ニ從フモ妨ナシ
- 三 過去ノ助動詞ノ「キ」ノ連體言ノ「シ」ヲ終止言ニ用キルモ妨ナシ

例

、火災ハ二時間ノ長キニ互リテ鎮火セザリシ

金融ノ靜謐ナリシ割合ニハ金利ノ引弛ヲ見ザリシ

四 「コトナリ」(異)ヲ「コトナレリ」「コトナリテ」「コトナリタリ」ト用キルモ妨ナシ

五 「、セサス」トイフヘキ場合ニ「セ」ヲ略スル習慣アルモノハ之ニ從フモ妨ナシ

例

手習サス

周旋サス

賣買サス

六 「、セラル」トイフヘキ場合ニ「、サル」ト用キル習慣アルモノハ之ニ從フモ妨ナシ

例

罪サル

評サル

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

解釋サル

七 「得シム」トイフヘキ場合ニ「得セシム」ト用キルモ妨ナシ

例

最優等者ニノミ褒賞ヲ得セシム

上下貴賤ノ別ナク各其地位ニ安ズルコトヲ得セシムベシ

八 佐行四段活用ノ動詞ヲ助動詞ノ「シ・シカ」ニ連ネテ「暮シシ時」「過シシカバ」ナトイフヘキ場合ヲ「暮セシ

時」「過セシカバ」ナトトスルモ妨ナシ

例

唯一遍ノ通告ヲ爲セシニ止マレリ

攻撃開始ヨリ陥落マデ僅ニ五箇月ヲ費セシノミ

九 てにをはノ「ノ」ハ動詞、助動詞ノ連體言ヲ受ケテ名詞ニ連続スルモ妨ナシ

例

花ヲ見ルノ記

學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ

市町村會ノ議決ニ依ルノ限リニアラズ

十 疑ノてにをはノ「ヤ」ハ動詞、形容詞、助動詞ノ連體言ニ連続スルモ妨ナシ

例

有ルヤ

面白キヤ

父ニ似タルヤ母ニ似タルヤ

十一 てにをはノ「トモ」ノ動詞、使役ノ助動詞、及、受身ノ助動詞ノ連體言ニ連続スル習慣アルモノハ之ニ從フ

モ妨ナシ

例

數百年ヲ經ルトモ

如何ニ批評セラルルトモ

強ヒテ之ヲ遵奉セシムルトモ

十二 てにをはノ「ト」ノ動詞、使役ノ助動詞、受身ノ助動詞、及、時ノ助動詞ノ連體言ニ連続スル習慣アルモノ

ハ之ニ從フモ妨ナシ

例

月出ヅルト見エテ

嘲弄セラル、ト思ヒテ

終日業務ヲ取扱ハシムルトイフ

萬人皆其德ヲ稱ヘケルトゾ

十三 語句ヲ列舉スル場合ニ用キルてにをはノ「ト」ハ誤解ヲ生セサルトキニ限り最終ノ語句ノ下ニ之ヲ省クモ妨

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

ナシ

例 月ト花

宗教ト道德ノ關係

京都ト神戸ト長崎ヘ行ク

最終ノ「ト」ヲ省クトキハ誤解ヲ生スヘキ例

史記ト漢書①ノ列傳ヲ讀ムベシ

史記ト漢書ノ列傳②ヲ讀ムベシ

十四 上ニ疑ノ語アルトキニ下ニ疑ノてにをハ「ヤ」ヲ置クモ妨ナシ

例

誰ニヤ問ハン

幾何ナルヤ

如何ナル故ニヤ

如何ニスベキヤ

十五 てにをハ「モ」ハ誤解ヲ生セサル限リニ於テ「トモ」或ハ「ドモ」ノ如ク用キルモ妨ナシ

例

何等ノ事由アルモ(アリトモ)議場ニ入ルコトヲ許サズ

期限ハ今日ニ迫リタルモ(タレドモ)準備ハ未ダ成ラズ

經過ハ頗ル良好ナリシモ(シカドモ)昨日ヨリ聊カ疲勞ノ狀アリ

誤解ヲ生スヘキ例

請願書ハ會議ニ付スルモ(ストモ)之ヲ朗讀セズ

給金ハ低キモ(ケレドモ)應募者ハ多カルベシ

十六 「トイフ」トイフ語ノ代リニ「ナル」ヲ用キル習慣アル場合ハ之ニ從フモ妨ナシ

例

イハユル哺乳獸ナルモノ

顔回ナルモノアリ

理由書

國語文法トシテ今日ノ教育社會ニ承認セラルルモノハ徳川時代國學者ノ研究ニ基キ專ラ中古語ノ法則ニ準據シタルモノナリ然レトモ之ニノミ依リテ今日ノ普通文ヲ律センハ言語變遷ノ理法ヲ輕視スルノ嫌アルノミナラスコレマテ破格又ハ誤謬トシテ斥ケラレタルモノト雖モ中古語中ニ其用例ヲ認メ得ヘキモノ尠シトセス故ニ文部省ニ於テハ從來破格又ハ誤謬ト稱セラレタルモノノ中慣用最モ弘キモノ數件ヲ擧ケ之ヲ許容シテ在來ノ文法ト並行セシメンコトヲ期シ其許容如何ヲ國語調査委員會及高等教育會議ニ諮問セシニ何レモ審議ノ末許容ヲ可トスルニ決セリ依テ自今文部省ニ於テハ教科書檢定又ハ編纂ノ場合ニモ之ヲ應用セントス

Handwritten notes on the left page, including a list of items and a section titled "Notes".

Handwritten notes on the right page, including a list of items and a section titled "Notes".

第十七款 學校衛生

明治二十九年五月勅令第百八十五號を以て文部大臣の諮詢に應じて學校衛生に關する事項を審議せしむる爲に學校衛生顧問會議、諮詢すべき事項を調査し、其他學校衛生に關する事項を掌る爲に學校衛生主事が設けられ、其後學校衛生主事のことは文部省官制中に規定せらるるに至り、明治三十三年四月には學校衛生課が置かるることとなつたが、明治三十六年三月勅令第三十八號を以て學校衛生顧問會議は廢止せられ、尋で同年十二月勅令第二百二十七號を以てする文部省官制中の改正に依り學校衛生主事も亦廢止せられ、學校衛生課も廢止となつた。(教育行政機關の款中央教育行政機關の項参照)然も此八年間に學校衛生の事項は大に整備するに至つたのである。

明治三十年一月十一日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第一號を以て左の如く學校清潔方法が定められた。

學校ノ清潔ハ衛生上忽ニスヘカラサル所ナルヲ以テ學校衛生顧問ニ諮詢シ左ノ通清潔方法ノ標準ヲ定ム依テ各學校ヲシテ之ニ準據シ其清潔ヲ保タシムルコトヲ務ムヘシ

學校清潔方法

清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法及定期清潔方法及浸水後清潔方法トス

甲 日常清潔方法

一、教室及寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及階段ヲ潤ホシ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ但掃除ノ爲メニ室内ヲ潤ホスハ生徒ノ再ヒ之ニ入ルマテニ充分乾燥シ了ルヲ度トス

ヘシ

二、教室及寄宿舎ニハ其人員ニ應ジ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムヘカラス

紙屑籠及唾壺ハ毎日之ヲ掃除スヘシ

三、寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用キル履物ヲ禁スヘシ但止ムヲ得サル事情アリテ特ニ之ヲ許ストキハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラサルコトヲ務ムヘシ

四、靴ノ儘昇降スル校舎ノ出入口ニハ人員ニ應ジ靴拭ヲ備フヘシ

五、寢具ハ毎月少クトモ一回之ヲ日光ニ曝シ被覆衣等ハ務メテ洗濯セシムヘシ

六、便所ノ尿溝及注壁等ハ毎日一回水ヲ以テ洗ヒ圍房ハ濕布ヲ以テ拭フヘシ樋箱ニハ成ルヘク蓋ヲ設クヘシ

七、糞壺内ニハ防臭藥トシテ粗製過滿飽加里、粗製格魯兒滿飽(以上百倍乃)、硫酸鐵、泥炭末、木炭末、乾燥土粉、灰等ヲ撒布シ期ヲ愆ラス波取ラシムヘシ

八、食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ時々窓戸ヲ開キテ空氣ヲ通シ惡臭、煙氣又ハ湯氣ノ鬱滯ナキヲ務メ且掃除ヲ怠ルヘカラス殊ニ食堂ニ於テハ毎食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤ホシ食後ニハ濕布ヲ以テ其食卓等ヲ拭フヘシ

シ

九、芥菜場ノ不潔物ハ期ヲ愆ラス搬送セシムヘシ

十、下水ハ常ニ疏通セシメ炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ノ下水ハ毎月少クトモ一回大掃除ヲ行フヘシ

十一、庭園、體操場、遊戯場、落下、椽下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムヘシ

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

乙 定期清潔方法

- 定期清潔方法ハ毎年少クトモ一回夏休又ハ其他ノ長休ニ際シ之ヲ行フモノトス
- 十二、先ツ教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ヲ室外ニ出シ戸、障子、窓懸等ヲ外シ敷物ヲ剝キタル後如露ヲ以テ牀板及廊下ヲ潤ホシ天井、四壁、牀板、廊下等盡ク之ヲ掃ヒ然ル後清水ヲ以テ洗拭スヘシ但汚染殊ニ甚シキ部分及器具等ハ熱湯汗若クハ石鹼水ヲ以テ洗拭スヘシ
 - 十三、簷下、牀下等モ手ノ届ク限リ之ヲ掃ヒ外部ノ羽目及簷廻リハ龍吐水等ヲ以テ洗滌スヘシ
 - 十四、寢具、窓懸、敷物等ニシテ洗濯シ得ヘキモノハ之ヲ洗濯シ其洗濯シ得ヘカラサルモノハ先ツ其塵ヲ掃ヒ書籍文具等ト共ニ數日之ヲ日光ニ曝シ刷掃スヘシ
 - 十五、器具、寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラサレハ室内ニ持込ムヘカラス
 - 室ハ掃除後五日間以上窓戸ヲ開キテ空氣及日光ヲ通セシムヘシ
 - 十六、牀板、壁面等ニ虧隙アルモノハ此際之ヲ填塞シ風抜穴、煙突等ノ塵煤ハ之ヲ除去スヘシ
 - 十七、浴室、洗面所、食堂、炊事場、生徒控所、雨中體操場、便所、下水、芥棄場等ニシテ破損アルモノハ此際盡ク修理ヲ加ヘ且大掃除ヲ行フヘシ

丙 浸水後清潔方法

- 洪水ノタメ水害ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スヘシ
- 十八、水ニ浸サレタル校舍殊ニ寄宿舎ノ寢具牀板等ハ取外シテ空氣ヲ通シ且牀下ノ汚物泥土ヲ除去シ場合ニ依テハ焚火、火鉢等ヲ用キテ充分ニ乾燥セシムヘシ

- 十九、建具、牀板、校具、腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可成之ヲ日光ニ曝シ充分ニ乾燥セシムヘシ
- 二十、浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ス數回之ヲ浚深シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミタル後ニ之ヲ使用スヘシ但開校後一箇月間ハ必ス其水ヲ煮沸シテ飲用スヘシ
- 二十一、右ノ外定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜應用スヘシ

明治三十年三月十五日直轄各部に對する文部省訓令第三號を以て左の如く學生生徒身體検査規程が定められた。

學生生徒ノ身體ヲ検査シ其發育及健康ノ状態ヲ知悉スルハ衛生上忽ニスヘカラサル所ナルヲ以テ學校衛生顧問ニ諮詢シ學生生徒身體検査規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

但明治二十一年十二月二十八日學生生徒ノ活力検査ニ關スル訓令ハ之ヲ廢止ス

學生生徒身體検査規程

- 一 身體検査ハ毎年四月及十月ニ於テ之ヲ施行スヘシ
- 一 身體検査ハ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ
- 一 身體検査ノ項目ハ身長、體重、胸圍、肺活量、脊柱、體格、視力、眼疾、聽力、耳疾、齒牙其他トシ其検査票ノ様式ハ左ノ如シ

身體検査票 (男)

(女)

之ニ準スヘキモノニ適用ス

第八條 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

明治三十一年二月二十六日文部省令第六號を以て左の如く學校醫職務規程が定められた。

明治三十一年勅令第二號第五條ニ基キ學校醫職務規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

學校醫職務規程

第一條 學校醫ハ此規程ノ定ムル所ニ依リ學校衛生ニ關スル職務ニ従事ス

第二條 學校醫ハ毎月少クトモ一回教授時間内ニ於テ當該學校ニ到リ衛生上ノ事項ヲ視察スヘシ
學年ノ終及學期ノ始ニ於テハ特ニ當該學校ニ到リ視察スルコトヲ要ス

第三條 學校醫ハ學校視察ノ際左ノ事項ヲ調査シ之ヲ視察簿ニ記入スヘシ

- 一 換氣ノ良否
- 二 採光ノ適否
- 三 机腰掛ノ適否
- 四 前列及最後列ノ机ト黑板トノ距離
- 五 燧爐ノ有無及燧爐ト最近生徒トノ距離
- 六 室内ノ溫度
- 七 圖書掛圖黑板ノ衛生上ノ適否

八 學校清潔方法實行ノ情況

九 飲料水ノ良否

第四條 學校醫ハ學校視察ノ際疾病ニ罹レル生徒ヲ發見シタルトキハ其病症ニ依リ缺課休學又ハ療治ヲ爲サシムヘキコトヲ學校長ニ申告スヘシ

第五條 學校醫ハ明治三十年文部省訓令第三號學生生徒身體檢査規程ニ準據シ各生徒ノ身體ヲ檢査スヘシ

第六條 學校醫ハ學校ノ近傍若クハ學校内ニ於テ傳染病ノ發生シタルトキハ數次學校ニ到リ必要ナル豫防消毒方法ヲ施行シ尙其情況ニ依リ學校ノ全部若クハ一部分ノ閉鎖ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ管理者及學校長ニ申告スヘシ
通學生徒ノ所在地ニ傳染病ノ發生シタル場合ニ於テ其通學生徒ノ昇校ヲ禁スヘキ必要ヲ認ムルトキハ之ヲ管理者及學校長ニ申告スヘシ

第七條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニ就テハ管理者及學校長ニ申告スヘシ

第八條 此規程施行ノ爲メ必要ナル細則ハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得

同日又文部省令第七號を以て左の如く學校醫の資格が定められた。

明治三十一年勅令第二號第五條ニ基キ學校醫ノ資格ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 學校醫ヲ囑託スルニハ左ニ掲クル各項中ノ一ニ該當シ且醫術開業免狀ヲ有スル者ノ中ニ於テスヘシ

一 帝國大學醫科大學醫學科卒業ノ者

二 元東京大學醫部醫學科本科又ハ別課卒業ノ者

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

- 三 高等學校醫學部醫學科卒業ノ者
- 四 元高等中學校醫學部醫學科卒業ノ者
- 五 大阪府京都府愛知縣醫學部醫學科卒業ノ者
- 六 元府縣立甲種醫學校卒業ノ者

第二條 第一條ノ資格ヲ具フル者ヲ得難キ場合ニ於テハ帝國大學醫科大學國家醫學講習科修了ノ者又ハ明治十六年布告第三十五號醫師免許規則第二條又ハ第四條ニ依リ醫術開業免狀ヲ有スル者ニ囑託スルコトヲ得

明治三十一年三月五日直轄各部に對する文部省訓令第二號を以て、左の如く學生生徒身體檢査規程中に改正が行はれた。

明治三十年文部省訓令第三號學生生徒身體檢査規程中左ノ通改正ス

- 一 第一項中「之ヲ施行スヘシ」ノ下ニ「但滿二十年以上ノ者ニ就キテハ四月ノ一回ニ止ムルコトヲ得」ノ二十七字ヲ加フ
- 一 第三項中「左ノ如シ」ノ下ニ「但十月ニ於テ施行スル檢査ニ在リテハ身長、體重、其他ノ三項目ニ止ムルコトヲ得」ノ三十五字ヲ加ヘ身體檢査票樣式中「聽力」ノ欄「右、左」ノ區別ヲ削除ス
- 一 第五項中左ノ通改ム
- 「視力」ノ部「正視トス」トアルヲ「正視トシ」ト改メ其下ニ「兩眼ニ就キテ各別ニ測定シ十歳未滿ノ者ニハ施行セス」ノ二十四字ヲ加フ

「聽力」ノ部「ハ懷中時計ヲ以テ其聽取ノ最遠距離ヲ測定ス」トアルヲ「ハ其障害ノ有無ヲ檢査ス」ト改ム
 「以上二項ハ兩眼兩耳ニ就キテ各別ニ測定シ十歳未滿ノ者ニハ施行セス」ノ三十一字ヲ削除ス
 一 第六項ノ身體檢査統計表樣式中「聽力」ノ全欄ヲ「聽力ニ障害アル者」ト改ム

明治三十一年九月二十八日文部省令第二十號を以て左の如く學校傳染病豫防及消毒方法が定められた。
 學校傳染病豫防及消毒方法ヲ定ムルコト左ノ如シ
 學校傳染病豫防及消毒方法

其一 豫防方法

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類

甲 痘瘡及假痘 實布埤利亞 猩紅熱 發疹瘰癧

乙

百日咳 麻疹 流行性感胃 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 肺結核 癩病

第二類

赤痢 虎列刺 腸瘻扶斯

第三類

傳染性皮膚病 傳染性眼炎

第二條 第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員生徒等ハ昇校スルコトヲ得ス

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

前項ノ職員生徒等其傳染病治愈シタル後昇校セントスルトキハ先ツ全身浴ヲ行ヒテ衣服ヲ更メ且ツ醫師ニ於テ傳染ノ虞ナキコトヲ證明スルコトヲ要ス

第三條 第一條第一類乙又ハ第三類ノ傳染病ニ罹リタル職員生徒等ハ其病況ニ依リ醫師ニ於テ適當ノ處置ヲ施シ傳染ノ虞ナキコトヲ證明シタルモノニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第四條 職員生徒等ニシテ家族又ハ同居人中ニ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リタル者アルトキ又ハ學校内ニ傳染病發生シタル場合ニ於テ其患者、屍體又ハ病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物件ニ觸接シタルトキハ醫師ニ於テ適當ノ處置ヲ施シ傳染ノ虞ナキコトヲ證明シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第五條 教員含監等學校内ニ於テ第一條ノ傳染病者若クハ其疑アル者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ學校長ハ醫師ヲシテ診斷セシメ相當ノ處置ヲナスヘシ

第六條 學校ニ於テ第一條ノ傳染病發生シタルトキハ其病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ全校若クハ其一部ヲ閉鎖スヘシ

第七條 學校所在地若クハ其近傍ニ於テ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ明治三十年文部省訓令第一號ニ從ヒ充分ノ清潔方法ヲ施行スヘシ但第一條第二類ノ傳染病發生シタルトキハ校舍内ニ於テ使用スル飲料水ハ煮沸シタルモノヲ用フヘシ

第八條 生徒通學區域内ニ於テ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病發生シ其病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ其局部ヨリ通學スル生徒ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得此場合ニ於テハ當該學校長ヨリ二十四時間以内ニ其旨ヲ管理者ニ届出ツヘシ

第九條 傳染病ノ爲ニ閉鎖シタル學校若クハ其含室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ明治三十年文部省訓令第一號定期清潔方法ノ各項ヲ施行スヘシ

其二 消毒方法

第十條 學校ニ於テ第一條第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其屍體、排泄物又ハ病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物件ニ對シ左ノ區別ニ依リ消毒方法ヲ施行スヘシ但第一條第三類ノ傳染病發生シ其病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ適宜本條ノ消毒方法ヲ應用スヘシ

一 第一條第一類及第二類ノ傳染病患者ノ屍體、第一類ノ傳染病患者ノ用ヒタル唾壺、第二類ノ傳染病患者ノ上リタル圍房其他障壁、牀、疊、建具、寢臺、器具等ハ石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ

二 第一條第二類ノ傳染病患者ノ吐瀉物其他ノ排泄物ハ生石灰又ハ木灰汁ヲ以テ消毒シ強亞爾加里性反應ヲ呈スルニ至ルヘシ

三 食器、被服、寢具等ハ煮沸又ハ蒸汽消毒ニ附スヘシ

四 消毒困難ニシテ廉價ナルモノハ之ヲ燒却スヘシ

五 前各項ノ消毒ニ適セサルモノハ之ヲ刷掃シ數日間日光ニ曝スヘシ

第十一條 消毒ニ供スル藥劑並其應用ハ左ノ如シ

一 石炭酸水 (二十倍) 結晶石炭酸五分鹽酸一分水九十分

本品ハ屍體、吐瀉物其他ノ排泄物、器具、居室、手足等ノ消毒ニ用フ又衣類等ヲ消毒スルニハ鹽酸ヲ加ヘサルモノヲ用フヘシ

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

二 生石灰末 生石灰少量ノ水ヲ灌キ崩壊セシメタルモノノ但用ニ臨ミテ之ヲ製スヘシ
 本品ヲ以テ吐瀉物其他ノ排泄物ヲ消毒スルニハ其分量ノ五十分ノ一ヲ用フヘシ又溝渠、芥溜、牀下等ヲ消毒スルニ用フ

石灰乳 (十倍) 生石灰一分ニ水九分ヲ攪拌混和シタルモノ

本品ノ應用ハ生石灰末ニ同シク吐瀉物、排泄物等ニハ其分量ノ五分ノ一ヲ用フ

木灰ハ生石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テ虎列刺病患者ノ吐瀉物、赤痢病患者、腸窒扶斯患者ノ排泄物ノ消毒ニ用フルコトヲ得其用量ハ吐瀉物、排泄物ノ五分ノ一トス灰汁トシテ使用スルニハ木灰一分ニ水四分ヲ加ヘ之ヲ煮沸シテ製スヘシ其用量ハ吐瀉物、排泄物ノ同容量トス但石炭灰、藁灰ハ木灰ト同一ノ效ナシトス

三 格魯兒石灰水 (二十倍) 格魯兒石灰五分ニ水九十

格魯兒石灰水ノ應用並用量ハ石灰乳ニ同シ但用ニ臨ミテ製スヘシ

附 則

第十二條 此省令ハ幼稚園ニ適用ス

明治三十二年十一月二十二日文部省令第四十四號を以て左の如く學校傳染病豫防及消毒方法中に改正が行はれた。

明治三十一年文部省令第二十號學校傳染病豫防及消毒方法中左ノ通改正シ發布ノ日ヨリ施行ス

第一條 第一類甲中發疹瘰癧ノ次ニ「ベスト」ヲ加フ

第六條 中「學校ニ於テ」ヲ「學校内、學校所在地及其近傍若クハ生徒通學區域内ニ於テ」ニ改ム

明治三十三年三月七日法律第三十三號を以て左の如く未成年者喫煙禁止法が定められた。

未成年者喫煙禁止法

第一條 未成年者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第二條 前條ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ處分ヲ以テ喫煙ノ爲ニ所持スル煙草及器具ヲ沒收ス

第三條 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者情ヲ知りテ其ノ喫煙ヲ制止セザルトキハ一回以下ノ科料ニ處ス

親權ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ處斷ス

第四條 未成年者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知りテ煙草又ハ器具ヲ販賣シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年三月二十六日文部省令第四號を以て左の如く學生生徒身體検査規程が定められた。

學生生徒身體検査規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

學生生徒身體検査規程

第一條 學生生徒ノ身體検査ハ毎年四月及十月ニ於テ之ヲ施行スヘシ但シ滿二十年以上ノ學生生徒ニ就キテハ四月ノ一回ニ止ムルコトヲ得

學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ學生生徒ニ就キ臨時身體検査ノ全部若ハ一部ヲ施行スルコトヲ得

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

第二條 明治三十一年勅令第二號第一條第二項ニ依リ學校醫ヲ置カサル町村立學校及私立ノ小學校及各種學校ハ本令ノ身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

第三條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ但シ學校醫ヲ置カサル場合ニ於テハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

- 一 身長
- 二 體重
- 三 胸圍
- 四 脊柱
- 五 體格
- 六 視力
- 七 眼疾
- 八 聽力
- 九 耳疾
- 十 齒牙
- 十一 疾病

毎年十月ニ於テ施行スル検査ニ在リテハ身長、體重及疾病ノ三項目ニ止ムルコトヲ得

小學校生徒ニ在リテハ視力及聽力ノ二項目ヲ検査スルコトヲ要セス但シ著シキ障害アリト認ムルモノハ此限ニ在ラス

第五條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

- 一 検査器械ハ「メートル」式ニ從ヒ衡器ハ水準器ヲ具ヘタルモノヲ可トス
- 二 検査ノ表記ニハ衡ハ「キログラム」度ハ「センチメートル」ヲ以テ一位トシ以下四捨五入法ヲ用ヒテ小數一位ヲ作ルヘシ
- 三 身長ヲ測定スルニハ足袋、靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ髻アル者ハ小髻ヲ髻下ヨリ水平ニ横ヘテ測定スヘシ
- 四 體重ハ著衣ノ儘測定セサルヲ可トス若シ著衣ノ儘又ハ検査服ヲ着用セシメタルトキハ其ノ風袋ヲ全量ヨリ除

去スヘシ

- 五 胸圍ハ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ自然ノ位置ニ在ラシメ乳頭ノ水平線ニ於テ常時ヲ測定スヘシ充盈、空虛ノ差ヲ測定スルトキ亦同シ但シ小學校生徒ニ在リテハ常時ノミヲ測定スルモノトス
- 六 脊柱ハ正、左彎、右彎、後屈及屈彎ノ程度ヲ検査シ強中弱ノ三種ニ區別スヘシ
- 七 體格ハ強健、中等、薄弱ノ三等ニ區別スヘシ
- 八 視力ハ中心視力ヲ兩眼ニ就キテ各別ニ検査スヘシ
- 九 聽力ハ其ノ障害ノ有無ヲ検査スヘシ
- 十 齒牙ハ齲齒ノ有無ヲ検査スヘシ
- 十一 疾病ハ腺病、營養不良、貧血、脚氣、肺結核、頭痛、衄血、神經衰弱其ノ他慢性疾患等検査ノ際ニ發見シタルモノヲ記入スヘシ

前各號ノ外身體検査上必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フヘシ

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ左ノ様式ニ依リ身體検査票ヲ調製スヘシ

身體検査票 (男)					
姓名	校名 (科何)		出生地	學年	視力
	姓	名			
出生年月	身長	體重	胸圍	脊柱	體格
視力	聽力	齒牙	疾病	其他	備考

明治三十一年文部省令第六號學校醫職務規程中左ノ通り改正ス

第一條 學校醫ハ本令ニ規程アルモノノ外地方長官ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル職務ニ従事ス

第三條 第九號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十 其ノ他衛生上必要ナル事項

第五條 學校醫ハ明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體檢查規程ニ依リ生徒ノ身體ヲ檢查シ身體檢查票ヲ調製スヘシ

學校醫ハ生徒ノ入學退學等ニ際シ學校長ノ請求ニ應ジ其ノ生徒ノ身體ヲ檢查スヘシ

同日又北海道廳、府縣及文部省直轄學校に對する文部省訓令第五號を以て左の如く學校生徒喫煙禁止に關する件が定められた。

學校生徒ノ喫煙ニ關シテハ小學校ニ在リテハ明治二十七年文部省訓令第六號ヲ以テ生徒ノ喫煙スルコト及煙器ヲ夾帶スルコトヲ禁スヘキ旨訓令シ中學校等ニ在リテモ實際喫煙ヲ禁止セルモノ多シ蓋シ學校生徒ノ喫煙ハ衛生上有害ナルノミナラス風紀ニ關スルコト少ナカラス殊ニ此際未成年者喫煙禁止法ノ發布アリタルニ就キテハ小學校中學校師範學校及等位ノ之ニ準スヘキ學校ニ在リテハ取締上其ノ生徒ノ成年以下ナルト以上ナルト學校ノ内外トヲ問ハス喫煙シ及煙草煙器ヲ夾帶スルコトヲ禁止スヘシ其ノ他ノ學校ニ在リテモ特ニ注意ヲ加ヘ法律違反ノ者ナカランメムコトヲ期スヘシ

明治三十四年一月四日文部省令第一號を以て左の如く學校醫の資格中に改正が行はれた。

明治三十一年文部省令第七號中左ノ通改正ス

第一條六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七 試驗ヲ經テ帝國大學醫科大學國家醫學講習科ニ入學シ同科ヲ修了シタル者
第二條中「帝國大學醫科大學國家醫學講習科修了ノ者又ハ」ヲ削ル

明治三十四年三月二十七日文部省令第六號を以て左の如く學生生徒身體檢查規程中に改正が行はれた。

明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體檢查規程中第七條第二項ヲ左ノ通改正ス

地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ四月檢查ニ係ルモノハ其ノ年六月限り十月檢查ニ係ルモノハ其ノ年十二月限り文部大臣ニ報告スヘシ

明治三十七年八月九日北海道廳、府縣、直轄學校に對する左記文部省訓令第八號が發せられた。

學生生徒等ノ使用スル「コビールビオレット」「リラビオレット」「ヨハン、コビール」「ハ、ツエ、クルツ・コビール」等ノ記號アル紫色鉛筆ハ其ノ製造ノ原料ニ有害ノ色素ヲ包含スルカ故ニ其ノ破片又ハ溶液ヲ眼中ニ入ルトキハ激烈ナル毒作用ヲ呈シ竟ニ不治ノ眼疾ニ陥ルコトアリ仍テ幼稚園及小學校等ノ兒童ニハ之カ使用ヲ禁止シ其ノ他ノ學校ノ學生生徒ニ在リテハ必要缺クヘカラサル場合ニ限り之ヲ使用セシムルコトヲ得ルト雖其ノ使用上ニ周密ノ注意ヲ爲サシムヘシ

明治三十七年九月十日文部省令第十八號を以て左の如く學生生徒身體検査規程中に改正が行はれた。

明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體検査規程中左ノ通改正ス

第一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

學生生徒ノ身體検査ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ

第四條第二項ヲ削ル

第五條第一項第四號ヲ左ノ如ク改ム

體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ

第七條第二項ヲ左ノ如ク改ム

地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年六月限り文部大臣ニ報告スヘシ

其他學校衛生の見地より小學校中學校高等女學校師範學校等の設備準則として種々の規定が設けられたことは、前既に關係學校の項に於て述べた通である。

第十八款 官立學校の經理

明治三十年九月一日勅令第二百九十三號を以て左の如く官立學校及圖書館會計規則中に改正が行はれた。

官立學校及圖書館會計規則中左ノ通改正ス

第十五條中「區分シ」ノ下ニ「更ニ各目ニ分チ」ノ七字ヲ加フ

第十六條 刪除

明治三十一年二月三日左記文部省令第三號が發せられた。

文部省ニ於テ施行スル學校及圖書館ノ建築又ハ修繕工事ノ請負競争ニ加ハラントスル者ハ會計規則第六十九條第一

項ノ外尙ホ左ノ資格ヲ備フルヲ要ス

一 請負競争ニ加ハラントスル工事ノ見積金額二分ノ一以上ニ相當スル工事ヲ直接ニ請負ヒタル經歷アル者

但地方ノ情況ニ依リ本項見積金額二分ノ一ヲ同五分ノ一マテニ減スルコトアルヘシ

明治三十一年五月十八日勅令第九十二號を以て左の如く、帝國大學資金所屬森林原野竝產物特別處分規則が定められた。

帝國大學資金所屬森林原野竝產物特別處分規則

第一條 文部大臣ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ帝國大學資金所屬森林原野ノ貸渡及其ノ產物ノ賣却ヲ爲スコトヲ得

一 官廳又ハ公共ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡シ若ハ建築材料ヲ賣渡ストキ

二 見積借地料一箇年二百圓ヲ超エサル森林原野ヲ貸渡ストキ

三 從來ノ慣行ニ由リ地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小柴若ハ土石ヲ賣渡ストキ

四 林業附帯ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡ストキ

五 季節アル生產物ヲ賣拂フトキ

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

六 部分木ヲ其ノ仕付人ニ賣拂フトキ

第二條 文部大臣ハ競争入札ニ付シタル物件ノ豫定價格ニ違セス該入札ヲ取消シタル場合ニ於テ爾後三十日以内ニ豫定價格ヨリ低カラサル代價ヲ以テ同一物件ノ拂下ヲ望ム者アルトキハ隨意之ヲ賣拂フコトヲ得

明治三十二年四月十四日左記勅令第四百四十八號が發せられた。これは附屬音樂學校が高等師範學校から獨立し、又附屬外國語學校が高等商業學校から獨立したことに伴ふものである。

文部大臣ハ明治三十二年度ニ於ケル高等師範學校ノ豫算ノ一部ヲ東京音樂學校長ニ高等商業學校ノ豫算ノ一部ヲ東京外國語學校長ニ命シテ執行セシムヘシ

明治三十三年三月三十一日勅令第四百二十九號を以て左の如く官立學校及圖書館會計規則中に改正が行はれた。

官立學校及圖書館會計規則中左ノ通改正ス

第十四條第二項中「確定」ヲ「徵收」ニ改ム

第二十七條第一項中「金庫所在地外ニ於テ仕拂ヲ要スル」ヲ「金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂ヲ要スル」ニ改ム

第二十八條 歳入ヲ徵收スル官吏ハ其徵收簿ノ結果ニヨリ毎月徵收報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添へ翌月五日迄ニ所

管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三十二條 所管大臣ハ學校又ハ圖書館ノ經費ヲ繰越サントストキハ翌年度四月三十日迄ニ繰越計算書ヲ作り必要ノ参照書類ヲ添へ大藏大臣ノ承認ヲ求ムヘシ

第三十八條 出納官吏ニ關スル規則ハ會計規則第八章ノ例ニ依ル

第四十條 歳入ヲ徵收スル官吏ハ徵收簿ヲ備へ歳入ノ豫算額、確定額、收入済額、不納缺損額、收入未済額ヲ登記スヘシ

附 則

本令ハ明治三十三年度ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年八月十五日左記勅令第三百四十二號が公布せられた。

帝國大學、文部省直轄諸學校及帝國圖書館資金所屬ノ不動産ニシテ一時使用セサルモノヲ貸渡ストキハ競争ニ付セス隨意ノ契約ニ依ルコトヲ得

明治三十五年八月二十日勅令第二百四號を以て左の如く官立學校及圖書館會計規則中に改正が行はれた。

官立學校及圖書館會計規則中左ノ通改正ス

第十四條第二項中「年度經過後二箇月以内ニ」及第三項中「翌月十五日マテニ」ヲ削ル

第三十九條中「收入済額」ノ下ニ「不納缺損額」ヲ、「歳出ノ豫算額」ノ下ニ「豫算決定後増加額」ヲ、「支出済額」ノ下ニ「翌年度繰越額、殘額」ヲ加フ

第十九款 學校卒業者に對する特典

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

文官任用及兵役に關し學校卒業者に對する特典に就て述べる。

明治二十六年の文官任用令及文官試験規則に依り帝國大學法科大學、舊東京大學法學部、文學部及舊司法省法學校正則部の卒業者は文官高等試験の豫備試験を免除せらるるの特典を有し、尋常中學校以上の官立公立學校の卒業者は文官高等試験の受験資格、官立公立尋常中學校又は文部大臣に於て之と同等以上と認めたる官立公立學校の卒業者及高等商業學校舊附屬主計學校及舊主計專修科の卒業者並に特別認可學校の文官任用令施行前の卒業者は當然判任文官となり得る資格を認められ、又徵兵令の關係に於て滿十七歳以上滿二十八歳以下にして官立學校小學科預科等の別科を除く府縣立師範學校中學校、若は文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校、若は文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する私立學校の卒業者は一年志願兵たることを得、又滿十七歳以上滿二十六歳以下にして官立府縣立師範學校を卒業し官立公立小學校の教職に在る者は六週間現役兵たることを得たこと、及卒業後一年志願兵たり得る者は在學中二十八歳まで徵集を猶豫せらるるの特典を有して居たことは前章に於て述べた通である。

明治二十九年十二月二日勅令第三百七十九號を以て左の如く陸軍補充條例が定められた。(抄)

陸軍補充條例

第七條 士官候補生ニ採用シ得ヘキ者ハ左ノ如シ

- 一 中央幼年學校生徒ニシテ卒業試験ニ及第シタル者
- 二 官立、府縣立尋常中學校若クハ文部大臣ノ指定シタル尋常中學校ヲ卒業シ該校長ノ保證並ニ入隊スヘキ隊長ノ承認ヲ得タル者

三 本條第二ニ掲クル尋常中學校卒業者ト同等ノ學力ヲ有シ入隊スヘキ隊長ノ承認ヲ得召集試験ニ及第シタル者

下士兵卒一年志願兵ニアラサル者及陸軍諸生徒ニハ前項第二第三ヲ適用セス

右の規定に基き明治三十年五月三十一日北海道廳、府縣に對する左記文部省訓令第五號が發せられた。

明治二十九年勅令第三百七十九號陸軍補充條例第七條第二ニ依り指定スヘキ郡市町村立及私立尋常中學校ハ左記第一項ノ各目ニ該當スルヲ要スル儀ニ付該事項ヲ具備スルモノアリト思考スルトキハ左記第二項各目ノ圖書ヲ具シテ稟申スヘシ

第一項

- 一 教員中其半數以上ハ專任ニシテ且尋常中學校ノ教員免許狀ヲ有スルモノ
- 二 毎年ノ經常費五千圓以上ノモノ
- 三 現在生徒ノ總數二百名以上ノモノ
- 四 尋常中學校トシテ設置ノ認可ヲ得タル以來三學年ヲ經過シ成績佳良ナルモノ
但尋常中學校トシテ認可ヲ得タル前設置シタル學校ニシテ尋常中學校類似ノ課程ヲ設ケ既ニ卒業生アリテ其成績佳良ナルコトヲ證明スルニ足ルヘキモノハ本文ノ年限ヲ經過スルヲ要セス

第二項

一 設立年月及其後ノ沿革

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

- 二 入學規程
 - 三 學科及其程度、日課表
 - 四 學級及組ノ編制、現在生徒數
 - 五 教員ノ數及其資格並ニ分擔學科
 - 六 卒業生ノ數及卒業後ノ狀況
 - 七 教科用及參考用圖書目
 - 八 敷地校舍及教授用器械等ノ設備
 - 九 校費(經常ト臨時ト別ツ)及維持ノ方法
 - 十 校長又ハ校主ノ履歷
- 其他試驗規則、校則等

文官任用令は明治三十二年三月勅令第六十一號を以て改正せられたが、其第二條に規定せる學校卒業者の特典に關しては別に變更はなかつた。唯從來の第二條は第三條と改められたのである。

公立私立學校にして其卒業者が文官任用令第三條及徵兵令第十三條(以前は一年志願兵のことを規定した箇條は第十一條であつたが、明治二十八年同令中の改正で第十一條が第十三條に繰下げられた)に基き特典を得るが爲に文部大臣の認定を受け得る條件を定むる目的を以て左の如く明治三十二年六月二十八日文部省令第三十四號公立私立學校認定に關する規則が制定せられた。

公立私立學校認定ニ關スル規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

公立私立學校認定ニ關スル規則

- 第一條 公立私立學校ニシテ徵兵令第十三條又ハ文官任用令第三條ニ關シ官立府縣立中學校ト同等以上トシテ文部大臣ノ認定ヲ受ケントスルトキハ公立學校ニ在リテハ其管理者、私立學校ニ在リテハ其學校代表者ニ於テ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ申請スヘシ但特別ノ規定ニ依リ文部大臣ニ開申シ若クハ其認可ヲ得タル事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 一 學校ノ沿革
 - 二 學則
 - 三 學校長、學校長ナキトキハ其學校代表者ノ履歷
 - 四 教員ノ氏名、資格、分擔學科及專任兼任ノ區別
 - 五 生徒定員、現在生徒學年及學級別員數
 - 六 卒業生ノ員數及卒業後ノ情況
 - 七 校地、校舍及寄宿舎ノ圖面
 - 八 經費及維持ノ方法
 - 九 教科書目錄
 - 十 教授用器具、機械及標本目錄

特別ノ規定アルモノヲ除ク外學則ニ規定スヘキ事項ニ付テハ明治三十二年文部省令第十四號中學校及高等女學校設置廢止規則第二條ヲ準用ス

第二條 前條ノ申請ニ基キ文部大臣ニ於テ認定ヲ爲スヘキ學校ハ其管理及維持ノ方法確實ニシテ所定ノ學科ヲ教授スルニ足ルヘキ相當ノ教員及設備ヲ具ヘ左號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

一 專門學校ニ在リテハ其入學者ハ中學校卒業生若ハ明治二十七年文部省令第七號第一條ノ各學科ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ入學試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニシテ修業年限三箇年以上ノモノ

二 實業學校ニ在リテハ甲種實業學校若ハ之ト同等以上ノ學科程度ヲ具ヘ修業年限三箇年以上ノモノ

三 其他ノ學校ニ在リテハ其學科程度、入學規則、編制及設備等中學校ノ規定ニ準シ且其教員全數ノ三分ノ一以上ハ專任ニシテ中學校ノ教員免許狀ヲ有スルモノ

第三條 文部大臣又ハ地方長官ハ必要ト認メタルトキハ主務官吏ヲシテ認定ヲ受ケタル學校ノ入學試験ニ立會ハシメ又ハ入學試験問題及其答按ヲ査閲セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ試験ノ問題又ハ方法中不適當ト認メタルモノアルトキハ當該官吏ハ其變更ヲ命スルコトヲ得

第四條 認定ヲ受ケタル學校ニ於テ學則、生徒定員、校地、校舍及學校維持ノ方法ヲ變更セントスルトキハ公立學校ニ在リテハ其管理者私立學校ニ在リテハ其學校代表者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但特別ノ規定ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受クヘキ事項ニ付テハ各其規定ニ依ルヘシ

學校代表者變更ノ場合ニ於テモ前項ノ規定ニ依ルヘシ

第五條 明治三十二年文部省令第三十三號中學校生徒入學及表簿ニ關スル規則第七條乃至第十一條ハ認定ヲ受ケタル學校ニ之ヲ準用ス

第六條 認可ヲ受ケタル學校ニ於テ第二條ノ規定ニ該當セサル生徒ヲ入學セシムルトキハ其生徒ニ特別ノ名稱ヲ附シ且其學籍簿ヲ別冊トナスヘシ但認定ノ效力ハ本文ノ生徒ニ及ハス

前項ノ生徒ニ關シテハ第五條ノ表簿ヲ便宜省略スルコトヲ得

第七條 認定ヲ受ケタル學校ハ公立學校ニ在リテハ其管理者私立學校ニ在リテハ其學校ノ代表者ニ於テ毎年六月三十日ノ調査ニ依リ翌月中ニ左ノ事項ヲ文部大臣ニ開申スヘシ但特別ノ規定ニ依リ文部大臣ニ開申スヘキ事項ニ付テハ各其規定ニ依ルヘシ

一 學校長及教員ノ氏名、資格、分擔學科及專任兼任ノ區別

二 現在生徒學年及學級別員數

三 前學年中ノ卒業生員數及卒業後ノ情況

四 當該學年ニ於ケル入學生徒數

五 當該年度經費豫算ノ細目

六 教科書目錄

第八條 認定ヲ受ケタル學校ニシテ此規則ニ違背シ又ハ其成績不良ナリト認メタルトキハ文部大臣ハ將來ニ向テ其認定ヲ取消スコトアルヘシ

第九條 此規則ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スルヲ要ス

地方長官ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其書類及實況ヲ精査シ意見ヲ附シテ進達スヘシ

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

七七七

第十條 本令ハ明治三十二年七月十五日ヨリ施行ス

第十一條 明治二十六年文部省令第十五號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第十二條 本令施行前ニ爲シタル認定ハ尙其效力ヲ有ス但本令ニ抵觸スル事項アルトキハ當該學校ニ於テ本令施行ノ日ヨリ六箇月内ニ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ修正スヘシ

同日又北海道廳、府縣に對する文部省訓令第九號を以て左の如く明治二十二年文部省訓令第一號が廢止せられた。

明治二十二年文部省訓令第一號ハ明治三十二年七月十四日限り廢止ス

廢止せられた明治二十二年文部省訓令第一號は徵兵令第十三條(舊第十一條)に依る學校認定に關するものである。

尙ほ文部省は官立公立學校(傳省の管轄に屬する學校を含む)に對する文官任用令上の認定に關しては別に認定規則といふが如き規程を設けず各學校に就て認定したのである。

明治三十二年十一月十四日勅令第四百三十二號を以て左の如く陸軍補充條例第七條中に改正が行はれた。これは明治三十二年二月中學校令の制定に依り從來の尋常中學校が中學校となつたが爲である。(抄)

陸軍補充條例中左ノ通改正ス

第七條中「尋常」ヲ削ル

明治三十四年三月二十六日文部省令第五號を以て左の如く公立私立學校認定に關する規則中に改正が行はれた。

明治三十二年文部省令第三十四號公立私立學校認定ニ關スル規則中左ノ通改正シ明治三十四年四月一日ヨリ施行ス

第一條 第二項特別ノ規定アル場合ヲ除ク外學則ニ規定スヘキ事項ニ關シテハ中學校令施行規則第五十四條第二項ノ規定ヲ準用ス

第二條 第一號中「明治二十七年文部省令第七號」ヲ「中學校令施行規則」ニ改ム

第四條 第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但特別ノ規定ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケ又ハ中學校令施行規則ニ依リ文部大臣ニ届出ツヘキ事項ニ關シテハ各々其ノ規定ニ依ルヘシ

第五條 中學校令施行規則第三十四條、第四十八條、第五十一條及第五十二條ノ規定ハ認定ヲ受ケタル學校ニ關シ之ヲ準用ス

明治三十四年七月二十日勅令第四百四十六號を以て左の如く文官試験規則中に改正が行はれた。

文官試験規則中左ノ通改正ス

第十二條中「卒業證書ヲ有スル者」ノ下ニ「及學習院大學科四學年ノ課程ヲ卒業シタル者」ヲ加フ

右の改正に依り學習院大學科第四學年課程卒業者にも文官高等試験豫備試験免除の特典が與へられたのであつた。

明治三十六年八月十三日文部省令第三十號を以て左の如く公立私立學校認定に關する規則中に改正が行はれた。

明治三十二年文部省令第三十四號公立私立學校認定ニ關スル規則中左ノ通改正ス

第一條第一項第四號中「資格」ノ下ニ「學業經歷」ヲ加フ

第二條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 專門學校(別科ヲ除ク)及實業專門學校(別科ヲ除ク)ニ在リテハ其ノ入學者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校令第五條ノ檢定ニ合格シタル者タルコト

第五條中「第三十四條」ノ下ニ「第三十九條第二項」ヲ加フ

第七條第一項第一號中「資格」ノ下ニ「學業經歷」ヲ加ヘ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第二號及第四號ニ規定セル事項ハ認定ノ效力ヲ享ケタル者ト享ケサル者トニ區別シ又前項第三號ノ規定中卒業後ノ情況ハ認定ノ效力ヲ享ケタル者ニ限り記載スヘシ

附 則

本令ハ明治三十六年八月十五日ヨリ施行ス

現ニ認定ヲ受クル公立又ハ私立ノ學校ニシテ專門學校令第十五條第一項ニ該當シ未認可ヲ受ケサルモノニ入學スル者ノ資格ハ明治三十七年三月三十一日マテハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

前項ニ依リ入學スル生徒竝ニ現ニ認定ヲ受クル公立又ハ私立ノ學校ニシテ專門學校令第十五條第一項ニ該當スルモノニ本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ對シテハ本令施行後仍認定ノ效力ヲ及ホス

明治三十六年十一月三十日勅令第百八十五號を以て左の如く陸軍補充條例中に改正が行はれた。(抄)

陸軍補充條例中左ノ通改正ス

第七條 士官候補生ニ採用シ得ヘキ者ハ左ノ如シ但シ准士官下士現役各兵科下士ヲ除ク兵卒一年志願兵ヲ除ク及陸軍諸生徒ハ之ヲ採用セ

ス

- 一 中央幼年學校本科卒業ノ者
 - 二 中學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シ召募試験ニ及第シタル者
 - 三 一年志願兵ニシテ隊長ノ保證ヲ得且召募試験ニ及第シタル者
 - 四 陸軍現役各兵科下士中品行方正志操確實ノ者ニシテ隊長又ハ所屬長官ノ保證ヲ得且召募試験ニ及第シタル者
- 第二號及第三號ニ該當スル者ハ入隊スヘキ隊長ノ承認ヲ請クルヲ例トス

明治三十六年十二月二十六日文部省令第三十九號を以て左の如く「徵兵事務條例第五十五條ニ依リ學校長ノ交付スル在學證明書ニ關スル規程」が定められた。

徵兵事務條例第五十五條ニ依リ學校長ノ交付スル在學證明書ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 徵兵事務條例第五十五條ニ依リ學生、生徒ニ在學證明書ヲ交付スルトキハ左ノ書式ニ據ルヘシ

在學證明書

番號

在學ノ學科及學年

第五章 明治三十七年日露戰役當時に至るまで

原籍

氏

名

入學ノ年月日

生年月日

減兵事務條例第五十五條ニ依リ在學ヲ證明ス

學校所在地

年月日

何々學校長 氏

名 印

第二條 學校長ハ在學證明書交付名簿ヲ調製シ前條ノ證明書ヲ交付スルトキハ證明書ノ番號ヲ該名簿ニ記入シ且證明書ト名簿トニ割印ヲナスヘシ

第三條 卒業若ハ退學等ニ依リ第一條ノ證明書ヲ交付シタル學生、生徒ノ學籍ヲ除キタルトキハ學校長ハ其ノ除籍ノ事由及年月日ヲ十四日以内ニ原籍地ノ市長北海道、沖繩縣、東京市、京町村ヲ施行セサル地方ニ在都府及大府市長在リテハ區長町村長リテハ町村長ニ準スヘキ者ニ通知スヘシ

附 則

明治十八年文部省達第一號ハ之ヲ廢止ス

廢止せられた明治十八年文部省達第一號は在學證明書の書式を定めたものである。

明治三十七年一月九日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第一號を以て左の如く「學校生徒徵集猶豫ニ關スル取締方」が發せられた。

兵役ハ臣民カ國家ニ對シテ負擔スル重大ナル義務タルニ拘ラス一定ノ學校ニ在學スル者ニ對シ徵集猶豫ノ特典ヲ與ヘラル、ハ國家カ教育ヲ重シ之ヲ獎勵スルノ趣旨ニ出テタルヤ明ナリ然ルニ往々此ノ特典ヲ濫用シ名ヲ在學ニ藉リ

テ徵集猶豫ヲ受ケントシ學校ニ於テモ亦別ニ注意ヲ加フル所ナクシテ容易ニ之ヲ認容スルモノアリト聞ク此ノ如キハ當ニ徵集猶豫ノ本旨ニ背反スルノミナラス又臣民ノ本分ヲ愆ルモノト謂フヘシ地方長官ハ深ク此ノ點ニ留意シ徵兵令上ノ特典ヲ有スル學校ニ對シテハ客年本省令第三十九號ノ手續ヲ實行セシムルハ勿論其ノ生徒ノ入學在學出席退學ニ關シ常ニ精確ノ調査ヲナサシムル等特ニ監督ヲ嚴正ニシ苟モ徵兵忌避ノ疑アルカ如キ場合ニ於テハ速ニ其ノ情況ヲ本大臣ニ具申シ又法令ノ命スル所ニ從ヒテ相當ノ處置ヲ爲スコトヲ怠ラサルヘシ

明治三十七年三月三十一日文部省令第十一號を以て左の如く公立私立學校認定に關する規則中に改正が行はれた。

明治三十二年文部省令第三十四號公立私立學校認定ニ關スル規則中第二條第一號ヲ左ノ通改正シ明治三十七年四月一日ヨリ施行ス

- 一 專門學校（別科ヲ除ク）及實業專門學校（別科ヲ除ク）ニ在リテハ其ノ入學者ハ中學校ヲ卒業シタル者、專門學校令第五條ノ檢定ニ合格シタル者、又ハ當該學校ノ豫科ヲ修了シタル者タルコト

明治三十八年七月一日勅令第九十一號を以て左の如く文官試験規則中に改正が行はれ、廣く官公私立中學校の卒業者及專門學校令に基き一般の專門學校入學に關し試験檢定に合格したる者又は無試験檢定を受くる資格を有する者に文官高等試験の受験資格が與へらるることとなつた。（抄）

文官試験規則中左ノ通改正ス

第八條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ非サレハ文官高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五章 明治三十七年日露戰役當時に至るまで

一 中學校ヲ卒業シタル者

二 専門學校令ニ基キ一般ノ専門學校入學ニ關シ試験檢定合格證書ヲ有シ又ハ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 文官高等試験委員ニ於テ普通教育ニ關シ中學校ト同等以上ト認ムル外國ノ學校ヲ卒業シタル者

明治三十八年以前ニ於テ中學校卒業以上ノ學力ヲ有スル者ヲ以テ入學程度トスル官立公立學校ノ入學試験ニ合格シ又ハ其ノ豫備科ヲ卒業シタル者ハ前項第二號ニ準ス

第十條 豫備試験ハ受験人本試験ヲ受クルニ相當ナル學識ヲ有スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

附 則

第八條ノ二及第十條ノ規定ハ明治四十二年以後、第十一條ノ規定ハ明治三十九年以後施行スヘキ文官高等試験ニ之ヲ適用ス

尙ほ行政官の外種々の職業に就くことに關する學校卒業者の特典に關しては、司法關係即ち裁判官、辯護士其他に關し學校卒業者の受くる特典に就ては此期に於て別に變更はなかつた。

明治二十九年四月七日法律第六十八號を以て左の如く船舶職員法が制定せられた。(抄)

船舶職員法

第一條 日本船舶ニハ此ノ法律ノ規程ニ依リ船舶職員ヲ乗組マシムヘシ

船舶職員ト稱スルハ船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長及一等機關士ヲ謂フ

第二條 海技免狀ヲ有スル者ニアラサレハ船舶職員タルコトヲ得ス

第五條 海技免狀ハ逕信大臣ノ定ムル試験規程ニ依リ試験ヲ受ケ合格シ且海員名簿ニ登録ヲ受ケタル者ニ授與ス

海軍艦船艇ニ乗組ミ運航若ハ機關運轉ニ從事シ又ハ商船學校全科卒業證書ヲ有シ逕信大臣ニ於テ海員試験規程ニ

合格スト認ムル者ニハ試験ヲ用キスシテ相當ノ免狀ヲ授與スルコトヲ得

附 則

第十條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

第十一條 明治十三年第二十八號布告及明治十四年第七十五號布告ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十二年二月法律第六號を以てする藥品營業並藥品取扱規則中の改正に依り、外國の大藥學部若は藥學校に於て卒業したる者又は外國に於て藥劑師免許を得たる者にして年齢滿二十年以上の者には無試験にて藥劑師免狀を與へ得ることとせられた。

明治三十二年六月勅令第二百三十五號特許代理業者登録規則(明治三十二年七月一日施行)に依ると特許業者即ち特許、意匠又は商標に關する代理を常業とする者は試験に合格するを要するも帝國大學分科大學又は之と學科程度同等と認むる内外國の學校に於て定規の課業を卒へたる者は試験を要せずして特許業者たり得るものとした。

明治三十八年三月八日法律第四十三號を以て左の如く醫師免許規則中に改正が行はれた。

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで

醫師免許規則中左ノ通改正ス

第三條中「官立及府縣立醫學校」ヲ「官立及公立ノ醫學校並文部大臣ノ指定シタル私立醫學專門學校」ニ改ム

明治三十八年三月二十五日法律第六十九號を以て左の如く船舶職員法中に改正が行はれた。(抄)

船舶職員法中左ノ通改正ス

第一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

日本船舶ニハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外此ノ法律ノ規定ニ依リ船舶職員ヲ乗組マシムヘシ但シ船舶検査法

第一條各號ニ掲クル船舶ハ此ノ限ニ在ラス

第五條第一項中「海員名簿」ヲ「海技免狀原簿」ニ改ム

第五條及第六條中「海員試験」ヲ「試験」ニ改ム

前述の如く官立及公立の醫學校並文部大臣の指定したる私立醫學專門學校の卒業者は、無試験にて醫術開業免狀を與へらるることとなつたので、明治三十八年七月一日文部省令第十二號を以て左の如く私立醫學專門學校指定規則が定められた。

私立醫學專門學校指定規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

私立醫學專門學校指定規則

第一條 私立醫學專門學校ニシテ醫師免許規則第三條ニ依リ文部大臣ノ指定ヲ受ケントスルトキハ其ノ設立者ニ於

テ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ但シ特別ノ規定ニ依リ既ニ文部大臣ニ開申シタル事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

- 一 現在生徒ノ學年及學級別人員
- 二 卒業生ノ員數及卒業後ノ情況
- 三 教員ノ氏名、資格、擔當學科目及專任兼任ノ區別
- 四 教授用竝實驗及實習用ノ器具、器械、標本及模型目錄
- 五 實習用患者ノ入院外來別現在人員竝最近一箇年間各月ニ於ケル入院外來新來再來別日々平均人員
- 六 實習用解剖屍體ノ最近一箇年間實數

第二條 指定ヲ爲スヘキ學校ハ左ノ各號ニ該當シ文部大臣ニ於テ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ其ノ成績佳良ト認ムルモノニ限ル

- 一 生徒ノ定員ニ對シ相當ナル校地、校舍、校具、病院其ノ他ノ設備アルコト
- 二 必修學科目トシテ少クトモ解剖學實習、生理學、病理學、藥物學、內科學臨床講義、外科學臨床講義、眼科學臨床講義、產科學臨床講義、婦人科學義共、細菌學、法醫學ヲ教授シ修業年限四箇年以上ナルコト
- 三 前號各學科目毎ニ少クトモ公立私立專門學校規程第七條第一項ノ資格ヲ有スル教員一人ヲ採用セルコト
- 四 專門學校トシテ認可ヲ受ケタル學則ヲ實施シタル後二箇年ヲ經過シタルコト
- 五 實習用患者ノ數ハ每學年ノ平均生徒數(本科生)百人以内ノ學校ニ於テハ入院患者二十五人以上外來患者三十人以上トシ以上生徒十人ヲ増ス毎ニ入院患者外來患者各二人ヲ増スコト
- 六 實習用解剖屍體ノ數ハ每學年ノ平均生徒數(本科生)百人以内ノ學校ニ於テハ毎年二十體以上トシ以上生徒

第五章 明治三十七八年日露戰役當時に至るまで